

英領馬來……商業

九七二

株式金額 1,646,606 3,354,644 1,707,804 3,377,716 1,747,844 3,574,644
 拂込金額 1,214,646 3,377,716 1,214,646 3,377,716 1,214,646 3,377,716
 (備考) 海峽植民地外で設立されたものを含まず

國別海峽植民地外設立會社數表

出所=同前表

英國	1920	1921	1922	1923	1924	1925
英國	1,210	1,211	1,212	1,213	1,214	1,215
加那	1,216	1,217	1,218	1,219	1,220	1,221
南阿	1,222	1,223	1,224	1,225	1,226	1,227
新西	1,228	1,229	1,230	1,231	1,232	1,233
英領	1,234	1,235	1,236	1,237	1,238	1,239
緬甸	1,240	1,241	1,242	1,243	1,244	1,245
馬來	1,246	1,247	1,248	1,249	1,250	1,251
香港	1,252	1,253	1,254	1,255	1,256	1,257
外國	1,258	1,259	1,260	1,261	1,262	1,263
日本	1,264	1,265	1,266	1,267	1,268	1,269
內地	1,270	1,271	1,272	1,273	1,274	1,275
臺灣	1,276	1,277	1,278	1,279	1,280	1,281
米合	1,282	1,283	1,284	1,285	1,286	1,287
比律	1,288	1,289	1,290	1,291	1,292	1,293
和蘭	1,294	1,295	1,296	1,297	1,298	1,299
爪哇	1,300	1,301	1,302	1,303	1,304	1,305
蘭領	1,306	1,307	1,308	1,309	1,310	1,311
印度	1,312	1,313	1,314	1,315	1,316	1,317
支那	1,318	1,319	1,320	1,321	1,322	1,323
瑞支	1,324	1,325	1,326	1,327	1,328	1,329

伊大 其他

總計 1,110 1,111 1,112 1,113 1,114 1,115

事業別海峽植民地會社數表

出所=同前表

事業別	1920	1921	1922	1923	1924	1925
裁培	1,110	1,111	1,112	1,113	1,114	1,115
保險	1,116	1,117	1,118	1,119	1,120	1,121
銀行	1,122	1,123	1,124	1,125	1,126	1,127
船業	1,128	1,129	1,130	1,131	1,132	1,133
銀業	1,134	1,135	1,136	1,137	1,138	1,139
雜計	1,140	1,141	1,142	1,143	1,144	1,145

2 馬來聯邦

馬來聯邦會社數表

出所=馬來年報

摘要	單位	1920	1921	1922	1923	1924	1925
聯邦內設立會社	千弗	1,010	1,011	1,012	1,013	1,014	1,015
當中設立登記された會社數		1,016	1,017	1,018	1,019	1,020	1,021
公稱資本金額		1,022	1,023	1,024	1,025	1,026	1,027
登記會社總數		1,028	1,029	1,030	1,031	1,032	1,033
當中經營手續完了の會社數		1,034	1,035	1,036	1,037	1,038	1,039
登記會社總數		1,040	1,041	1,042	1,043	1,044	1,045

3 馬來非聯邦

馬來非聯邦會社數表

出所=同前表

摘要	1920	1921	1922	1923	1924	1925
シヨホール州	1,931	1,932	1,933	1,934	1,935	1,936
登記會社數	1,937	1,938	1,939	1,940	1,941	1,942
當中設立登記された會社數	1,943	1,944	1,945	1,946	1,947	1,948
登記會社數	1,949	1,950	1,951	1,952	1,953	1,954
ケラント州	1,955	1,956	1,957	1,958	1,959	1,960
登記會社數	1,961	1,962	1,963	1,964	1,965	1,966

三 商業會議所

馬來に於ける商業會議所としては歐洲人商業會議所、支那人商業會議所、日本人商業會議所等がある。是等會議所の活動狀況は各地の會議所と大同小異である。主要商業會議所を列記すれば次の通りである。

主要商業會議所一覽表

名	所在地	出所=新嘉坡及馬來ヤムレター
Singapore Chamber of Commerce.	Singapore	Fullerton Bldg., Singapore, S. S.
Singapore Chamber of Commerce Rubber Association	Singapore	Fullerton Bldg., Singapore, S. S.
Singapore Chinese Chamber of Commerce	Singapore	47, Hill Street, Singapore, S. S.
Singapore Japanese Chamber of Commerce	Singapore	
Penang Chamber of Commerce	Penang	1, Downing Street, Penang, S. S.
Penang Chinese Chamber of Commerce	Penang	2, Penang Street, Penang, S. S.
Indian Chamber of Commerce	Penang	33, Beach Street, Penang, S. S.

英領馬來……商業

Malacca Chinese Chamber of Commerce

20, Tranguerah, Malacca, S. S.

Selangor Chinese Chamber of Commerce

Kuala Lumpur

Pedaling Street, Kuala Lumpur, F. M. S.

F. M. S. Chamber of Commerce

Kuala Lumpur

Evvatt & Co., Kuala Lumpur, F. M. S.

F. M. S. Chamber of Commerce, Selangor Branch

Kuala Lumpur

Evvatt & Co., Kuala Lumpur, F. M. S.

F. M. S. Chamber of Commerce, Perak Branch

Ipoh

Evvatt & Co., Ipoh, F. M. S.

Chettians' Chamber of Commerce, F. M. S.

Kuala Lumpur

22, Ampang Road, Kuala Lumpur, F. M. S.

Chettians' Chamber of Commerce, Perak Branch

Ipoh

120, Lalat Road, Ipoh, F. M. S.

Chettians' Chamber of Commerce, Selangor Branch

Klang

37, Sultan Street, Klang, F. M. S.

Chettians' Chamber of Commerce, Negri Sembilan Branch.

Seremban

87, Paul Street, Seremban, F. M. S.

尚右の中、新嘉坡商業會議所は日刊輸出入表・市況週報及海運日報を發行して居る。

四 物價指數及主要物產市價

1 卸賣物價指數

2 小賣物價指數

主要都市別・重要食品別小賣物價指數表

Table of retail price indices for various food items (meat, eggs, fish, etc.) across different cities (Singapore, Penang, Malacca) for the years 1910-1914. The table is organized into columns for each city and rows for each food category.

新嘉坡對彼南、馬拉加主要食品別小賣物價指數表

指數以一九一四年之平均指數を百としたるもの
出所は同前表

Table of retail price indices for various commodities (meat, fish, vegetables, etc.) in Singapore, Penang, and Malacca. The table lists items and their corresponding indices for different years.

主要物産市價 英領馬來に於ける主要物産とは、農産品にありては、護謨、コブラ、鑛産物にありては錫である事は屢述べて来た處である。是等の産物は總て馬來聯邦或は馬來非聯邦内に産出するものであるが、積出しの爲馬來の二大港たる新嘉坡及彼南に總て集積される現狀にある。従て其の市場も兩都市を除いては全く論ずるに足らず、就中新嘉坡は英領馬來の新嘉坡として最も重要な地位を占めてゐる。而して相場の如きも新嘉坡にて建てられ、新嘉坡相場として世界の經濟界に重きをなしてゐる。左に當領の代表的物産の市價、累年比較を示す事とする。

新嘉坡主要物産最高最低市價表 (一九三三—三六年平均)

Table showing the highest and lowest market prices for major commodities in Singapore from 1933 to 1936. The table includes columns for the commodity name, the highest price, the lowest price, and the corresponding dates.

五 商品の取引方法

護謨の輸出は銘柄取引と見本取引との二法がある。銘柄取引は標準物F・A・Q等の銘柄によつて取引せられ、見本取引は各輸出商が勝手に作成した標準見本によつて行はれてゐる。各護謨園より新嘉坡・馬拉加・彼南等の輸出港に向けて積送せられる護謨の多くは輸出向荷造を爲さず、品質も亦各園各様で、之を受取つた輸出港に於ける輸出商が、自己の倉庫に於て銘柄又は自己標準見本に照し選別し輸出する。當地標準相場は賣手倉庫渡輸出荷造に非ざるもの一封度に付海峽弗建とし、之に選別・荷造・倉敷料・積込諸掛・運賃・保険料等を加算し時の爲替相場により換算したものが諸外國沖著値段となるのである。買手は主として輸出商、賣手は各園若しくは中間商人又は輸出業者であつて、此の間現物取引も相當行はれるが、先物取引が又盛んに行はれてゐる。先物取引には標準物を目的とし主として差金の授受によつて決済する空相場に類する先物取引も行はれてゐるが、特に取引所がある譯ではないから仲買人を介して行はれてゐる。

錫 原産地より搬出される場合は、Biji(原錫)即ち砂状のままであつて百斤即ち一擔宛のガンニー袋入とされてゐる。此の原錫ビジは六六―七二%見當の錫を含有する。輸出錫は是等原錫を精錬した凸形状のイグノット(Ignote)を以て市場に出すもので、イグノットは錫分九九・八七% (馬來標準物)重量百封度ネットである。該イグノットの表面には Straits Trading Co. のものは Refined S. F. C. Tin 即ち精錬所名が刻み込んである。又、同様 B. H. H. のマーク入のものがあるが、之は支那人精錬所に係るもので商標 Baa Hook Hin の略語である。現在此の二種が最も弘く世に知られて居るものであり、且つ當地方の標準物とされてゐる。多くの場合輸出錫は、輸出錫精錬所の製品を買付輸出するか又は是等精錬家が自身で輸出する。(一)支拂條件―現金買又は電報オツプファー受理と共に代金の五割拂込、残金は積出後直ちに決済 (二)積出期間―オツプファー受理後二週間以内に積出すを普通とする

が、取引筋に依て多少の差違がある。四輸送中に於けるリスク又は磨滅―錫イグノットは裸現物送りとされるもので、何れの船會社に於ても之を貴重品取扱として特に嚴重に輸送に心掛くるものであるから目減りは殆どないが、粉砕又は磨滅の場合は勿論買手のリスクとする。(五)日本―新嘉坡間の運賃は何れの船會社に於ても一噸十弗と規定されてゐる。
輸入各種商品 輸入品は商品によつて多少の相違があるが、輸入品の大部分は外國商館が輸入し、之を地附問屋に託して販賣してゐる。自轉車・機械類・護謨園用品等は輸入外國商館が自ら販賣に當り、日本製品・支那製品・印度製品等は地附問屋・小賣商等が自ら輸入してゐる。
問屋の小賣店への販賣は多くは掛賣りで現金取引は僅である。外國商館と問屋間の取引は現物買買も多少行はれるが、先物注文又は約定品も多く、値段の取極めは外國價連と海峽弗建と略相半ばしてゐる。新嘉坡・馬拉加・彼南は共に所謂中繼港であるから、馬來半島各地は勿論暹羅・蘭領印度等への轉賣が旺んでゐる。

六 邦商の地位

英領馬來の邦商は之を輸出入業者、物品取扱業者、水産業者、銀行保險業者等に大別し得るが、後二者にありては當領内に本店・本社を置くものなく、多くは内地、臺灣の代理店又は出張所を置く程度にして、之等大部の商人は其の殆ど全部が新嘉坡に拠中して居る。特に水産業にありては馬來の斯業を牛耳つてゐる關係上業界に隠然たる勢力を把持してゐる。領内至る所に所謂 Made in Japan の商品雜貨が見られ、直接間接に之を取扱ふ商人も多數に上つて居る。然し乍ら之を貿易上から見ると、一九三五年度の馬來總貿易額は一、〇五七、四五二、〇三八弗内八三、〇九四、七五三弗が對日貿易が占めて居り、其の比率は僅に八分弱にしか過ぎない。以て邦商の地位の大様を推知す可きである。世界大戰の好況に一舉に大活動をなせる邦商は戰後の諸外國の勃起、護謨價の低落、世界的不況、支那人邦品不買等凡ゆる困難と戦ひ乍らも益々其の地盤の強化を圖り、昨今護謨ブームの曙光に幾多の困難をも忘

れて各事業の向上發展に盡してゐる。英領馬來の邦商を列記すれば次の通りである。

一般商業

新嘉坡主要邦人商店・會社所在地並に經營事業一覽表

會社及商店名	社名	考
伊勢屋商店 Iseya & Co.	22 & 23, Hyiam St., Spore.	海産物・洋トランク・石鹼・綿絲布同製品、輸入業、食料品・文房具取扱業及化粧品販賣業
石津商店 Ishizu Shoten	13, Hyiam St., Singapore.	食料品取扱業
石原産業公司 Ishizu Gyogyo Koshi, Ltd.	25, Malabar St., Singapore.	高瀬貝輸出業
花屋商會 Hanaya & Co.	Union Bldg., Collyer Quay, Spore.	鐵及滿備鐵探掘販賣業
馬場商店 Baba & Co.	55-57, Middle Rd., Spore.	書籍・運動具・文房具販賣及取扱業
日本賣藥株式会社 Nippon Baiyaku Kaisha, Ltd.	149, Middle Rd., Singapore.	自轉車部分品・樂器・化粧品・人力車部分品・文房具輸入及取扱業
日本藥房 Nippon Yakubo.	49 & 51, North Bridge Rd., Spore.	樟腦・藥品化學藥品・蠟類・賣藥醫療用品・化粧品・靴輸入及販賣業
日華公司 Nihwa Co.	384, North Bridge Rd., Spore.	樟腦・藥品化學藥品・硝子製品・賣藥醫療用品・化粧品輸入及販賣業
日南貿易商會 Nichinan Boeki Co.	87, Middle Rd., Singapore.	藤・サト澱粉輸出及取扱業
日本鐵業株式会社 Nippon Mining Co., Ltd.	81, Victoria St., Singapore.	藤・靴・イン根輸出入及取扱業
日本郵船會社 Nippon Yusen Kaisha, Ltd.	3, Meyor Chambers, Singapore.	鐵・滿備鐵探掘販賣業
土佐商店 Tosas & Co.	4, Wilkie Rd., Singapore.	海運業
東印貿易商會 Toin Trading Co.	60, Waterloo St., Singapore.	コブラ・カッチ・皮革・肉豆蔻・パチヨリ油・レモンガラス油・パラ護謨・藤・サゴ澱粉・タビオカ・高瀬貝・トベ根・ガタパーチヤ及ゼルトン輸出入取扱業
隆弘藥房 Ejiri & Co., K.	414, North Bridge Rd., Spore.	自轉車部分品・自動車部分品・マイントワニス輸入業
大阪商船株式會社 Osaka Shosen Kaisha, Ltd.	9, De Souza St., Singapore.	樟腦・藥品化學藥品・硝子製品・賣藥醫療用品・化粧品・レコード輸入及販賣業
河本商店 Kawamoto & Co.	248, Middle Rd., Singapore.	海運業
加藤商店 S. Kato & Co.	17, Robinson Road, Singapore.	ニナル製品・硝子製品輸入業

英領馬來……商業

華南銀行	China & Southern Bank, Ltd	31, Raffles Place, Singapore.	銀行業
吉定商會	Yoshisada Shokai	72, Middle Rd., Singapore.	食料品取扱業
吉田商行	Yoshida & Co.	63, Middle Rd., Singapore.	化粧品・文房具・トバ根輸出及販賣並取扱業
橫濱正金銀行	Yokohama Specie Bank, Ltd.	18, Raffles Place, Singapore.	銀行業
大安洋行	Daian Yoko	70, Prinsep St., Singapore.	硝子製品輸入業
田尾商行	Tao & Co., K.	70, Middle Rd., Singapore.	樂器・化粧品・文房具販賣及取扱業
大昌公司	Taisho Gyogyo Kaisha	14, Queen St., Singapore.	漁網漁具・高瀬貝輸出・入業
臺灣銀行	Bank of Taiwan	494, North Bridge Rd., Spore.	銀行業
南洋商會	Nanyo Shocho	66, Middle Rd., Singapore.	靴輸入業
中司商行	Nakazuka & Co.	241, Middle Road, Singapore.	新開業
南洋日々新聞社	Nanyo Nichi-Nichi Shimbumsha	75, Middle Rd., Singapore.	印刷業・文房具取扱業
南洋印刷所	Nanyo Printing Office	66-1, Prinsep St., Singapore.	印刷業・文房具取扱業
南洋及日本人社	Nayo Oyobi Nihonjinsha	6, Battery Rd., Singapore.	倉庫業並に附帯業務
南洋倉庫株式會社	Nanyo Soko Kaisha, Ltd.	7 & 8, High St., Singapore.	食料品・運動具・硝子製品・洋燈・革トランク・樂器・化粧品・石鹼・文房具・タオル・綿絲布同製品・輸入取扱業
仲川商行	Nakagawa Shoten, Ltd.	Union Bldg., Singapore.	ハラ護謨輸出業
野村商行	Nomura & Co.	178, Middle Rd., Singapore.	樂器輸入業・化粧品販賣業
山瀨商行	Yamase Shoten	21, Hyiam St., Singapore.	ニオン麥酒・食料品・籐・日本酒・輸入取扱及販賣業
山中商行	Yamanaka & Co.	350, North Bridge Rd., Spore.	樂器・化粧品・文房具取扱販賣業
丸中商行	Maru A Shoten	328, North Bridge Rd., Spore.	樂器・文房具取扱業
フランソワ商行	Frank & Co.	59, Middle Rd., Singapore.	日本酒取扱業
弘榮商行	Kohyei & Co.	33, Coleman St., Singapore.	コブラ・カツチ・皮革・肉荳蔻・パチヨリ油・ハラ護謨・胡椒・籐・タバコ・錫・高瀬貝・ガタバーチャ・ジェルトン
江畑洋行	Ehata & Co. Y.	54/56, Middle Rd., Singapore.	酸・寫眞器同材料・硝子製品・紙・文房具輸出入及取扱業
越後尾興服店	Echigoya & Co.	176, Middle Rd., Singapore.	絹及絹織物輸入業
有坂製袋株式會社	Arisaka Canvas Bag Mfg. Co., Ltd.	24, Hyiam St., Singapore.	明琴・帆布・藥品・化學藥品・ニール・タル・亞鉛引鐵板・自輪車部分品・電氣用品・硝子製品・パチヨリ油・レモン・グラス油・ペン・トワニス・パチヨリ・タルカム・パウダー・金物・綿絲布同製品輸出入業
淺野商店	I. Asano & Co.		海産物・帆布・絹及絹織物・トバ根・綿絲布同製品輸出入業

櫻竹商會	Sakura & Co.	332, North Bridge Rd., Spore.	樂器・化粧品・文房具販賣及取扱業
佐竹商行	Satake & Co.	18-2, Prinsep St., Singapore.	アルミニウム製品・エナメル製品・電氣用品・硝子製品輸入業
坂本商行	Sakanoto Shoten	23, Hyiam St., Singapore.	食料品取扱業
三照商行	Santai Shokai	80, Waterloo St., Singapore.	自轉車同部分品輸入業
友林堂印刷所	Yurindo Printing Press	76-78, Waterloo St., Singapore.	印刷業・文房具取扱業
三星電氣商行	Mitsubehai Electric Co.	328, North Bridge Rd., Singapore.	電氣用品輸入業
都電氣商行	Miyako Electric Co.	33, Coleman St., Singapore.	電氣用品・懐中電燈輸入業
三井物産會社	Mitsui Bussan Kaisha, Ltd.	9-12, K. P. M. Chambers, Spore.	鐵・明琴・アスファルト製品・橡膠・帆布・藥品・化學藥品・ニール・タル・紙・自動車部分品・ペイント・ワニス・エビス麥酒・海産物・セメント・石炭・菓子・油・椰子油・魚油・殺菌煉乳・菓子・肉荳蔻・皮革・ガンニール・袋・エナメル製品・カツチ・亞鉛引鐵板・コブラ・パチヨリ油・ハラ護謨・胡椒・化粧品・ゴム・包装木箱・サリ・殺菌粉・絹及絹織物・石鹼・電線・金物・綿絲布同製品・ガタバーチャ・ジェルトン・肥料・小麥同粉・トバ根・タオル・タバコ・メント・石炭・コブラ・殺菌煉乳・ハラ護謨・胡椒・サゴ・澱粉・靴・角砂糖・鐵鋼同製品・タビオカ・錫・小麥同粉・電線・金物輸出入業
三菱商事會社	Mitsubishi Shoji Kaisha, Ltd.	Union Bldg., Collyer Quay, Spore.	酸・明琴・アスファルト製品・樟腦・帆布・藥品・化學藥品・ニール・タル・自轉車部分品・ペイント・ワニス・紙・絹及絹織物・文房具・タルカム・パウダー・綿絲布同製品輸出入及取扱業
士母他公司	B. S. Shimoda & Co.	88, Robinson Rd., Singapore.	文房具取扱業
日の丸商店	Hinomaru & Co.	44, High St., Singapore.	陶磁器・靴・新聞雜誌輸入及取扱業
比留間商會	Hiruma Shokai	63, Middle Rd., Singapore.	石炭・ハラ護謨・ガタバーチャ・ジェルトン輸出入業
千田商會	Senda & Co., Ltd.	Raffles Chambers, Singapore.	新開業
新嘉坡日報社	Singapore Nipyoeha	123, Serangoon Rd., Singapore.	

主要保險會社代理店名一覽

會社名	所在地	支店又は代理店名
三菱海上火災保險株式會社	新嘉坡	三菱商事株式會社
明治生命保險株式會社	同	同
共同火災保險株式會社	同	三井物産株式會社
明治火災保險株式會社	同	同
日本火災保險株式會社	同	同
東京火災保險株式會社	同	同
橫濱海上火災保險株式會社	同	Brinmann & Co.

保險業 英領馬來に於て火災保險業を營まんとするものは、領内に本社を有すると支店出張所を設け或は代理店を設けるとに拘らず、海峽十萬弗の保證金又は國債を政府に保證金として供託するを要する。生命保險の供託金は二十萬弗にして海上保險には此の規定がない。保險業の種類は世界大都市に於けると同様種々雑多にして、火災海上保險會社最も多く、生命保險、自動車保險、銀行業者、貿易業者の保險會社あり、出張所代理店を合して新嘉坡のみにて百十數會社を算へる状態である。本邦保險會社にて本領内に營業せるものは總て代理店又は出張所を有するものゝみにして其の名稱を擧ぐれば次の通りである。

大正海上火災保險株式會社 新嘉坡 三井物産株式會社
 東京海上火災保險株式會社 新嘉坡 彼南 Paterson, Simons & Co., Ltd.
 日本海上保險株式會社 彼南 三井物産株式會社
 扶桑海上火災保險株式會社 彼南、スラ Guthrie & Co., Ltd.
 倉庫業 英領馬來に於ける倉庫業は今尙發達の域に至らず、現在倉庫業者としては我が南洋倉庫會社がある位のもので、同社倉庫も未だ廣く一般には利用されてゐない。倉庫業が斯くの如き次第であるから、從て内外商社の多くは自家専用の倉庫を有するか又は港務局所屬の倉庫を利用してゐる。以下は各港中最も代表的な新嘉坡港務局倉庫は就ての概略である。新嘉坡港務局所屬倉庫は之を分つて埠頭倉庫・保管倉庫・保税倉庫・阿片倉庫・危險品倉庫の五種となる。

埠頭倉庫—埠頭倉庫は埠頭繫留船舶の陸揚・積込貨物を一時保管する倉庫で、平屋建合計三十九棟、此の總面積約九十萬平方呎を有し、別に石炭約二十萬噸を收容する野積地がある。貨物の保管期間約三週間を以て限度とし、右期間を経過しても貨物の倉出を爲さざる時は之を保管倉庫に移す。

保管倉庫—保管倉庫は合計十棟總面積二十五萬五千平方呎ある。埠頭倉庫收容貨物が前記期間即ち三週間以内に倉出せられざる時、又は特に貨物の保管を依頼せられたる時倉入保管をなす。

保税倉庫—酒・煙草其の他保税品を保管すること本邦に同じ。

阿片倉庫—間口五十呎奥行五十呎の一棟であるが、全部石造二重鐵扉を施し設備頗る嚴重である。輸出入又は積替阿片煙膏の一時保管を目的としてゐる。

貿易

總説—總貿易額—國別貿易—品別貿易—主要國—品別貿易對日本貿易

一 總説

概要 英領馬來の貿易は一九二六年迄逐年増加の傾向にあり、同年遂に二十三億弗といふ馬來貿易史上驚異的新記録を出したが、其の後引續き一般商品價格の下落殊に輸出價格の低値と購買力の減退に連れ、爾來減少の一途を辿り、五箇年後の一九三〇年には逆に一九二四年と略同額の十三億弗となり、更に五箇年後の一九三五年に於ては十億弗と前記一九二六年の半以下に減少するに至つた。英領馬來貿易の大部分は中繼貿易によつて占られ、其の中心地は新嘉坡である(商業の部—總説の項參照)。從て新嘉坡其の他諸港を通じて半島に輸出せられる各種商品の數量、價額のみを以て英領馬來の貿易を測定する事は不可能である。陸揚すられず只船腹を換へるのみで仕向先へ發送される所謂積換貿易が又實に夥しい數量に達して居る事を考へ合せなければならぬが、之に關する統計がない爲正確に英領馬來の純貿易額を知る由もない。恐らく仲繼貿易額は世界に於ける最大なるものであらうと言はれてゐる。

英領馬來の諸港特に新嘉坡の繁榮は、英國が一八一九年新嘉坡を設置して以來其の通商貿易政策として自由貿易の制度を採用した事に基く。凡そ一國の港を自由港とする事の可否は其の地理的條件、住民の品性、物産の如何にかゝる事は勿論にして、英領馬來の場合英國が採れる自由貿易政策は實に英領馬來の本體を把握して行つたものと云ふべく非常な成功を見、遂に世界に冠たる仲繼貿易港として今日の新嘉坡の繁榮を贏ち得たものである。然し乍ら最近に至りて邦品の進出に恐れをなせる一部人士間に自由政策放棄論が擡頭しつつある次第であるが、今日漸く築き上げた新嘉坡繁榮の歴史を無視した偏見として簡單に片付け得べからざる情勢が窺はれる。

英領馬來……貿易

る目的を以て、新嘉坡埋立地に建設した十數棟・總面積四十萬平方呎・鐵骨並鉛葺コンクリート床の優秀なる平屋建倉庫があるが、未だ一般に利用されてゐない。

尙、特殊倉庫としては新嘉坡冷蔵會社の冷蔵倉庫があるが全然尙社専用にして、其の主要目的は當地肉類供給不足を補ふ爲の輸入濠洲肉を貯蔵するにあるを以て、一般には何等利用の途が開かれてゐない。

織物輸入制限に就て 植民地及保護國政府は英本國製造業者が一九三〇年以降當面せる織物類輸入の激烈な競争、主として日本品の輸入對策として、外國製綿布及人絹布の輸入を割當制に依り制限すべき新制度の實施方を本國政府により懲添さるべき旨の一九三四年五月七日下院に於て商相ウォルター・ランタン(Walter Runciman)の爲したる聲明に基き、新嘉坡に於ては五月九日附を以て新聞紙上に民政長官の名に依り公式聲明が發表せられ、五月十一日同長官は如何にして再輸出貿易を保護すべきかに付新嘉坡商業會議所員と懇談を遂げ、其の後更に政府の高官、印度人、支那人、日本人及歐洲人輸入業者代表と懇談をなし、此處に立法會議に上提さるべき法案の骨子が作製されるに至つた。即ち六月二十四日附官報布告を以て一九三四年織物輸入(割當)制限法を發布した。同時に一般取締規則及各種布告を離型、係官の任命、除外例、各種統計集録、其の他本條令に關聯する必要事項と共に公布し、而して該取締規則中には再輸出倉庫の管理及監督に關する規定をも包含す。同法に依り關係五大國(日本、支那、伊太利、和蘭、葡領印度)は品種別輸入割當が、而して他の諸國に對しては總輸入額に對する割當が實施せられる事となり、制限適用織物は綿又は人絹或は綿及人絹が重量に於て五〇%以上を含むものと定義せられ、人絹布、生地(晒・未晒)綿布、染色綿布、捺染綿布、絲染綿布、綿サロン(カイン及スレンジンを含む)、人絹サロンの七種が割當制適用織物と指定され、輸入免許(制限輸入免許及普通免許の二種)なくしては何人も制限適用織物の輸入をなし得ざる事となつた(馬來聯邦及馬來非聯邦にても五月七日より海峽植民地と同様輸入制限を實施す)。

次に各國別割當量を示せば左の如くである。

品別	日本	支那	伊太利	和蘭	葡領印度
一九三四年—					
生地綿布(晒・未晒)	3,275,828	5,010,864	4,078,111	1,401,040	3,511,111
染色綿布	9,788,833	6,628,133	1,251,743	2,277,314	2,525,717

英領馬來……貿易

人絹	1,000	1,000
綿	1,000	1,000
絹	1,000	1,000
計	1,000	1,000

九八四

人絹	1,000	1,000
綿	1,000	1,000
絹	1,000	1,000
計	1,000	1,000

國別・品別織物輸入實績表

單位：噸
出所：英領馬來貿易年報

一九三五年		一九三六年		一九三七年	
生地綿布(晒・未晒)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
染色綿布	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
擦染綿布	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
綿	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
絹	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

一九三四年		一九三五年		一九三六年	
生地綿布(晒・未晒)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
染色綿布	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
擦染綿布	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
綿	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
絹	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

二 貿易總額

一九二六年及最近六箇年間英領馬來對外貿易額を示せば次の通りである。

外國貿易額表

年次	輸入額	輸出額	貿易總額
一九二六	1,000	1,000	1,000

主要國別貿易總額表

英國・屬領及保護領	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
英國	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
南阿	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
加本	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
英領	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
北印	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
緬甸	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
錫蘭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
香港	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
薩摩亞	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
新西蘭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
歐洲	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
英領馬來……貿易	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

英領馬來に於ける貿易相手國は米國を筆頭に、蘭領印度・英本國・日本・暹羅となつて居り、日本は第四位に位する。今その主要貿易國及貿易總額を列記すれば次の通りである。

白 耳 義	三,四三九,九〇一	三,一五九,一四二	三,三三三,一四三	八,〇一九,四三三	五,四七六,六四四	一〇〇,七〇三,一〇四
丁 蘭 西	二,三三三,一三三	三,〇〇九,九〇〇	一,九三三,〇七九	一,七,〇三,二二五	一,四,〇三,二二五	一,〇〇,七〇三,一〇四
伊 太 利	一,七九七,九〇五	一,四四三,八二八	一,九三三,〇七九	一,〇,〇三,二二五	一,〇,〇三,二二五	一,〇〇,七〇三,一〇四
獨 逸	七,五五五,八一一	八,七五五,八二八	一,〇,〇三,二二五	一,〇,〇三,二二五	一,〇,〇三,二二五	一,〇〇,七〇三,一〇四
和 蘭	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
諾 威	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
瑞 士	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
阿 弗 利 加 洲	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
南 北 亞 米 利 加 洲	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
亞 細 亞 洲	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
佛 領 印 度 支 那	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
日 本	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
比 律 賓	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
暹 羅	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
其 他 諸 國	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
計	八,八七〇,五七〇	七,四七〇,五七〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇

(備考) 一九三六年は暫定數字

三 國 別 貿 易

國 別 ・ 地 方 港 別 輸 入 貿 易 額 表

英 國	新 嘉 坡	彼 南	馬 拉 加	ラ プ ア ン	ク リ ス マ ス 島	馬 來 聯 邦	馬 來 非 聯 邦	英 領 馬 來 總 計
-----	-------	-----	-------	---------	-------------	---------	-----------	-------------

單位：港幣
出所：同前表

南 阿 聯 邦	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
加 奈 陀	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
英 領 印 度	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
英 領 北 婆 羅 洲	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
緬 甸	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三	一,三三三,一三三
計	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇

英領馬來……貿易

英領馬來……貿易

Table showing trade data for British Malaya, including columns for destination (e.g., 佛領印度支那, 日, 蘭領印度) and values in thousands of dollars.

九九〇

Table showing trade data for other countries (其他諸國) and a total (總計) for the period 1935.

Table showing trade data for other countries (其他諸國) and a total (總計) for the period 1935, continuing from the previous table.

主要仕出國別輸入貿易一

單位：海峽幣

Table showing major import trade by country (主要仕出國別輸入貿易一) with columns for country (e.g., 英國, 南阿, 加奈) and values.

國別・地方港別輸出貿易額表

單位：海峽幣

Table showing trade data for various countries and regions (國別・地方港別輸出貿易額表) including 佛蘭, 伊太, 和太, etc.

英領馬來……貿易

九九一

英領北ボルネオ	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
緬甸	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
錫蘭	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
香港	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
サラワ	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
新嘉坡	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
白蘭地	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
佛羅里達	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
伊太利	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
和蘭	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
諾威	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
西班	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
瑞典	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
埃爾	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
米爾	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
亞爾	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
支那	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
佛羅	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
日蘭	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
蘭度	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
其他	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000
計	1,274,000	1,111,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000	1,144,000	1,244,000

(備考) 一九三五年國別輸出額百萬弗以上を採録

四品別貿易

主要商品別輸出入貿易額表

單位：海峽幣
出所：同前表

品別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
第一類 動物・食料品・飲料及煙草	5,940,000	1,920,000	4,000,000	1,500,000	4,500,000	1,800,000	5,000,000	1,800,000
穀類及粉類	5,940,000	1,920,000	4,000,000	1,500,000	4,500,000	1,800,000	5,000,000	1,800,000
動物飼料	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
肉類	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
食用動物	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
其他の食料品(無税)	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000
飲料品及煙草(有税)	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000
非食用動物	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
計	5,940,000	1,920,000	4,000,000	1,500,000	4,500,000	1,800,000	5,000,000	1,800,000
第二類 原料品及未製品	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
石炭	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
其他の非金屬礦物及同類似品	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
鐵及鐵滓	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
鐵以外の金屬鐵滓	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
木花材	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
棉	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
其他の織物原料	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
製油種子及果、油	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
未調製皮革	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
雜種原料及未製品	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
計	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
第三類 製品及半製品	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
土器、硝子及研粉材	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
鐵、鋼及同製品	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
鐵以外の金屬同製品	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
刃物、鐵器、機械及器具	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
計	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000

英領馬來……貿易

英領馬來……貿易

Table of trade data for British Malaya, listing various goods like machinery, oil, and sugar with their respective quantities and prices across different years (1931-1935).

主要品別(約五十萬弗以上)輸出貿易額表

單位:海峽幣 出所:同前表

英領馬來……貿易

100%

Table of trade data for British Malaya, listing various goods like rubber, oil, and sugar with their respective quantities and prices across different years (1931-1935).

英領馬來……貿易

Table of trade data for British Malaya, listing various countries and goods with numerical values. Includes categories like '和蘭', '瑞西', '日蘭', '其他の諸國', '各種棉反物(二十萬弗以上)', '英領本國', '支那', '日蘭', '其他の諸國', 'ガジリン(十萬弗以上)', '薩ラ', '波蘭', '其他の諸國', '乾・濕護膜(十萬弗以上)', '北ボルネオ', 'サハラ', '佛領印度支那', '其他の諸國', '米(白米, 梗, 半煮米, 玄米, 碎米(十萬弗以上))', '英領印度支那', '佛領印度支那'.

1008

Table of trade data for various goods, including '錫', '鐵', '其他の諸國', '粗・精製砂糖(十萬弗以上)', '香', '蘭', '其他の諸國', '錫・石及コンセントレーツ(二十萬弗以上)', '南阿聯邦', '其他の南阿諸國', '佛領印度支那', '日蘭', '其他の諸國', '白・黒・長物胡椒(十萬弗以上)', 'サハラ', '蘭', '其他の諸國', '計', '(註) ①其他の諸國を含む (備考) 一九三五年輸入額五百萬弗以上'.

主要國商品別輸出額表

Table of major export goods by country, listing items like '檳榔子(十萬弗以上)', '英領印度支那', '佛領印度支那', '英領馬來……貿易' with corresponding values and years (1931, 1932, 1933, 1934, 1935).

1009

單位：海峽幣

出所：同前表

英領馬來……貿易

Table with columns for countries (e.g., 佛領印度支那, 暹羅, 英領本國) and numerical values. Includes sub-headers for '乾鹽魚(十萬弗以上)', '鐵(一萬弗以上)', and '油(十萬弗以上)'.

英領馬來……貿易

Table with columns for countries (e.g., 南阿邦, 北阿邦, 緬甸) and numerical values. Includes sub-headers for 'ガソリン(十萬弗以上)', '黒胡椒(十萬弗以上)', and '白胡椒(十萬弗以上)'.

英領馬來……貿易

佛蘭西	八四三三七	七六九八六	一五九九九三〇	三〇〇九六四〇	一三三三三三三
獨逸	五三二八四六六	四〇九八三六	五五九九九〇六	七〇〇〇九六五	六四九一〇四
希臘	一四四四七八	二四二四〇六	三三六〇八〇	三三三三三三	三三三三三三
意大利	—	—	—	—	—
伊太利	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三	三三三三三三
西班牙	六二二七四五五	九八八〇五九	一四八六〇六九	四八四四七〇	一四八五三三
土耳其	一六五二八三	一八八九九九	五三七二七七	五八〇九三三	八三三九九三
米刺刺	四八七〇一四四五	—	—	—	—
伯刺刺	—	—	—	—	—
其他諸國	二〇〇四〇六	七七一三	一四八八七	五〇九九九	四六六七一
計	四九四三九七	三三三三三三	五二四二六四三	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇

(備考) 一九三五年輸入額五百萬弗以上

六 對日本貿易

總說 英領馬來對日本貿易は連年輸出超過を示して居る。輸入の主なるものを一九三五年度の貿易より見れば、百萬弗以上のものは乾鹽魚・石炭・各種棉反物・絹布及人絹布があり、五十萬弗以上のものはセメント・玻璃鐵器・亞鉛引鐵板・綿製肌着類・機關車・鋸齒輪・自動車部分品・護謨靴等あり、而して十萬弗以上のものは其の數四十三品目を算し、總額三千餘萬弗に達して居る。一方輸出を見るに、百萬弗以上の商品は燐酸石灰・鐵鑽・ハラ護謨・錫・石油・ベンジンあり、五十萬弗以上のものには、ガンニー袋及テレビン油にして、五萬弗以上のものは十三種を算へ此の總額は五千萬弗以上に達して居る。

對日本輸出貿易

對日本輸出貿易額表

對日本輸入額	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
英領馬來總輸入額	一七、七〇、〇六一	一七、〇二、九七三	二六、五五、八六三	三三、五〇、七一九	三三、五〇、七一九
總輸入額に對する%	四七、六七一、二六九	三六、〇三、七三六	三三、八二、四八三	四六、七二、五八二	四〇、〇六、〇六九
對日本輸出額	四九、七二、八四八	四〇、三六、八四〇	三六、六三、七五五	五二、三六、九三九	五八、一〇、一七九

單位：海峽幣
出所：同前表

英領馬來總輸出額
總輸出額に對する%

總輸出額	四二、八二、八四一	三六、四〇、九三九	四〇、七〇、九六一	五二、六六、四八八	五八、一〇、一七九
輸出超過額	一〇	一	一〇、〇〇、九八八	九	九
(備考) 一九三六年は暫定數字					

對日本輸入貿易

對日本重要品別輸入貿易額表

品別	數量單位	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
乾鹽魚	噸	一、二七二	六、七五、四四三	二、四四三	九、九七、三三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
乾鹽魚類	噸	一、二七二	六、七五、四四三	二、四四三	九、九七、三三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
其他雜貨類	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
加糖煉乳	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
生菓	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
茶	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
紅茶	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
綠茶	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
馬鈴薯	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
乾野茶	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
其他特記茶	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
其他特記茶	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
石炭	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
錫	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
陶磁器	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
家庭用硝子器	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
硝子器	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
玻璃鐵器	噸	—	—	—	—	—	—	—	—
亞鉛引鐵板	噸	—	—	—	—	—	—	—	—

英領馬來……貿易

Table of trade statistics for British Malaya, listing various goods like cotton, silk, and machinery with columns for quantity, price, and value.

對日本輸出貿易一

對日本重要品別輸出貿易額表

Table of trade statistics for Japan, listing various goods like automobiles, machinery, and textiles with columns for quantity, price, and value.

單位：價額、海峽幣、出所：同前表

英領馬來……貿易

Table of trade statistics for British Malaya, listing various goods like oil, sugar, and iron with columns for quantity, price, and value.

ブライ迄鐵道用の渡船を用ひ、次にプロビンスウェルズレイを通過してグノ
ンスマンゴルに入る。此の沿岸一帯は米の栽培地である。それからタイピン、
クアラカンサーを經、ペラ河を渡り、鑛業地イポーに入り、ゴーベンの石灰
岩の絶壁を眺めて護謨園や錫鑛山又は人跡稀なる密林を過ぎ、聯邦首府吉隆
坡に到着する。其の後自動車はセトルバスの難所を経てスレムバンに出で更
に舊都馬拉加を訪れ、ジョホール州を経てジョホールバルに至り連絡道路
(Cableway)を渡つて一路新嘉坡に達する。其の距離約五〇六哩である。

東西に連なる幹線道路は基點をポートスウェテナムに發し、護謨事業地ク
ランを過ぎ吉隆坡に進み、それから中央山脈を横斷する二つの山道の何れか
を越える。一はスマンコパス(八五四米)を越えてクアラタブを通りラウブに
達するものと、一はギンティンシムバー(六一〇米)の山道に依て山岳を横斷
しペントンを経てラウブに至るものである。ラウブから道はペンタに進み處
女林を通つてジェラントットで鐵道に會し、後船でパハン河を横切り、支那
海に臨むグアタンに至るもので、此の全長(二八二哩)である。

半島に於ける前記以外の主要道路はブライよりケダー州首都アロースター
を通り暹羅のシゴラに達するもの、ジョホール州バトパハハメルン間の
通路其の他あり、又前記縱横の二大幹線には四方八方に分岐して各州に於け
る産業地又は行政廳所在地と連絡する多くの道路がある。馬來全土の護謨園
及錫鑛山等で、其の附近に政府の建設維持せる砂利敷車道の無いものは殆ど
無い位である。

只東海岸のケランタン、トレンガヌ二州は今尚道路發達せず、ケランタン
州首都コタバル附近の道路を除けば主要道路と認むべきものは殆どない。

2 鐵道

英領馬來に於ける鐵道運轉延長數は一九三四年末現在一、〇六八
にしてジョホール州内に於ける一二哩を除き、全線馬來聯邦の所有に屬
し、馬來聯邦鐵道局は該ジョホール線を同政府より租借して英領馬來に於け
る全鐵道を統一し、馬來聯邦鐵道 (Federated Malay States Railways) なる
名稱の下に運轉營業してゐる。

東部幹線—本線はジョホール州境ゲマス (Gemas) より北上してネグリ
ムピラン、パハン及ケランタン各州を経てトムバト港(終點)に至るものであ
る。本線の全長は三二八哩である。尙本線のバシルマスよりは支線があつて
スンゲイゴク (Sungai Golok) に於て暹羅鐵道と連絡することゝなつた。こ
れに依り從來汽船によるの外交通の便なかつた新嘉坡とケランタン間が陸路
で繋がる事になつたので、兩地の交易至便なるは申すに及ばず、此の鐵道
の完成によつて馬來に於て半開國なる東海岸に於けるパハン、ケランタンの
兩州は少からず裨益を受ける事になつたと共に、是等兩州富源の開發を促進
せしむる上に於ても大なる貢獻を爲すことであらう。尙暹羅との連絡は、本
鐵道の完成により是亦縦貫をする様になつたので、新嘉坡より盤谷への鐵路
は當半島の東西何れの縱斷鐵道をも選ぶことが出来る様になつた。

3 自動車及電車

近來英領馬來各地に於ける道路の急激なる發達に伴ひ、交通乃至運輸機關
としての自動車の利用著しく増加し來れる結果、車臺の増加亦頗る顯著なる
ものがあり今後も逐年増加の趨勢にある。

海峽植民地船種別出入船舶隻數及噸數表

年次	商船(但し捕鯨船噸數)				商船(噸以下)				軍艦				計
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	
一九三三	11,140	87,827	1,047	1,047	118	80,780	2,165	2,165	119	80,780	2,165	2,165	10,111
一九三二	11,991	87,827	1,411	1,411	110	80,780	1,110	1,110	110	80,780	1,110	1,110	10,111
一九三三	11,991	87,827	1,411	1,411	110	80,780	1,110	1,110	110	80,780	1,110	1,110	10,111
一九三三	11,991	87,827	1,411	1,411	110	80,780	1,110	1,110	110	80,780	1,110	1,110	10,111

馬來半島に初めて鐵道の敷設せられたのは一八八五年六月一日に開通せる
ペラ州タイピンよりポートウエルド (Port Weld) に至る。八哩で、翌一八八
六年にはクランから吉隆坡に至る二哩二分の一の鐵道が完成され、爾後幾
多の困難に遭遇しつつ漸次南進し、彼南より南に縱走する縱貫線が開通され
たのは一九〇九年であつた。一九一五年には此の縱貫線はアロースターに延
長し、一九一八年には更にパリス州を縱走して暹羅との國境たるバダンプ
サルに至り暹羅鐵道と連絡し、一九二三年にはジョホール海峽連絡道路が開
通して、一九〇三年既に開通せるウツドラング新嘉坡線と直通し、現在の
如く新嘉坡盤谷間一、一八八哩を連絡することゝなつたのである。

馬來半島の鐵道は暹羅鐵道と連絡の爲何れも一米軌道であり、大部分は單
線である。一九一一年以來は郵便列車に餐臺車及食堂車を連結してゐるが、
客車は貫通式ボギー車で電燈・電扇の設備がある。馬來半島は旅行者にとつ
ては心持良き遊覽地であり、殊に近來歐洲其他航路船舶が彼南に寄港する
様になつてからは、新嘉坡(又は彼南)に下船し途中吉隆坡・イポー等に遊び
觀光の傍ら船疲れを癒し、彼南(又は新嘉坡)に至つて更に乗船する船客が増
加して來た。

鐵道系統 西部幹線新嘉坡を起點とし半島の西海岸に沿ひジョホール、
ネグリスマピラン、スランゴール、ペラ各州を経て彼南の對岸ブライに達
し、更に同地よりケダー、パリスの二州を通過して暹羅國境バダンプサル
にて暹羅國有鐵道と合するものにて新嘉坡より、吉隆坡迄九時間、吉隆坡よ
り彼南迄十時間、彼南より暹羅盤谷迄二十六時間半を要し、かくて新嘉坡よ
り盤谷に至るには約四十時間を要するのである。

本幹線には産業の盛んなる地方及西部諸港とを結びつくる多數の支線があ
る。護謨栽培地たるテロクアンソンとタバロードを結び付くる線、イポーよ
り岐れ錫産地たるキンタ谷に至るトローノ線、吉隆坡よりバトケーブに於け
る砂利採取場に至る線及アムバンに於ける錫鑛山に至る支線がある、其の他
ポートウエルド、ポートスウェテナム、ポートデイクスン、馬拉加等の諸
港に至る支線等がある。

現在英領馬來の都市中、市内電車の施設あるは新嘉坡及彼南のみであるが
其の發達狀況は殆ど問題にならない。寧ろ中産階級以下の交通機關としては
乗合自動車の利用盛んで今後益々發達の餘地あるものと思はれる。

二 海運

海上交通・國際運輸の見地よりする時は英領馬來は地理的に最も恵まれた
の地方と稱すべく、世界各方面に對する海上連絡極めて密なるものあるは茲
に改めて絮説の要なき處である。現在英領馬來に於ける遠洋航路の寄港地と
しては新嘉坡、彼南、ポートスウェテナム等の諸港を有するも最も代表的な
るは新嘉坡にして、當領外國貿易及沿岸貿易の中心をなし同時に對外國並に
沿岸運輸の中心をなすものは同港である。今日殆どあらゆる國籍の船舶が同
港に出入するも、沿岸運輸の大半は英國船によつて營まれ、其の内最も代表
的なるは Straits Steamship Co. にし、Blue Funnel 及 P. & O. の二社
之に次ぎ、對蘭領印度諸島間は K. P. M. 社が主として其の運輸に當つて
ゐる。

出入船舶數 一九三四年新嘉坡其他海峽植民地各港に出入せる船舶の
總數は七〇、九八〇隻四六、五七三、七七四噸にして逐年増加を示してゐる。
今海峽植民地各港に出入せる船舶に關する諸統計を列記すれば次の通りであ
る。

英領馬來……交通

Table showing shipping statistics for the British Colonies, including years (1933, 1934, 1935) and tonnage figures for various ports like Penang and Singapore.

英領馬來各港別出入商船(但し純登簿噸數)隻數及噸數表

出所：同前表

Table showing shipping statistics for Malaya, including years (1933, 1934, 1935) and tonnage figures for ports like Malacca and Penang.

Table showing shipping statistics for the British Colonies, including years (1932, 1933, 1934, 1935) and tonnage figures for various ports like Penang and Singapore.

今新嘉坡及彼南其の他各港に出入せし船舶を國籍別に示せば次の通りである。

海峽植民地國籍別出入船舶隻數及噸數表 (一九三四年)

出所：同前表

Large table showing shipping statistics by nationality (British, Dutch, etc.) and port (Singapore, Malacca, Penang, etc.), including years (1933, 1934, 1935) and tonnage figures.

英領馬來……交通

主要航路及航船會社

左記の主要汽船會社が馬來各港より定期航路を經營してゐる。

歐洲航路 英國—Blue Funnel (Ocean Steamship Co. & China Mutual Steam Navigation Co., Ltd.), Pen, Ellerman & Bucknall, Glen & Slive, and Peninsular & Oriental Steam Navigation Co., Ltd.
佛國—Messageries Maritimes and Chargeurs Réunis.
印度—Stoom Maatschappij Nederland, Rotterdam Lloyd, and Holland Oost-Asie Line.

日本—日本郵船會社及大阪商船會社
獨逸—Hamburg Amerika Linie, Norddeutscher Lloyd, Deutsch Australisch-Dampfschiffs Gesellschaft, und Stinnes Line.
伊太利—Lloyd Triestino.

西班牙—Compañia Transatlantica (Spanish Mail)
スカンジナビヤ—East Asiatic Co. and Swedish East Asiatic Co. スウェーデン
イン—世界周遊航路船は地中海諸港へ向ふ途中馬來諸港寄港
印度航路 孟買—Peninsular & Oriental Steam Navigation Co. 日本郵船會社及大阪商船會社
カルクッタ—British India Steam Navigation Co., Apear, and Indo-China Steam Navigation Co.

ポルトガル—British India Steam Navigation Co.
緬甸航路—British India Steam Navigation Co. and Straits Steamship Co., Ltd.
比律賓航路 Spanish Mail 及不定期に各線の寄港あり
印度支那航路 Messageries Maritimes and Chargeurs Réunis.
日本及支那航路 各歐洲航路(但し和蘭會社を除く)及 Apear, Indo-China, China Navigation Co., Koninklijke Paketvaart Maatschappij, (支那諸港のみ) スダラー線世界周遊航路は比律賓經由日本及支那へ寄港

那諸港のみ) スダラー線世界周遊航路は比律賓經由日本及支那へ寄港

三 空 運

概要 最近英領馬來に於ける航空事業、分けても外國間に於ける航空事業の進展は頗る顯著なるものがあり、既に馬來よりは新式大型快速機を以て暹羅、緬甸、印度、イラン、イラク、パレスチン、埃及、歐羅巴を經由して倫敦及阿姆斯特ダムへ、更にスマトラ、爪哇及バリ經由澳洲へ、又最近彼南より香港に至る航空路に夫々定期航空を實施してゐる。是等の三線は乗客及郵便物の輸送上次第に頻繁を加へつゝあり、その賃銀も亦リイナブルである。かくて新嘉坡に於て倫敦へ向け發送したる航空郵便物は約一週間で配達せられる。

然るに現在馬來には未だ領内航空路線は有してゐない。しかし緊急の場合往々適當なる著陸場を有する地方へ飛行し得る様地方飛行俱樂部との間に連絡が行はれる様になつてゐる。又領内到處飛行場及時著陸場の準備は著々進捗しつゝあり、これが必然的に航空事業の發展を促進してゐる。

飛行俱樂部の設置も堅實なる發達を遂げ、新嘉坡・彼南及吉隆坡に各俱樂部があり、又最近イポーにも創立された。

以下海峽植民地、馬來聯邦及馬來非聯邦の航空現況に付順次説明することとする。

海峽植民地 帝國航空會社 (Imperial Airways) は英國より新嘉坡への各週一回定期航路を持續して居り、一九三四年十二月には澳洲への週一回航空路が開始された。王立和蘭航空會社(略稱K. L. M.)は同年和蘭より新嘉坡への航空路を維持してゐる。本航路は現在マダバア迄延長せられてゐる。王立和蘭印度航空會社(略稱K. N. I. L. M.)は和蘭領印度に於ける領内航空路を經營し、新嘉坡及爪哇間に毎週一回航空路を維持してゐる。前二者は歐洲との間に定期航空路を經營し、一飛行に要する所要日数は約九日間である。一九三五年六月から前記K. L. M.社は阿姆斯特ダムとマダバア間航路を實施したる結果、新嘉坡及倫敦間の所要日数は五日半に短縮した。又帝國航空會社は一九三五年九月に一週二回通航する事となり今日に及んでゐる。

英領馬來……交通

加奈陀及北米航路—蘇士經由貨物船は多數あり、Blue Funnel, Ellerman, Prince, Ishman, Dollar, Dowell Castle, Kern 及其他の諸港よりはカナリアンにより蘇士經由直行船がある。香港より Canadian Pacific Ocean Services, 東洋汽船會社 Admiral Oriental Line, Blue Funnel Line 及其他による太平洋橫斷航路あり。

歐洲航路 新嘉坡—ブレンヌン、ニュージーランド、他の歐洲諸港に Burns Philp and Koninklijke Paketvaart Maatschappij, 新嘉坡—北西部諸港、シアンペン、Blue Funnel and West Australian Steam Navigation Co. Joint Services and State Steamship Service. 新嘉坡—フロンツェン、シアンペン、メルボーン及其他歐洲諸港間 Austral East Indies Line

又 British India Steam Navigation Co. は不定期に澳洲及新西蘭諸港へ航路を有す。

南阿及南米航路 日本郵船會社及大阪商船會社
沿岸航路 彼南及新嘉坡より馬來半島、蘭領印度、暹羅、印度支那、ポルトガル、緬甸及比律賓の各主要港に定期航路を經營せる汽船會社名は次の通りである。

Straits Steamship Co., Ltd. 新嘉坡及暹羅、ポルトガル、比律賓、スマトラ、東海岸及馬來の東西兩海岸諸港間。彼南及スマトラ東海岸、暹羅、緬甸及馬來西海岸諸港間。
Koninklijke Paketvaart Maatschappij. 海峽各港及爪哇、スマトラ、マダバア、メルボーン、蘭領ポルトガル及其他蘭領印度諸港間。
Peninsular & Oriental and British India Steam Navigation Co. マダバア、馬來加海峽及盤谷諸港間。
Siam Steamship Co., Ltd. 新嘉坡及盤谷間。
Sarawak Steamship Co., Ltd. 新嘉坡及サラワック間。

此の外各種支那汽船會社經營の航路がある。尙詳細は本年鑑第二回版参照。

而して之が使用飛行場は左記民間飛行場の完成並商用飛行機は在セレタ帝國空軍飛行場を使用許可せられることになつてゐる。

新嘉坡民間飛行場—本飛行場(在カラン)に於ける工事は一九三一年著手され一九三六年末迄に完成する豫定であつたが、愈本年六月十二日落成した。右飛行場は直径一千碼面積一六二英反を有し、而も水上機の遮蔽著水場をも有する最大著陸場を有することとなつた。

彼南飛行場—本飛行場は彼南市より約一哩、同島の東南角にあるパンルバヌ (Panraban) に所在する。一九三二年三月工事に著手、從來米田であつたものを補修したものであるが、同區域は乾天の場合には可なり良好なるも雨天の際は重量飛行機には不適當である。依て地面を改修するための工事を進行中、尙鋪裝滑走路を建設するため對策考中である。

飛行俱樂部—王立新嘉坡飛行俱樂部は創立後已に七年を経過し、現在モス水上飛行機三臺、同陸上機二臺を有する。

彼南飛行俱樂部は一九三四年四月輕飛行機三臺を以て創立された。

馬來聯邦 ペラ州—タイピンには一九三一年十一月完成の良好なる著陸場がある。同市より約二哩で、地面は荒く、面積は一平方碼で、如何なる天候にも亦各種の飛行機の使用に好適してゐる。クアラカンサー郡のシムパンアバト (Simpan Ampat) に一千碼に三百碼の不時著陸場を設置する目的を以て調査を進め、目下本工事に著手中である。イポーにはL字形著陸場として、イポーの東南約二哩、ランジ河 (Langit R.) 左岸に接續する地點に選定された。

スランゴール州—ポート・スウェテナムの著陸場は不完全で、未だ試験期である。飛行機の使用には尙不適當である。吉隆坡では地方飛行俱樂部によつて利用される著陸場がある。

一〇二五

馬來聯邦 ジョホール州—バトバに在る飛行場は既に完成し、利用に供されてゐる。又ジョホールバル、メインロード五哩の地點にも不時著陸場がある。

ケダ州—アロスター飛行場は毎週一回和蘭航空郵便及帝國航空會社により周年定期的に使用せられ、由來國際飛行競争に際しては燃料補給所として選定される飛行場の一である、七月及十月中の異常な降水量にも拘らず、飛行場は一年中使用せられ、尙絕對の安全を得るため舗装滑走路の建設を企圖し工事は既に完了した。

在スンゲイバタニ、不時著陸場は王立空軍及彼南飛行俱樂部により利用されてゐる。

四通 信

郵便 概説—英領馬來に於ける郵便・電信・電話事業の管轄は海峽植民地及馬來聯邦(馬來郵便聯盟に加入せる)、ジョホール、ケダ、パリス、ケラン

郵便事務取扱数—

郵便電信事務取扱数表 (一九三四年)

Table with columns for Government Name, Inbound, Outbound, and various financial metrics like exchange rates and postage fees.

タン、トレンガマの六に分れてゐる。而して右郵便聯盟に加入せる海峽植民地と馬來聯邦管内にある郵便局数は現在二二六あり、その外ジョホール三三、ケダ一及パリス二〇、ケランタン一八、トレンガマ一三、合計二九〇の郵便局を有してゐるが、郵便局は逐年増設せられ郵便事務も之に伴つて擴大せられてゐる。又英領馬來に於ける飛行郵便は一九二九年一月より開始せられてゐる。

英領馬來の郵便電信に關する法令は政府を異にする毎に多少違つてゐる。然し法令を同一にせねばならぬといふ有力なる運動が目下行はれてゐる。英領馬來に於ける政府は、何れも皆萬國郵便聯合の小包郵便、代金引換郵便、郵便爲替に關する補助的協約にも、國際電信協約にも參加してゐないが、海峽植民地は國際無電協約に加入してゐる。

郵便物運送状況—英領馬來對外郵便物の輸送は主として新嘉坡及彼南に寄港する各種船舶が其の衝に當つてゐる。内陸方面に對しては鐵道が南北に貫通する郵便連絡の主線となし、鐵道線路上に於ける主なる地點からは自動車・自轉車・郵便脚夫其他水陸の便に依つて諸方面に配達せられる。最近領内航空路の開設により飛行機による郵便物の輸送が開始された。

Table listing government names, ages, and telephone numbers for various regions like 海峽植民地及馬來聯邦, シヨホール, etc.

内外國郵便料金表

Table showing postage rates for different categories like 基本料金, 超過料金, 往復, etc., for various regions.

保險郵便—書狀・箱物及小包郵便物には保險を附することが出来る。保險の限度は目的地によつて異なる。保險料は百弗迄三十仙、夫以上は百弗を増す毎に十五仙。

付の當時十二仙、其他は十六仙とす。小包郵便料金—に關しては本年鑑第二回版参照。郵便爲替—郵便爲替は殆ど世界各地に向けて取組むことが出来る。爲替料は英領馬來内支拂は百弗以内は二十仙、夫以上は五十弗又は其の端數毎に十仙。外國拂は一弗に付約一仙、但し最低爲替料二十仙。

たるものであるが、他の場合は更に五十仙を徴す。郵便小爲替—英國郵便爲替 (British Postal Order) は六片乃至二一志を限り之を發賣する。此の郵便爲替は英國領土中濠洲・加奈陀及二、三の保護領を除けば如何なる所に於ても現金に替へることが出来る。航空郵便料金—

帝國航空會社郵便料金表

Table with columns for destination (e.g., 歐洲, 南洋, 北亞), status (e.g., 普通, 後廻し), and rate. Includes a note about the 1933 April 1st rate adjustment.

彼、彼南及其他の海峽植民地、ペラ、スランゴール、バハン、ネグリスマピラン、ケダー、パリス、ケランタン、トレンガヌ及ジョホール間には相互に連結して各郵便局は半島各地間の通信を取扱つてゐる。因に電信料金は海峽植民地、馬來聯邦、ジョホール、ケダー、パリス、ケランタン及トレンガヌ宛の電信に對しては普通一語に付四仙、但し最低料金四十仙、至急報は二倍を徴し、其他の諸外國宛のものには別途規定の料金を徴収する。

海底電信—海底電信は英國大東電信會社 (The Eastern Extension Australasia and China Telegraph Co., Ltd.) の經營にして、新嘉坡及彼南を經由して世界各地に對する通信を取扱ひつゝある。現在新嘉坡より總計十一本の海底線が出てゐるが、内彼南へ五本(彼南よりマドラスへ二本、古倫母へ二本、デリーへ一本)、パタビアへ二本(パタビアからコス島へ一本)、バンヌワンギへ一本(此處よりポートダーウキンへ一本)、香港直通一本(香港よりマニラへ一本、北支那へ一本、澳門へ一本)、交趾支那へ一本(交趾支那より香港へ一本)、ラフアンへ一本(ラフアンより香港へ一本)、即ち合計十一本である。

外國電信料金表

Table with columns for destination (e.g., 歐洲, 南洋, 北亞), status (e.g., 普通, 後廻し), and rate. Includes a note about the 1933 April 1st rate adjustment.

内國電信料金は普通電報最初の十語に對し四十仙を、其の後は一語を増す毎に四仙を加徴す。至急電報は最初の十語に對し八十仙、其の後は一語に付八仙を徴収す。國內挨拶用電報は二十五仙(一定料金を徴収してゐる。)

大東電信會社電信料金

Table with columns for destination (e.g., 澳東, 南洋, 北亞), status (e.g., 普通, 後廻し), and rate. Includes a note about the 1933 April 1st rate adjustment.

英領馬來...交通

電話—海峽植民地及半島内各州主要都市には何れも電話の設備がある。電話の最も發達せるは勿論新嘉坡であるが、同市の電話は營利會社たる Oriental Telephone Co. により經營せられ、約七千の加入者を有してゐる。新嘉坡島及ジョホール市を除く他の主要都市の電話は概ね政府の管理する處にして、郵便電信局に依り經營せられてゐる。一九三四年現在海峽植民地(新嘉坡を除く)には一九箇所、馬來聯邦に七三箇所、ジョホール州に四二箇所、ケダー州(パリスを含む)に二七箇所、ケランタン州に六箇所、トレンガヌ州に二箇所の電話交換局あり、同年末現在其の加入者は彼南二、〇四二、馬拉加四二七、馬來聯邦六、二二三、合計八、六九二となつてゐる。非聯邦各州に就ては統計詳ならずも、ジョホール州以外は云ふに足らず、ジョホール州首都ジョホールパールは新嘉坡電話交換局に連絡してゐる。又馬來聯邦に於ける各電話交換局は幹線或は接合線によつて相互連絡し晝夜の別なく利用され、是等交換局の多くは彼南、プロビンスウエルズレイ、馬拉加に於ける幹線電話と連結し、又一部はジョホール州に於ける交換局と連結して通話上の連絡を保つてゐる。

加入料は交換局より二哩以内は商業用電話毎四半季三〇弗、私用電話二五弗にして、公衆電話は一通話(三分間)に付十仙の料金を徴収する。無線電信—海峽植民地では新嘉坡のバヤレバー (Para Labar) 及プロビンスウエルズレイのフナガ (Funaga) の兩地に海峽植民地郵便局の無線電信所があり、民間電信の取扱をしてゐる。前者は中波及短波により近海航行船舶との間に、又短波によりクラン(サラワク)及タリスマス島と直接通信をして居り、後者は又中波及短波により近海航行船舶との間及飛行機との通信を行つてゐるが、又英國より送信されたる官報を受信してゐる。尙馬來及暹羅間の通信に對してはアナガII盤谷兩地間に無線電信連絡が開設され、彼南及盤

英領馬來……其 他

Nagasaki Hotel (長崎ホテル)	103 Hugh Low Street
Station Hotel	Railway Station
Yasuda Hotel (安田ホテル)	133 Hugh Low Street
吉隆坡 (クワンホン州)	
Colonial Hotel	47 & 49 Sultan Street
The Empire Hotel	6 Barrack Road
Fuji Hotel (富士ホテル)	14 Sultan Street
Haruma Hotel (榛名ホテル)	Kampong Atap
Hinomaru Hotel (日の丸ホテル)	129 Peraling Street
Hotel Majestic, Ltd.	Damansard Road
Kashima Hotel (香島ホテル)	164 Peraling Street
Station Hotel	Railway Station
Sakuraya Hotel (櫻屋ホテル)	111 Batu Road
Tanaya Hotel (玉屋ホテル)	72 Batu Road
馬拉加 (同名植民地)	
Tanani Hotel (筒井ホテル)	Malacca
彼南 (同名植民地)	
Asahi Hotel (朝日ホテル)	22 Transfer Road
Crag Hotel	Penang Hill
Eastern & Oriental Hotel	10 Farquhar Street
Nanking Hotel	43 North Beach, Kelwei Road
Nippon Hotel (日本ホテル)	22 Leith Street
Peak View	87 Cantonment Road
Ranunynede Hotel, Ltd.	40-42 Northam Road
スマムン (ネグリヌムビラン州)	
Shimaya Hotel (島屋ホテル)	83 Birch Road
新嘉坡 (同名植民地)	
Adelphi Hotel	1 & 2 Coleman Street
Burlington, Private Hotel	1 Coleman Street
Goodwood Park Hotel	Scott Road

一〇三四

Hotel Belle Vue	69, Teluk Blangah Road
Lanka Hotel	12-13, Trafalgar Street
Miyako Hotel (暁ホテル)	15 Beach Road
Metropole Hotel Co., Ltd.	76 & 77 Bras Basah Road
Orange Hotel	Stamford Road
Sakura Hotel (櫻ホテル)	32 Sophia Road
Sea View Hotel	Tanjong Katong
Sekidangan Hotel (碩田館ホテル)	Beach Road
Toyo Hotel (東洋ホテル)	131 Middle Road

二 主要都市

新嘉坡 印度洋より支那への咽喉を扼し、更に濠洲と印度洋を連結する地帯として、如何に新嘉坡が英國の軍事上重大なる役目を持つて居るかは、今や大々的に海軍根據地が建設されつゝある事實に依りて十分に首肯する事が出来よう。加ふるに米國初め世界各國の南洋及印度に對する經濟的關係が、年と共に益々濃密の度を加ふる事實が愈新嘉坡を世界的に偉大ならしめねば置かないのである。新嘉坡は百餘年前サー・ラッフルズの炯眼に依りて創設されたものであることは既に「歴史の部」に於て説いた。一九三四年に於ける出入船舶隻數四四、五三九隻、三一、七〇七、八一九噸を示し、世界に於ける最も股賑なる開港場の一なることは茲に贅言を要する迄もなく餘りに著明なる事實である。

タンジョン・バガリの西南突角から南面して大船巨船の横付けさる、埠頭の長さ約三哩、棧橋倉庫三十九棟、面積九十萬平方呎、二十萬噸の石炭を貯藏し得る眞に堂々たる歐亞連結の大玄關、年額約十億六千萬弗を算する貿易の盛況を誇る新嘉坡の壯觀は先づ此の埠頭から説かねばなるまい。東埠頭は一番二番の二つで全長千二百四十五呎、水深二十五—三十呎、三番シアヌワーフ、其の次がメーンワーフで、全長三千五百五十二呎、水深三十三呎、四番五番六番を占め、七番はエムバイヤドック埠頭で外口五百五十呎、メーンワーフと西埠頭の間門となつて居る西埠頭とジャードインワーフが八番の殿り

其の先を廻ればキングズ・ドックである。キングズ・ドックは長さ八百七十九呎、幅百呎、水深三十四呎、一九一三年八月工費四十萬磅を投じて竣工したもので、外に第一、第二ドック、グキクトリア及アルバート・ドックがある。一番奥のP.O.汽船會社の埠頭は一八四五年八月初めて同社が新嘉坡に船を廻して以來七十有餘年の歴史を有して居たが一九二五年政府に買上げられ、之で唯一の私有埠頭も無くなつてワーフは全部港務局の手に落ちた。パテン・ト・スリッパ・ドック會社が創設されたのは一八五八年で六年後タンジョン・バガリ船渠會社が出来、後兩社合併して一九〇五年二千九百萬弗で買収せらるゝまで事業を續けてゐた。爾來暫く半官半民的組織に依つてゐたが一九一三年七月港務局設置され、以來埠頭の改修船渠の新設等一切が港務局に依りて管掌さるゝことになつたのである。

更に新嘉坡港の盛觀はジョンストン・ピアの防波堤内に碇を下してゐるローカルメールの勇ましい汽笛と、タンジョン・ルーに包まれて、此の入江を埋め盡してゐるジャンクヤトシカンノ林の如き橋の賑しきにも窺はれねばならぬ。馬來半島の各港、蘭領諸島は元より、暹羅・佛領印度支那・比律賓・濠洲・印度を初め、英・蘭・日・佛・米・獨と世界各國の汽船が絶えず寄港しつゝあり、ローカル・メールではK.P.M.が幅をきかせ、遠洋航海ではP.O.B.F. (青筒)の兩汽船會社に次いで日本郵船が尤も活躍しつゝある。更に港務に關係ある官署としては海事局・船舶検査所・統計局・水上警察などがある。

土庫界限(グダ) (土語 Go-down の轉訛)はジョンストン・ピアに近くタンジョン・バガリから約十五分程、新嘉坡のビジネス・センターである。殊に其の中心ラッフルズスクエア及附近に宏壯なる郵便局の新建築があり、ユニオンビルを初の七階八階の大ビルディングやジョン・リットル、ホワイタウエー等の百貨店軒を列べ、帝國總領事館・橫濱正金・臺灣・華南の各銀行、郵船・商船・三井・三菱等我が南洋發展の精銳悉く集り、外商でも、アダムソン商會、アフリカ・エンド・イースタン・トレード・コーポレーション、英美煙草公司、ボルネオ商會、ボーステッド商會、トーマス・クック・エンド・サン、ガスリー商會・ハリソン・バーカー、カツツ・プラザース商會、マカリストター、サイム・ダ

英領馬來……其 他

一〇三五

ビー、ストリート貿易會社、ユナイテッド鐵工所、ウィルソン商會、和豐公司等の巨商、各國銀行、汽船會社、商業會議所等もあり、サー・ラッフルスが二二三年友人に送つた手紙に、建設二年半の報告として其の間二千八百八十三隻の出入船舶を得、内三百八十隻は歐洲船で十六萬一千噸に達し、貨物の總額八百萬弗に上りしと誇つた事實を回顧して全く夢の様に思はれざるを得るのである。一九三五年の馬來貿易輸出五億八千九百九十六萬弗、輸入四億七千五百四十九萬弗、總計十億五千七百四十五萬弗、其の七割は實に新嘉坡で取引された數字であるのだから如何に盛況を極めつゝあるかは想像に難くないであらう。土庫を抜けてキャパナー橋を渡り廣場に出ると正面がタウン・ホールで左が高等法院、海峽植民地政廳、右にクリケット俱樂部があり、市役所は直ぐ其の隣りで俱樂部の後に續く廣い芝生を越えて茂つた街路樹の梢を抜き、聖アンドリウス寺院の尖塔が遙に霞んで居るのも美しい。

ハイ・ストリートを行き盡すとフォート・カンニング・ヒルに入港船を報ずるフラッグ・スタフあり、駐屯軍司令部も亦丘上にある。更にエスブラネードの海岸に歐洲大戰の記念碑聳え、ビーチ路の先に一番大きい海岸のマーケットがある。カラン河口以南タンジョン・バガリに至る海岸線に沿ふ市街は何れも埋立地、嘗ては水面にマングローヴの茂つたスワムプで、ラッフルズ學校前に第三砲臺、マーケットの處に第四砲臺が昔は築かれてゐたそうだが、今は夜店がズラリと並んで宛然たる労働者の歡樂境、壯麗なる活動寫眞館アルナムプラから漏れて来る樂の音が涼しい潮風にたけて單調極まる常夏の生活に春の如き輝きを不斷に與へつゝあるのである。

海岸の次は北橋路、續いて南橋路、電車通でハイ街の角に我が南洋協會新嘉坡商品陳列所あり、日本人、支那人、印度人の小賣店が繁昌し、更に其の次はグキクトリア街とニウブリッジ路でゲラン橋から眞直ぐにタンジョン・バガリまで抜けてゐる大通、無軌道電車走り、聖ジョセフ寺院やグッドシエフアード教會の高塔聳へ、新橋路に相對する中央警察と裁判所の先に毒々しいまで騒々しく賑つてゐる支那人街がある。縦の町では土庫から住宅區域のスタムフォード路からオーチャード路への大通りが一番長く立派で總督官

邸でも其處にあり、ミッドル路には日本人の店が非常に多い。尙マレイ街 (Malay St.)、ハイナム街、マラバ街には日本娘が會つて嬌趣を漂はしてゐた關係で、今も同胞の料理店や飲食店等が澤山ある。新嘉坡を人種博覽會だと云つた人があるが、白人・黄色人・黒人等百人百種の風俗をした人を見てゐると全く首肯せざるを得ぬ。支那人にも廣東・福建・海南・瓊州・潮州・福州系あり、印度人もベンガリー、パーシー、タミール、マラバル海岸人、緬甸人と別れてゐるから新嘉坡の住民を細別すれば五十九種にもなると云はれる。従て其處には基督教各派を初として回教の禮拜堂、支那人のお寺、印度教の寺院と雑多な信仰と風俗習慣が混然雜然として渦を巻きつゝある。

カムボン・ジャワは馬來、アラブ、印度人等が一番固つて住んでゐる邊の總稱である。サロンやカナンバンジャンや寶石類を賣つてゐる店、花屋や小さい飲食店が列んで居る。カムニアンはベシジャミン安息香の土語で薄暮これを焚いて、商賣繁昌一家安穩を祈るのだ。アラブ街にサルタンシンガプア家の菩提所あり。少し北に離れて回教寺院のある所が昔はサルタンの邸宅であつた。そのうち、トモンゴン及其の後裔の靈は何れも寺院内に祭られ、後裔ウコンウセは寺に隣りて宏大な地所に高塀を廻らしながら静かに今も住んで居る。サルタン邸の先はカムボン・ブギスで昔劇悍なブギス人の部落であつた。

博物館と植物園—ラッフルズ博物館及圖書館は一八四四年組織されたプロブライエタリ・ライブラリーが土臺となつて出来たもので、一八七四年政府の手に移り、時の總督アンドリユー・クラーク閣下が命名したのである。最初ラッフルズ海軍校内にあり、後タウン・ホテルの一室に移され、續いて現在のスタムフォード路に新館を建築して引移つたのであつた。廣く南洋に關する資料を陳列し、石器時代の遺物や考古學參考品たる重要な馬來の碑石等も蒐集してあり、尙圖書館には馬來研究の權威と云はれつゝあるローガン文庫とロスト文庫とがある。

植物園は爪哇のポイチンゾルグに比すべくもないが、新嘉坡を通過する旅客にとつて一遊の價値あるのみならず、遊覽地好きな留民の生活をどれ程慰

安しつゝあるか知れない。土曜の晩にはよく軍樂隊の演奏あり、池の中に水蓮咲き、丘を廻り道路に沿ふて鬱然たる巨木繁茂し、研を競ふ熱帯特有の濃麗な花が四時不斷に咲き誇る風情は眞に捨て難い趣である。園は一八二二年サー・ラッフルズに依り總督官邸の土地四十八英反を選定し熱帯植物の培養を始めたのが濫觴で、一八五九年更にアグリカルチュア・ソサイエティー創始され、現在の處に移り、一八六六年花壇及池等を設け、後フルトン園長時代五百餘種に過ぎざりし植物の種類を千三百種に増し、ガーデンを擴張して今の様に壯麗なものとしたのだつた。爾來吉隆坡の農事試驗場と共に、馬來の經濟的發展に貢獻したことは非常なるものである。目下エノミツク・ガーデンは廢止同然で、其處にラッフルズ・カレッヂが建築せられてゐる。

市の人口—一九三一年の國勢調査當時新嘉坡市の人口は四十四萬五千七百十九人あり、内支那人三十四萬、馬來人四萬三千、印度人四萬一千、歐米人六千五百、歐亞混血人六千、其の他七千七百の約五割四歩が日本人であつた。而して一九一一年の國勢調査の報告には新嘉坡住民の言語五十四種、人種四十八種に及ぶと記載され、當時在留居を出して同胞の數僅に一、四〇九人に過ぎなかつた。尙政廳の調査報告に唯一人の日本人が初めて載せられたのは、今から六十三年前の一八七四年のことである。立法會議が設けられたのは皇領植民地となると同時に、一八七七年華民保護局創設され、在留邦人の多數を占めてゐた所謂娘子軍も亦其の統制下に置かれてゐた。現總督は第四十代目で、サー・シエン・トーン・トーマス氏、一九三四年十一月著任せられたのである。

軍備—海峽植民地總督は英領馬來全土に對して兵馬の權を有する。其の下に直接軍の指揮官たる軍司令官があり、司令部を新嘉坡のフォート・カンニング・ヒルに置く。而して陸軍の常備兵力は歩兵二箇大隊を基幹とし、一は英本國より派遣せられた The Duke of Wellington Regiment の一箇大隊、市の西北 Tanglin Barrack にあり、他は緬甸兵より成り市の西南方 Alexandra Barrack に在る。尙ブラニー島に駐屯する要塞附屬の砲兵及若干の附屬部隊がある。馬來には此の外各所に義勇軍の組織があり、警察内に印度人の武

裝巡查がある。因に馬來聯邦ではタイピンに緬甸兵一箇大隊を基幹とする軍備がある。

次に海軍は現在軍司令官の幕僚として四名の海軍士官が居るのみで、目下海軍の常備兵及艦船は何れも存在しない。外に海軍所屬の無線電信所ありて所長は海軍少佐である。然し一九二三年新嘉坡海軍根據地建設案本國議會を通過したるも、一九二四年三月勞働黨政府は各自治領政府とも商議の結果其の中止を聲明したが、保守黨政府は更に之を復活するに決し十二月に其の實行が宣明された。後一九二六年該計畫は五萬噸級の戦艦一隻を入るゝに足る浮船渠の設備に縮少された。該浮船渠は七部より組成せらるゝものにて、第一部は一九二七年七月ウォールズヘッド (Wallsend) に於て進水、一九二八年五月全部完成八月廻航据付を了した。

而して海峽植民地政府が寄附したジョホール陸橋附近の軍港敷地二千二百五十英反、ウツドラランの航空用地五百九十七英反に及び、此の外馬來聯邦各土侯は百萬弗を防備費に寄附した。長さ一千呎の本船渠、八百呎の浮船渠各一、何れも五萬噸級の戦艦を收容し得るものである。又外に百萬噸の重油を貯蔵すべく市外バシル・バンジャンに二十箇、港外島嶼に十二箇、根據地附近のセラター (Serateh) に五、六十箇のタンクと工廠が設置された管であるから、其の規模が如何に大であるかは想像に難くないであらう。

前述の如く、魁大なる陸軍飛行機根據地は海軍根據地を去る六哩の地に設けられ、又新嘉坡民間飛行場もカランに完成を見、本年六月十二日より一般に使用せられ、水陸兩用にして蓋し東洋一とも稱すべきであらう (尙詳細は「交通の部—空運の項」参照)。

彼南—新嘉坡より海路三百七十哩、全島の住民約三十六萬、内デョーチ・タウンといつて市内だけでは十四萬九千人あり、馬來第二の都會である。政治は知事の下に海峽植民地政府と同様な小規模の組織に依り行はれ、市政廳は知事の監督下に市民を代表する市政委員會の決議に依り、市長實行の當事者となつて居る。港は新嘉坡に次ぐ盛況を極め一九三五年の輸入約八千四百萬弗、輸出約一億二千五百萬弗、何れも半島方面或はスマトラからの輸出

物資が集まり更に其の地方に輸入物資が仕向けられてゐる。同年の出入船舶數一六、七九七隻、一三、〇五一、七二九噸であつた。

殊に彼南は島の中央に二千七百呎のピナン・ヒルを有し、ケーブル・カーあり、頂上クラグ・ホテルの眺望眞に雄大且つ砂白く椰子茂る郊外海濱の風光頗る明媚である。植物園とそれに續く工費八千萬弗の水源地、極樂寺や蛇寺等の名所もあり、創設者たるライト大佐の碑銘既に蒼蒼して、居住華僑にすら一種の彼南風俗を形作るに足るまでの落著きをそとるに偲ばしむるものがあるのである。

馬拉加—新嘉坡から海路百十八哩、鐵路二百哩、市内の人口三萬八千餘、八百年の盛衰榮枯を其の儘傳へて居る様で如何にも古風な町である。領内に約二十萬英反の護謨園を有し其の郊外には廣い水田がある。馬拉加富士の霞むあたり、晴れたる田の面に水牛群れて悠々たる馬來の部落にザワ／＼とサゴ椰子の風にそよ／＼も遊子の心を慰める。

聖ジョンズ丘に聳えし葡萄牙の古城今は僅かに城壁の一部を残すのみ。丘を下ればオールド・フォート・ゲート徒らに苔蒸して謎のマカラ像は永久に物言はない。街の内に聖フランシス・ザビエー寺院あり、ザビエー師は舊教日本最初の傳道に最も床しい思出を残してゐる一人である。馬拉加政廳は和蘭東印度會社が建てた赤錆びた建物の中で今でも執務しつゝあり、古ぼけた赤い政廳・赤い教會・赤い時計臺それが即ち馬拉加のシムボルであるだらう。市街の道幅も非常に狭く、隅々にまで古い臭ひがしみ込んで居る。葡萄牙人が残した棧橋今は三分の一に縮少されて市民の涼場となつ居り、海岸が餘りに遠淺である爲に港は益々寂れる一方である。

一九三五年同港出入船舶數六、三三二隻、一、五三〇、五九五噸である。

吉隆坡—殆ど馬來半島の中央に位し聯邦並にスランゴール州の首府である。人口は一九二一年の國勢調査當時八萬餘であつたが現在では十一萬二千を數へてゐる。クラン河口を瀾ること二十五哩、スランゴール州中央平野に股盛を極むる新興都市で、特に農事試驗場には諸種の熱帯植物試植され馬來の開発に貢獻する處最も多かつた。市より四哩グープ街道に有力なる米國の

ユーコンゴールド会社 (Yukon Gold Co.) の錫鑛あり、半島一の大ドレッヂが据付けられ六十呎地下の錫を盛んに採掘しつゝある。附近にバトケーブ (Batou Cave) の洞窟あり、スランゴール州王の居る舊都クランは西方二十哩で、直ぐ其の近くにあるスウェテナム港は吉隆坡の咽喉として榮えて居る。
イポー 吉隆坡が政治の都であるに對して一保(イポー)はキンタ地方の錫鑛を控えて豪然富の都であると誇つて居る。町はペラ河に依て新市街と舊市街に分れ、人口約五萬四千、支那人の富豪多く、附近に風致に富む鐵乳洞數箇あり、鐵路二十五哩でペラ玉の居る靜かなクアラカンサーの町に達する。近々ペラ州首都は現在のタイビンよりイポーへ移轉の管で、既に敷地の選定を終つたと報せられてゐる。

テロク・アンメンはタバ・ロード (Tapah Road) からの支線の終點であるが、今は貧弱なる港街に過ぎない。

タイビン タイビン(太平)はペラ州の首府で、前記イポーに次ぐ州内第二の都會で人口約三萬二千を有する。半島中最も美麗且つ健康地と謂はれ、街路樹の立派な事と、日本庭園の面影を寫し半島第一の稱あるタイビン公園があるの有名である。而して此處の博物館は新嘉坡のよりも見る物がある。英國の保護前支那人が鑛業を始めてからの都會で、現今同地方は護謨栽培に當てられ、又舊坑所在地に最新式パケツ浚泥機に依て再製採錫をも行つてゐる。又前述の如く此の地には聯邦各統治者の率ゆる聯隊の本部がある。此の附近避暑地マックススウェルズ・ヒル (Maxwell's Hill) がある。新嘉坡より四二九哩あり、當市より岐れて支線が西部沿岸貿易港ポート・ウエルドに達してゐる。

スレムバン ネグリヌムピラン州の首都であるスレムバン(芙蓉)は人口約二萬二千、山間の清楚な街と云ふに過ぎないが、四百に近き在留邦人あり、半島に於て最も堅實なる成功者の多數を有して居る地として特に紹介するべき地であらう。

風光明媚なポート・ディクソンへは汽車でも一時間餘で行く事が出来る。舊都クアラピラはメ市の東方二十七哩、馬來中央山脈の青巒に圍繞された如

何にも亡國の古都と云つた面影の漂ふ街である。郊外五哩餘の處にネ州王は純馬來式の瀟灑な居城を構へて居る。

ジョホール河沿岸 ジョホール河沿岸の邦人護謨園を籠めて新嘉坡からの汽船はコタティンギまで溯る。陸行すればジョホールパールから二十五哩、自動車なら一時間で達する。コタティンギは地方廳の所在地、綠濃き護謨の茂りに町は中々賑ふて居る。郊外四哩の處に速水園と眞植園あり、マンガロープ茂る濁つた河を渡れば秋田園、それから右岸に菅原と南洋護謨拓殖の二園あり、パンチョールの南洋護謨は其の最初新嘉坡在留邦人の出資に依て經營された最も古い護謨園であつた。更に下つて柔佛王の古城があつたと云はれるジョホールランヤ (Johore Rana) に近くテロクメンゲイ森林の南亞公司がある。

ジョホール河口は、テロン島に塞がれチヤンギ沖を迂回してジョホール水道の水と合し、パハン河のテロン島でジョホール河と合する處に三井の熱帶産業あり、ペンゲラン (Pengeran) に三五公司の大護謨園がある。此の外ランサの南洋護謨拓殖等數園あり。個人園の多くは合併され更に一昨年の好況時代賣拂はれたものも相應にあつたが、而も尙沿岸一帯日本村の面影は十分存して居る。

バトバハ 新嘉坡から陸路百哩、自動車なら四時間で行ける。ムアと共にジョホール王国の主なる都邑であつて三五公司のセムブロン (Sembron) 第一植林地とスリガデン (Seri Gaden) 第二植林地あり、其の他ジョホール護謨、大和護謨、女羅園等、栽培方面に於ても邦人の肩身が非常に廣い處へ持つて來てバトバハ河を溯ること十八哩に石原産業公司の鑛山あり、バトバハは全く其の爲に特に開港場となつたのであるから在留邦人の鼻息の荒いことは想像に難くないであらう。實にジョホール河沿岸とバトバハと而してスレムバンは、馬來半島に於て眞實に我が同胞が確りかりと腰を落ち著け得た處である。而も南洋は廣く捨て顧みられざる沃土が到る處にあるのであるから、第二のスレムバン、メタン、ジョホール河沿岸を是非とも隨所に作りたいものだと思ふ心から願はずには居られなう。

三 雜

歷代總理大臣

- 一 十六八一—一六四三
- 1768. 2. 27. Wills Earl of Hillsborough (afterwards Marq. of Downshire).
- 1772. 8. 27. William Earl of Dartmouth.
- 1776. 1. 25. Lord George Sackville Germaine (afterwards Visct. Sackville).
- 1782. 3. 8. Welbore Ellis, Esq. (afterwards Lord Mindip).
- 1782. 4. 5. William Earl of Shelburne.
- 1782. 7. 17. Thomas Townshend (afterwards Lord Sydney).
- 1783. 4. 18. Frederick Lord North (afterwards Earl of Guilford).
- 1783. 12. 23. Thomas Lord Sydney.
- 1789. 6. 5. William Wyndham Grenville (afterwards Lord Grenville).
- 1791. 6. 8. Henry Dundas (afterwards Visct. Melville).
- 1794. 8. 7. William Henry Duke of Portland.
- 一 十六四三—一七四三
- 1794. Rt. Hon. Henry Dundas (afterwards Visct. Melville).
- 1801. Lord Hobart (afterwards Earl of Buckinghamshire).
- 1804. Earl (afterwards Marquess) Camden.
- 1806. Visct. Castlereagh (afterwards Marquess of Londonderry).
- 1806. Rt. Hon. W. Windham.
- 1807. Visct. Castlereagh (afterwards Marquess of Londonderry).
- 1809. Earl of Liverpool.
- 1812. Earl Bathurst.
- 1827. Rt. Hon. F. J. Robinson afterwards Rt. Hon. W. Huskisson.
- 1828. Rt. Hon. Sir George Murray.
- 1830. Visct. Goderich (afterwards Earl of Ripon).
- 1833. Rt. Hon. E. G. Stanley (afterwards Earl of Derby).
- 1834. Rt. Hon. Thomas Spring Rice (afterwards Lord Monteagle).

英領馬來……其他

Earl of Aberdeen.

- 1835. Rt. Hon. Chas. Grant (afterwards Lord Glenelg).
- 1839. Marquess of Normanby.
- 1841. Lord John Russell (afterwards Earl Russell).
- 1845. Rt. Hon. William Ewart Gladstone.
- 1846. Earl Grey.
- 1852. Rt. Hon. Sir John S. Pakington, Bart. (afterwards Lord Hampton).
- 1852. Duke of Newcastle.
- 一 十六四三—一七四三
- 1852. Duke of Newcastle.
- 1854. 6. 10. Rt. Hon. Sir G. Grey, Bart.
- 1855. 2. Rt. Hon. Sidney Herbert (afterwards Lord Herbert of Lea).
- 1855. 3. Lord John Russell (afterwards Earl Russell), K. G., G. C. M. G.
- 7. 21. Rt. Hon. Sir William Molesworth, Bart.
- 11. 17. Rt. Hon. Henry Labouchere (afterwards Lord Taunton).
- 1853. 2. 26. Lord Stanley (afterwards Earl of Derby).
- 1853. 5. 31. Rt. Hon. Sir Edward Bulwer Lytton, Bart. (afterwards Lord Lytton, G. C. M. G.)
- 1859. 6. 13. Duke of Newcastle, K. G.
- 1864. 4. 4. Rt. Hon. Edward Cardwell (afterwards Visct. Cardwell).
- 1866. 7. 6. Earl of Carnarvon.
- 1867. 3. 8. Duke of Buckingham & Chandos.
- 1868. 12. 10. Earl Granville, K. G.
- 1870. 7. 6. Earl of Kimberley, K. G.
- 1874. 2. 21. Earl of Carnarvon.
- 1878. 2. 4. Rt. Hon. Sir Michael E. Hicks-Beach, Bart., M. P. (afterwards Earl St. Aldwyn).
- 1896. 4. 23. Earl of Kimberley, K. G.

1882. 12. 16.	Earl of Derby, K. G.
1885. 6. 24.	Col. Rt. Hon. F. A. Stanley (afterwards Lord Stanley of Preston), G. C. B., and subsequently Earl of Derby).
1886. 2. 6.	Earl Granville, K. G.
1886. 8. 8.	Rt. Hon. Edward Stanhope, M. P.
1887. 1. 14.	Rt. Hon. Sir Henry Thurstan Holland, Bart., G. C. M. G., M. P. (created Baron Knutsford, 1888, and Visct. Knutsford, 1895).
1892. 8. 17.	The Marquess of Ripon, K. G.
1895. 6. 28.	Rt. Hon. Joseph Chamberlain, M. P.
1903. 10. 9.	Rt. Hon. Alfred Lyttelton, K. C. M. P.
1905. 12. 11.	The Earl of Eglinton Kincauldine, K. G., G. C. S. I., G. C. I. E.
1908. 4. 16.	The Earl (now Marquess) of Crewe, K. G.
1910. 11. 7.	Rt. Hon. Lewis Harcourt, M. P. (afterwards Visct. Harcourt).
1915. 5. 27.	Rt. Hon. A. Bonar Law, M. P.
1916. 12. 11.	Rt. Hon. W. H. Lang, M. P. (afterwards Visct. Long of Wraxall).
1919. 1. 14.	Visct. Milner, G. C. B., G. C. M. G. (afterwards K. G.)
1921. 2. 14.	Rt. Hon. Winston S. Churchill, C. H., M. P.
1922. 10. 25.	Duke of Devonshire, K. G., G. C. M. G., G. C. V. O., P. C., LL. D.
1924. 1. 23.	Rt. Hon. J. H. Thomas, M. P.
1924. 11. 7.	Rt. Hon. L. C. M. S. Amery, M. P.
1929. 6. 8.	Rt. Hon. Lord Passfield.
1931. 8. 26.	Rt. Hon. J. H. Thomas, M. P.
1931. 11. 9.	Rt. Hon. Sir Philip Cunliffe-Lister, G. B. E., M. C., M. P.
1935.	P. Hon. James H. Thomas, M. P.
1936.	Rt. Hon. William Ormsby-Gore, M. P.

圖字號(榮德羅威)

註: 此表係根據英國領事館之報告而編者

1876. 1. 1.	出命年	氏	註
1876. 1. 1.	1876	Pallerton	
1876. 1. 1.	1876	Ibbetson	
1876. 1. 1.	1876	Kenneth Murchison	
1876. 1. 1.	1876	Samuel G. Bonham	
1876. 1. 1.	1876	Col. W. J. Butterworth	
1876. 1. 1.	1876	E. A. Bindell	
1876. 1. 1.	1876	Col. Cavenagh	
1876. 1. 1.	1876	Maj.-Gen. Sir H. St. G. Ord, C. B., R. E.	
1876. 1. 1.	1876	Sir A. Clarke, K. C. M. G., C. B., R. E.	
1876. 1. 1.	1876	Sir W. F. D. Jervois, K. C. M. G., C. B., R. E.	
1876. 1. 1.	1876	Sir W. C. F. Robinson, K. C. M. G.	
1876. 1. 1.	1876	Sir F. A. Wald, K. C. M. G.	
1876. 1. 1.	1876	Sir Cecil C. Smith, K. C. M. G.	
1876. 1. 1.	1876	Lt. Col. Sir C. B. H. Mitchell, G. C. M. G.	
1876. 1. 1.	1876	Sir Frank Athelstan Swettenham, K. C. M. G.	
1876. 1. 1.	1876	Sir John Anderson, G. C. M. G.	
1876. 1. 1.	1876	Sir Arthur Henderson Young, G. C. M. G., K. B. E.	
1876. 1. 1.	1876	Sir Laurence Nunnys Guillemard, G. C. M. G., K. C. B.	
1876. 1. 1.	1876	Sir Hugh Charles Clifford, G. C. M. G., G. C. F., M. C. S.	
1876. 1. 1.	1876	Sir Cecil Clementi, G. C. M. G.	
1876. 1. 1.	1876	Sir Sherton Thomas, K. C. M. G., O. B. E.	
1876. 1. 1.	1876	(榮德) 本表係根據英國領事館之報告而編者	
1876. 1. 1.	1876	註: 此表係根據英國領事館之報告而編者	

圖字號(暹羅)

註: 此表係根據暹羅領事館之報告而編者

1904. 1. 23.	Rt. Hon. J. H. Thomas, M. P.
1924. 11. 7.	Rt. Hon. L. C. M. S. Amery, M. P.
1929. 6. 8.	Rt. Hon. Lord Passfield.
1931. 8. 26.	Rt. Hon. J. H. Thomas, M. P.
1931. 11. 9.	Rt. Hon. Sir Philip Cunliffe-Lister, G. B. E., M. C., M. P.
1935.	P. Hon. James H. Thomas, M. P.
1936.	Rt. Hon. William Ormsby-Gore, M. P.

各國領事館及領事

1904. 1. 23.	Sir John Anderson, K. C. M. G.
1911. 1. 1.	Capt. Sir Arthur Henderson Young, G. C. M. G., K. B. E.
1911. 1. 1.	Sir Laurence Nunnys Guillemard, G. C. M. G., K. C. G.
1911. 1. 1.	Sir Hugh Charles Clifford, G. C. M. G., G. B. E., M. C. S.
1911. 1. 1.	Sir Cecil Clementi, G. C. M. G.
1911. 1. 1.	Sir Sherton Thomas, K. C. M. G., O. B. E.
(總辦)	1911. 1. 1. 英國領事館之報告而編者

Netherlands	G. G.	K. P. M. Chambers, 4th floor.	"Hollandia"
Norway	H. C.	(At Asiatic Petroleum Co. (S. S.), Ltd. Shipping Dept.) Shell House, Collyer Quay	
Portugal	G. G.	E-15, Union Bldg., Collyer Quay	
Siam	C.	2, Meyer Mansions, Coleman Street.	"Siamiam"
Spain	V. C.	Ocean Bldg., Collyer Quay	"Spanish Vice-Consul"
Switzerland	C.	Union Bldg., Collyer Quay	
U. S. A.	G. G. } C. G. } V. C. }	Union Bldg., Collyer Quay	"American Consul"
暹羅	C.	Chartered Bank Chambers	
China	C.	86, Beach St.	
Denmark	A. V. C.	F. M. S. Railway Bldg. (At the Successors of Moine Comte & Co., Ltd.) 9, China St. Ghant	
France	Con. A.		
Italy	Con. A.	22, Northam Rd. c/o Fiat S. A.	
Netherlands	A. C.	9, Beach St.	
Norway	V. C.	British India House, 23, Beach St.	
Portugal	V. C.	9, Beach St.	
Siam	V. C.	F. M. S. Railway Bldg.	

英領馬來……其 他

Sweden	V. C.	(At Kennedy Burkhille & Co, Ltd.), George Town Chambers, 39, Beach St.
U. S. A.	C. V. C.	b, Pangkor Road
吉隆坡一		Laidlaw Bldg, Kuala Lumpur, P. O. Box No. 145
Belgium		Ampang Road, Kuala Lumpur
China	C.	Kuala Lumpur Office, P. O. Box No. 330
France		Port Swettenham Office, Wharf Road.
(備考)	A. C.=Acting Consul A. V. C.=Acting Vice-Consul C.=Consul C. G.=Consul General H. C.=Honorary Consul Con. A.=Consular Agent V. C.=Vice Consul	

英領馬來の度量衡は、海峽植民地は一八八六年の度量衡法(現行法律第三十七號)、馬來聯邦は一九二一年の度量衡法により、英帝國法定度量衡の碼封度ガロンを標準とするも在來の度量衡も之と共に併用されてゐる。

度量衡表 出所=海峽植民地政府年鑑及馬來ディレクトリ

英國法定度量衡	單位名	稱	命位	メートル制との比較
長度一	哩	Mile	千メートル	1,609.347メートル
	フア一	Furlong	百メートル	101.171メートル
	ポール又はパーチ	Pole or Perch	百メートル	50.292メートル
	碼	Yard	百メートル	0.9144メートル
	呎	Foot	百メートル	0.3048メートル

面積一	英方	反	Inch	0.0114603
平方	方	方	Acres	4046.8564224
平方	方	方	Rood	1011.7141056
平方	方	方	Sq. Pole	303.5043168
平方	方	方	Sq. Yard	0.83612736
平方	方	方	Sq. Foot	0.09290304
平方	方	方	Sq. Inch	6.4516129
常衡一	噸	噸	Ton	1016.0469088
	噸	噸	Cwt.	50.80234544
	石	石	Stone	14.1747656
	磅	磅	Pound	0.45359232
	封	封	Ounce	28.34952312
	打	打	Dram	1.77184519
乾量一	ク	ク	Quarter	7.142857142
	ブ	ブ	Bushel	3.571428571
	ハ	ハ	Peck	1.428571428
	ガ	ガ	Gallon or	4.54609
	ク	ク	Garrant	1.1365225
	ク	ク	Quart or	1.1365225
	ク	ク	Chupak	0.946352946
	ク	ク	Half Chupak	0.473176473
	ク	ク	Pau or Quarter Chupak	0.2365882365
	ク	ク	Chupak	0.1182941183
液量一	ク	ク	Gill	136.02604166
	ク	ク	Tun	119.848354
	ク	ク	Pige	119.848354

長度一	馬來度量衡	命位	メートル制との比較
ホツグズ(ノット)	Hogshead	千メートル	113.04710416
ガロン又はガント	Gallon or Gantang	百メートル	3.785411784
クオート又はチニス	Quart or Chupak	百メートル	1.195137776
パイント又はハーフ	Pint or Half	百メートル	0.597568888
チヌーバ	Chupak	百メートル	0.298784444
ポウ又はクオート	Pau or Quarter	百メートル	0.149392222
チヌーバ	Chupak	百メートル	0.149392222
チ	Gill	百メートル	0.149392222
面積一	Orlong	千メートル	241.1711016
	Jamba	百メートル	30.1463877
	Depa	百メートル	1.411111111
	Ela	百メートル	0.411111111
	Hasta	百メートル	0.298784444
	Jengkai	百メートル	0.111111111
	Pelampap	百メートル	0.041111111
面積一	Sq. Orlong	千メートル	58460.96平方メートル
	Sq. Penjun	百メートル	17617.7477平方メートル
	Sq. Jemba	百メートル	119.9999999平方メートル
	Sq. Depa	百メートル	1.97530864平方メートル
	Sq. Lelong	百メートル	0.111111111平方メートル
常衡一	Koyan	千メートル	1771.471471471
	Pikal	百メートル	40.463647147
	Kati	百メートル	0.40463647147
	Tahil	百メートル	0.040463647147
	Bhara	百メートル	1.629796127

金衡一	カ	カ	Kati	1.814369479	0.102971134
ボ	ン	カ	Bongkal	1.814369479	0.041111111
マ	ヤ	カ	Mayam	1.1	0.001111111
サ	ガ	カ	Saga	1.814369479	0.001111111
阿片衡一	カ	カ	Kati	1.814369479	0.102971134
	タ	カ	Tahil	10	0.001111111
	チ	カ	Chee	10	0.001111111
	リ	カ	Hoon	10	0.001111111
	フ	カ	Lee	10	0.000011111
乾量一	コ	ヤ	Koyan	1771.471471471	1771.471471471
	バ	ヤ	Para	10	10
液量一	コ	ヤ	Koyan	1771.471471471	1771.471471471
	バ	ヤ	Para	10	10
休祭日	(以下英國法定液量に同じ)				
一、新 年	一月一日	公 休 日			
二、タイプーサム(印度人祭)	一月二十六日	公 休 日			
三、支那正月	二月十一日	公 休 日			
四、同	二月十二日	公 休 日			
五、ハリヤヤハジ(馬來人祭)	二月二十二日	公 休 日			
六、グッド・フライデー	三月二十六日	公 休 日			
七、グッド・フライデー翌日	三月二十七日	公 休 日			
八、ウィスター・マンデー	三月二十九日	公 休 日			
九、(聖霊降臨祭次月曜)	五月十七日	公 休 日			
一〇、八月中秋祭	七月三十一日	公 休 日			

英領馬來……其 他

英領馬來……其他

Table with columns for date, event name, and location. Includes dates like 八月二日, 十一月二日, 十一月十一日, etc.

新聞・雜誌其他新聞刊物

出所ニ著録國民地政年報及マニファトリー

Table listing newspapers and magazines such as 光華日報, 檳榔嶼報, 芙蓉報, etc., with their respective publishers and locations.

一〇四四

Table listing various reports and books such as Singapore Free Press, Singapore Hoo Pao, Straits Budget, etc., with their publication details.

雜誌年報及年報

Table listing annual reports and yearbooks such as Annual Departmental Reports, Chamber of Commerce Annual Report, etc.

Table listing official documents and reports such as Proceedings of the Federal Council, Return of Foreign Imports and Exports, etc.

新聞及雜誌

Table listing historical and geographical works such as Historical Tombs of Malacca, Geographical History of British Malaya, etc.

英領馬來……其他

Table listing various journals and books such as Fraser & Co.'s Weekly Share Circular, Government Gazette, etc., with their publication details.

一〇四四

1. Evans, Ivor H. N. :— Studies in Religion, Folk-Lore & Custom in British North Borneo and the Malay Peninsula. Cambridge, 1923.
 1. Evans, Ivor H. N. :— Papers on the Ethnology & Archaeology of the Malay Peninsula. Cambridge, 1927.
 1. Mountbatten, G. A. de C. de :— Matrarchy in the Malay Peninsula and Neighbouring Countries. London, 1931.
 1. Schebesta, P. :— Among the Forest Dwarfs of Malaya. London, 1927.
 1. Semple, Reo, C. G. :— Singapore Religions. Singapore, 1927.
 1. Skeat, W. W. & Blagden, C. O. :— Pagan Races of Malay Peninsula. 2 Vols. London, 1906.

林 卷一

1. Maxwell, C. N. :— Malayan Fishes. Singapore, 1921.
 1. Ridley, H. N. :— Materials for a Flora of the Malay Peninsula. 3 Pts. Singapore, 1907.
 1. Robinson, H. C. :— The Birds of the Malay Peninsula. 5 Vols. London, 1927.
 1. Scrivenor, J. B. :— The Geology of Malaya. London, 1931.
 1. Watson, J. G. :— Malayan Plant Names. Singapore, 1928.

林 卷一

1. Allen, L. A. :— The Rules, Regulations, Orders and By-Laws under the Laws of the F. M. S. (Reprint of). 2 Vols. Kuala Lumpur, 1927.
 1. Braddel, Roland St. John :— The Laws of the Straits Settlements. Singapore, 1915.
 1. Braddel, Roland :— The Law of the Straits Settlements. 2 Vols. Singapore, 1931.
 1. Chronological Lists of State and Federal Laws, 1877-1927. Kuala Lumpur, 1928.
 1. Chronological Table of the Straits Settlements Laws. 2 Vols. Singapore, 1927.
 1. Odhorne, C. S. H. & Bridge, B. F. :— Federated Malay States Law for Planters. Kuala Lumpur, 1929.

1. Gimlette, Dr. :— Malay Poison and Charm of Cures. London, 1929.
 1. Nagle, J. S. :— Educational Needs of S. S. & F. M. S. Baltimore, 1923.
 1. Watson, M. M. D. :— The Prevention of Malaria in F. M. S. London, 1921.
 1. Hooper, David :— On Chinese Medicine : Drugs of Chinese Pharmacies in Malaya. Oxford.

林 卷一

1. Bunting, B., Eaton, B. J., & Georgi, C. D. V. :— The Oil Palm in Malaya. Kuala Lumpur, 1927.
 1. Bunting, B. & Milsam, J. N. :— The Culture of Vegetables in Malaya. Kuala Lumpur, 1930.
 1. Cubitt, G. E. S. :— Forestry in the Malay Peninsula. Kuala Lumpur, 1920.
 1. Development of the Cameron Highlands up to the end of 1934 and information concerning the Highlands. Kuala Lumpur, 1935.
 1. Fifty Years of Railways in Malaya. 1885-1935. Kuala Lumpur, 1935.
 1. Forworthy, F. W. :— Commercial Woods of the Malay Peninsula. Singapore, 1921.
 1. Forworthy, F. W. :— Minor Forest Products of the Malay Peninsula. Singapore, 1922.
 1. Forworthy, F. W. :— Commercial Timber Trees of the Malay Peninsula. Singapore, 1927.
 1. Grist, :— An Outline of Malayan Agriculture. Singapore, 1933.
 1. Jack, H. W. :— Rice in Malaya. Kuala Lumpur, 1923.
 1. Kenaway, M. J. :— Prospects for Tea Growing in Malaya. Ipoh, Perak
 1. Kenaway, M. J. :— Some Agricultural Enterprises in Malaya 1933-34. Kuala Lumpur, 1934.
 1. Malayan Agriculture (Handbook). By the Dept. of Agriculture. Kuala Lumpur, 1924.
 1. Scribner, J. B. :— A Sketch of Malayan Mining. London, 1928.
 1. Scribner, J. B. :— The Geology of Malayan Ore-Deposits. London, 1923.
 1. Scribner, J. B. :— The Geology and Mining Industries of the Kinta

1. F. M. S. Enactments. Kuala Lumpur, 1919—
 1. Laws of S. S. 5 Vols. London, 1926.
 1. Law Reports of F. M. S. Kuala Lumpur, 1922—
 1. Law Reports of S. S. Singapore, 1926—
 1. Maxwell, W. G. & Gibson, W. S. :— Treaties and Engagements Affecting the Malay States and Borneo. London, 1924.
 1. Mallo, A. :— A Manual of the Law of Extradition and Fugitive Offenders applicable to S. S. Singapore, 1915.
 1. Proceedings of the British Malaya Opium Committee. Singapore, 1924.
 1. Proceedings of the Commission to the Use of Opium in S. S. & F. M. S. 3 Vols. Singapore, 1908.
 1. Proceedings of the Federal Council of F. M. S. Kuala Lumpur, 1911—
 1. Proceedings of the Legislative Council of S. S. Singapore, 1875—
 1. Reay, J. M. :— F. M. S. A Digest of Reported Cases, 1897—1925. Kuala Lumpur, 1929.
 1. Reports: Annual Administrations of the Colonial Secretary of S. S., the Chief Secretary of F. M. S., and of the Heads of Government Departments. visers of U. M. S. and of the Commission of Indentured Labour in F. M. S. Kuala Lumpur, 1910.
 1. Report of the Commission of the Health of Estates in F. M. S. 2 Pts. Kuala Lumpur, 1924.
 1. S. S. Orders, Rules, Regulations and By-Laws. Singapore, 1898—
 1. S. S. Ordinances. Singapore, 1867—

1. 新嘉坡商品陳列所編 馬來聯邦州勞働法 大正四年
 1. 同 馬來聯邦州の現行法規 大正九年
 1. 同 柔佛王國の新礦業法 大正十一年
 1. 新嘉坡日本人栽培協會編 馬來半島柔佛王國農産物關係諸法規提要 大正十年
 1. 南洋協會臺灣支部編 馬來半島土侯州と政府の條約 大正十年
 被覆地誌……林 卷一

Districts, Perak, F. M. S. etc. Kuala Lumpur.
 1. Simon & Starr, L. :— Some Freshwater Fishing in Malaya. Colombo, 1926.
 1. Spring, F. G. & Milsam, J. N. :— Food Production in Malaya. Kuala Lumpur, 1919.
 1. Stead, D. G. :— General Report upon the Fisheries of British Malaya. 1923.
 1. Watson, J. G. :— Mangrove Forests of the Malay Peninsula. Singapore, 1923.
 1. 新嘉坡商品陳列所編 馬來半島の木材 大正四年
 1. 同 馬來半島の林産物 同
 1. 南洋協會編 馬來半島の農業 大正十二年
 1. 南洋協會臺灣支部編 英領馬來の漁業 大正十五年
 1. 同 英領馬來に於けるタバコ産業 昭和十年

1. Beale, L. B. :— A Review of the Trade of British Malaya in 1928. London, 1929.
 1. Malayan Trade Annual. London, 1925—
 1. 新嘉坡商品陳列所編 海峽植民地に於ける日本商品の位置 昭和二年
 1. 同 英領馬來に於ける水産物 昭和四年
 被覆地誌……林 卷一
 1. Annual Returns of Malaya Foreign Imports and Exports. Singapore, 1921—
 1. Census of British Malaya, 1921, 1931. London, 1922-32.
 1. Malayan Statistics. London, 1923, 1929, 1934—
 1. Manual Statistics Relating to F. M. S. Kuala Lumpur (Annual.) 1. S. S. Blue Book. Singapore, 1878—
 被覆地誌……林 卷一
 1. Barhill, I. H. :— A Dictionary of the Economic Products of the Malay Peninsula. 2 Vols. Singapore, 1935.

1. Denny, N. B. :— A Descriptive Dictionary of British Malaya. London, 1894.
1. Directory of Malaya. Singapore, 1927—
1. Malay States Desk Directory. Kuala Lumpur, 1926—
1. Malayan Year Book. Singapore, 1935.
1. Singapore and Malayan Directory. Kuala Lumpur, 1929—
1. Wilkinson, R. J. :— A Malay-English Dictionary. 3 Pts. Singapore, 1902.
1. Winstedt, R. O. : An English-Malay Dictionary. Singapore, 1922.
- 一 臺灣誌—
1. Enriquez, C. M. :— Malay : An Account of its People, Flora, and Fauna. London, 1927.
1. German, Capt. R. L. :— Handbook to British Malaya. London, 1927—
1. Papers on Malay Subjects, First and Second Series, published by the Committee for Malay Studies, F. M. S. 21 Vols. Kuala Lumpur, 1907-21.
1. Swettenham, Sir F. A. : British Malaya. London, 1920.
1. Winstedt, R. O. :— Malaya. London, 1923.
1. Whistler, L. R. :— The Modern Malay. London, 1928.
1. Wright, A. :— Twentieth-Century Impressions of British Malaya. London, 1908.
1. Wright, A. & Reid, T. H. : The Malay Peninsula. London, 1912.
1. 外務省通商局編 海峽殖民地概覽 大正七年
1. 南洋協會臺灣支部編 英領馬來事情 昭和二年
- 一 概—
1. Braddell, Roland. The Lights of Singapore. London, 1934.
1. Boulger, D. C. :— The Life of Sir Stamford Raffles. London, 1897.
1. Clifford, Sir Hugh :— In a Corner of Asia. London, 1926.
1. Clifford, Sir Hugh :— Malayan Monsoons. London, 1925.
1. Coode, P. C. :— Peeps at Many Lands: The Malay States. London, 1923.
1. Complan, R. :— Raffles (1781-1826). Oxford, 1926.
1. Dorril The Palis :— A Malayan Miscellany. Kuala Lumpur, 1924.
1. Gough, K. :— A Garden Book for Malaya. London, 1928.
1. Hale, A. :— The Adventures of John Smith in Malaya 1600-1605, Leyden, 1908.
1. Harrison, C. W. :— An Illustrated Guide to F. M. S. London.
1. Harrison, C. W. :— The Magic of Malaya. London, 1916.
1. Malay in Malaya :— By One of Them. Singapore, 1928.
1. Martin, Peter :— Malayan Nights. London, 1927.
1. Maxwell, W. G. :— In Malay Forests. London, 1925.
1. Mayer : Trapping Wild Animals in Malay Jungles. London, 1886.
1. Morford, E. St. C. :— Gardening in Malaya. Ipoh, Perak, 1926.
1. Raffles, Sophia :— Memoirs of Sir T. S. Raffles. London, 1890.
1. Rathborne, A. B. :— Camping and Tramping in Malaya. London, 1898.
1. Sidney, R. J. H. :— Malay Lands. London, 1926.
1. Sidney, R. J. H. :— In British Malaya To-day. London, 1927.
1. Skeat, W. W. :— Malay Magic. London, 1900.
1. Swettenham, Sir F. A. :— The Real Malaya. London, 1917.
1. Swettenham, Sir F. A. :— Malay Sketches. London, 1921.
1. S. S. Records, 1800-1867. Singapore, 1928.
1. Wace, W. M. :— Yolande of Johore. London, 1929.
1. 辻森民三著 新嘉坡手引草 大正十五年
1. 南洋及日本人社編 新嘉坡 昭和四年
- [概 要 總 覽 終 卷]

英領北ボルネオ

英領北ボルネオ 目次

地理	位置・面積	101頁
	山系	101頁
	河系及平野	101頁
	海岸線・島嶼	101頁
	氣象	101頁
	地質	101頁
	動物	101頁
	植物	101頁
歴史	人口・住民・宗教	102頁
	人口	102頁
	住民	102頁
	宗教	102頁
教育・衛生	教育	102頁
	衛生	102頁
政治	總督	102頁
	總督府	102頁
	立法	102頁
	行政	102頁
	司法	102頁
財政・金融	財政	102頁
	金融	102頁
(附)關稅定率表		102頁

英領北ボルネオ 目次

農業	總說	103頁
	主要農産物	103頁
	其他の農産物	103頁
	家畜	103頁
林業	總說	103頁
	主要林産物	103頁
	統計	103頁
水産業	總說	103頁
	統計	103頁
礦業	總說	103頁
	統計	103頁
勞働	總說	103頁
	勞働行政及法規	103頁
	勞働者保護機關	103頁
	統計	103頁
貿易	總說	103頁
	貿易總額	103頁
	輸出入貿易	103頁
交通	陸運	103頁
	水運	103頁
	通信	103頁
其他	旅行案内	103頁
	主要都市	103頁
	雜	103頁

英領北ボルネオ統計摘要

一、面積	七六、四〇三平方浬(一九、五〇〇平方哩)
二、人口	最高山キナバル山 主峯ダイクトリア峯(四、一〇二米) 最長河キナバタンガン河 海岸線一、二八七浬 二八四、八二三(一九三五年推定) 二七〇、二二三(一九三一年國勢調査實數)
三、行政	現 總 督 Charles Robert Smith 西海岸理事廳 一一郡 東海岸理事廳 一〇郡
四、財政	一九三五年 歳入二、七二五、七五四弗 歳出一、七七二、五八二弗 總計四、四九八、三三六弗
五、貿易	一九三六年 輸入四、八〇四、六六八弗 輸出八、九八五、七六六弗 總額一三、七九〇、四三四弗
六、交通	主要品 輸入：穀類九五八、四三五弗 輸出：錫四、二五〇、五七一弗 一九三五年 道路延長三五八・六浬 鐵道延長一九九・二浬
七、其他	日本人會 折田 一二 會員數 四三三名 タワオ日本人會 (The Tawau Japanese Society) 會長 門 教 丸 會員數 二四名 サンダカン日本人會 (The Sandakan Japanese Association) 會長 酒井東方作 會員數 二五名 マセルトン日本人會 (The Japanese Society) 邦人企業團體其他 日本産業護謨株式會社タワオ護謨園 (Tawau Rubber Estate, Nippon Industrial Rubber Co., Ltd.) タワオ・エステート・リッジツェツド (Tawau Estate, Ltd.) ボルネオ水産株式會社 (Borneo Fishing Co., Ltd.) タワオ病院、タワオ日本人小學校 首 府 サンダカン 英領北ボルネオ勸許會社設立年月 一八八二年五月 サンダカン—高雄間距離一、二〇〇哩

英領北ボルネオ

地 理

位置・面積—山系—河系及平野—海岸線・島嶼—気象—
地質—動植物

一 位置・面積

英領北ボルネオは世界第三位の大島たるボルネオ島の北端を占め、南緯四一八度、東經一一五一一二〇度に位置して大約一邊三二〇浬の不正方形をなし、頂点を東經一一七度の線上に置き、總面積七六、四〇三平方浬(即ち二九、五〇〇平方哩)にして、我が北海道よりは小さく臺灣、樺太を合したるより僅に大にして、愛蘭と略同面積である。西方は支那海、東方はスーレー及セレス海に、南方は北緯四度十分を以て蘭領に、而して南西北はブルネイを介してサラワクに接して居る。

二 山 系

當領内には脊骨に似た山脈が縦横に走つて居る。其の中最も著名なのはキナバル山脈(クワッカー山脈)にして、マルゾ灣の南岸から海岸線に稍平行に三十哩を距て、南西に走つて居る。山脈の高さは四千乃至六千呎にして、極東に於ける最も秀麗なる山のひと稱せられて居るキナバル山は東西に連なる十箇の高峯を有し、其の中グイクトリア峯は標高四、一〇二米(一三、四五五呎)、海岸を距ること五十哩、全山白及黒の花崗岩よりなつて居り、海拔九千呎の附近から上は殆ど垂直の岩石のみにして植物は繁茂せず、僅にテムバスタ川の水源地側から登り得るのみである。此の縦貫山脈から深い谷を隔て、北東に獨立した稍低い山脈(クワッカー支脈)があるが、主山は約七千呎のタンブニユコンである。前者は舊西海岸理事廳と中部理事廳の境界をな

英領北ボルネオ……地理

し、而して舊サンダカン理事廳とタワオ理事廳の境界をなす地點には即ち南東に走れるブラツセイ山脈あり、其の南端より西北に走り中途にてクワッカー一及ブラツセイ山脈の中間を之に併行して走るマイツトランド山脈あり、之より分派して南西に向ふウイツテイ山脈はスムバコン河(蘭領)の分水嶺をなして居る。斯くの如く山脈重疊を極めて居るが、未だ實測が行はれて居らず、従て蘭領との境界或け中部地方は僅に主山の標高が分明して居る位で、詳細は全く明ではない。

三 河系及平野

西北海岸を流れる河川は前記クワッカー山脈(キナバル山脈)を分水嶺とするものにしてクリアス、バダス、ババル、ブタタン、トゥアラン、テムバスタ等があり、バダス河を除いては總て延長短く概して急流をなし、東北海岸に流れるものは當領内の主要河川をなして何れもクワッカー山脈及同支脈マイツトランド山脈より源を發し、延長も極めて長く概して流れ緩慢であつてブンコカ、バイタン、スゴツト、ラブツク、キナバタンガン、セガマ等の諸川があり、此の中キナバタンガン河は長さに於ても利用の程度に於ても將又歴史の上から見ても當領第一の大河をなす。川筋の屈曲甚だしいが、河口から一二〇哩のロカン河の分岐點までは吃水約六呎の汽艇が通航し得、夫より五〇哩上流のタンカラツプまではモーターボートの航行に差支へない。南東海岸に流れるものとしてティンカユ、カラムボン、カラバカン、シリムボボン、スルドン、シブコ河があり、後者が最大である。之等は何れもブラツセイ山脈を分水嶺として居る。テムバスタ河のカルピス瀑布は世界屈指の大瀑布の稱がある。

當領内で最も廣大な平野はキナバタンガン河及其の支流に依り灌漑せられ

て居る四千平方哩に及ぶ平原にして地味肥沃にて多数農園が開墾せられてある。舊中部理事廳内のケニンガウ及タムプナン平野はアグラン河(クリアス河の上流)が之を分けて流れて居り、前者は一帶の草原地をなし、後者は水田として可なり開かれて居る。ケニンガウ部落を中心とするスク平原は地味肥沃であるが未だ人口稀薄である。沿岸地方の平野としてはパダス河三角洲、キマニス灣南方の低地、ムンカボン平野及テムバスク峽谷の草原等がある。ラプツク河口のラナウ草原は標高約一、六〇〇呎あり、此の方面唯一のオアシスをなす。タワオ以西及以東の海岸小平野には日本人關係の農園が多数開かれて居る。

四 海岸線・島嶼

海岸線 西海岸は一帶に單調にして殆ど一直線をなし僅にクリアス半島が突出するのみである。之に反して北東海岸は起伏烈しくマルツ、パイタル、ラプツク、サンダカンの大灣を有し、而して東海岸もカウイ、ダーベルの諸灣を抱いて突兀たる海岸線を形成して居る。一概にボルネオ島は海岸線單調ではあるが、北ボルネオのみは相當複雑性を有し、面積に比して線延長割合に長く、一、二八七軒餘に及んで居る。

島嶼 北ボルネオの領海内には地理上或は經濟上より見て重要な島嶼は餘りない。先づ西海岸より見ればキマニス灣外ノソソ岬より約五、六哩の地點にテイガ島があり、兩貿易の時は好投錨地を提供してゐる。ガヤ及サブナガル島はガヤ地先として知られる本土との間にガヤ灣の良港を形成し、本土より十二哩の沖にあるマンタナイ島は貿易風の吹く時は良港となる。當領の最北端をなすマルツ灣口を扼してパラムバンガン及ベンギ島嶼は、前者は其の面積四〇平方哩、後者は一六七哩に及ぶ。マラワリ海峡には幾多の島嶼があるが、其の同名島が最大にして、その面積一五方哩である。バイタン灣にはサムボンガン島あり、ラプツク灣内にはアルアル及カナウイ島介在し、サンダカン灣口を扼してアルハラ島が自然の掩護をなし、灣内深くにはティムペン島がある。ラハダト地方の本土を隔てムサカル島嶼は、同

島あるが爲、ラハダトは年中船舶の出入に便してゐる。ダーベル灣には大小無數の島嶼横はり、タバウワン、タイムブンマタ、ストラワ、ブムブン、ガヤの諸島著明にして、是等より遠く東方にある一孤島シ・アミル島は邦人漁業の中心地として知られて居り、蘭領との境にはセバチツクの大島横はる。

五 氣象

氣温 沿岸地方の氣温は午前華氏七〇乃至七十二度を、而して午後には八七乃至八八度を下し、特に暑氣の酷しい日には稀に九三度或は九四度にも達する事があるが、暑氣の爲凌ぎ難い様な事は殆どない。内部地方の高度の高い所では早朝及夜分は定つて寒氣を覺へ、内部地方のみならず殆ど各地にて夜分は毛布を必要とする位である。最低・最高平均氣温は年中大差なく、概して兩期(十二月、一月)には最低を、而して八、九月の兩月に於て最高を示して居る。

降水量 年降水量は地方に依り異り一、五二五乃至四、五六〇耗前後である。風の兩期は北東季節風の來襲する十一月、十二月、一月及十月、二月の後先で、此の兩期中は一日中どんより曇つて居る晝夜の別なく降雨を見、晝夜絶えず降り續ける事は稀ではなく、一寸想像し難い處であるが、兩期中にも數日間一滴も降雨を見ない事もある。乾期は兩期が上つて直ぐの三月、四月、五月及二月の後半で、此の期節中の降雨は夜分或は早朝の所謂夕立であつて、乾期中でもたまらない位乾燥する様な事はなない。乾期に次いで六月頃より第二雨期が來、其後十月頃となれば第二乾期が訪れる。此の期間中の降雨は概して雷鳴を伴ふ雷雨で、午後或は夕暮時に屢來襲する。當領内の給水は降雨との關係極めて深く、降雨のあつた際之を貯水池に貯へなければ自然蒸發或は速に池中に吸込まれて消へて仕舞ふ。幸に土壤が氣泡性である爲濕潤であり、從て泉、井戸或は貯水池から清水を得る事が出来る。河邊には夜分濃霧が立籠め、朝となつて日光が強く輝るまでは消散しない。

中旬まで繼續する。此の期間中北東方面より風力中位にて絶間なく吹き、二月、一月中には一、二回、三月乃至九月の間は時々疾風が吹き荒れる。夫以外には毎日午前十一時頃より微風が吹き、午後に至つて多少強くなり、夜に入りて風き静かな陸風に變る。此の季節風の初期及終期には餘り強風はなく、斷續的であつて、午後遅くまで和かな陸風が續く。南西季節風は四月中旬に始まり十月中旬まで續き、風強からず、朝の陸風は北東季節風の場合より著しいが、疾風は永續せず又強くない。之に反して午後及夕景には屢

各地月別氣温・降水量表 (一九三六年)

月別	セセルトン				サンダカン				ケニンガウ				タムナン			
	平均	最低	最高	絶対	平均	最低	最高	絶対	平均	最低	最高	絶対	平均	最低	最高	絶対
一月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
二月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
三月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
四月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
五月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
六月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
七月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
八月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
九月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
十月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
十一月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
十二月	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0
年平均	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0	81.0	70.0	86.0	90.0

Table with 12 columns for months (January to December) and 10 rows for stations (e.g., 西海岸理事廳内, 測候所名). It contains precipitation data (降水量) and precipitation days (降水日数) for each month and a yearly average (年平均).

各地方別・月別降水量及降水日数表 (一九三六年)

單位：公厘 出所：同前表

Table with 12 columns for months and 10 rows for stations (e.g., 東海岸理事廳内, 測候所名). It contains precipitation data (降水量) and precipitation days (降水日数) for each month and a yearly average (年平均).

六地質

未だ完全な地質調査が行はれ居らず、従て詳細は不明であるが、一九〇九年より一九一二年まで英領ボルネオ開發會社の委託を受けて調査をなせる顧問地質技師 (Dr. Pile) の報告に依れば當領の地質構成大體は次の如くである。

北ボルネオの地質は古生代層は珠羅及白亜紀に屬し、赤・黄色の深海沈積物に依り代表せられて居り、是等は白亜紀及第二紀の灰色水成岩砂石及泥灰土或は洪積又は沖積層の礫岩及砂にて覆れて居る。白亜及第三紀沈積岩と同様放散礫岩は併發岩の爲突出して居り、爲に廣範圍に亘つて崩壊し上方に向つて急角度に傾いて居る。之等の併發岩はベンギ島及マルツ半島東部から遠くセント・ルシア灣にまで切れ々に續き、處々に其の表面を現し、殊にキナバタンガンの河床には著しく現れて居る。併發岩は酸性岩と鹽基性岩があり、後者の方が多い。酸性岩に屬する質の花崗岩は極めて少く、花崗岩と閃綠岩の中間の岩石—英雲閃綠岩—が多く見受けられ、キナバル山の如きは此の一例である。

七動物

狩獵目的となる大動物としては象・犀・野牛・鹿があり、象は北ボルネオ原産のものではなく、東印度商會或は馬來ジョホール州サルタンより數世紀前に

スルー王に献上せるもの子孫で、スルー王は象を飼養するが如き廣大な土地を有せぬ北ボルネオの海岸地方に飼つたのであるが之が段々野生化して來たものであると云はれて居るが眞偽は不明である。犀は小形の馬來種であつて深い密林中に棲息し、野牛は草牧地を好み最も狂暴性を有する。之等のものを狩るには相當官憲(象及犀の場合には總督、野牛は理事官、鹿は郡長)の發行せる免許或は許可證を要し、許可料は一件五十弗、而して牡一頭射殺又は損傷を與へたる時は百弗を支拂ふ事になつて居り、牝を射殺或は損傷を與へたる場合には五〇弗以下の科料に處せられる(以上象の場合、犀・オランウタン・ギボン猿・野牛(二〇弗)・鹿(五弗)は夫々百弗以下の科料に處せられる)。次に同じく狩獵目的となる小動物には鹿・野豬・オランウタン(Orang utan)・熊・豹・山猫等があり、鹿には三種あり、サムバル(Sambur)、キチヤン(Kiang)、ブラントツタ(Blantot)等にして、前者は印度に居るものと略々同様なも多少頸部小さく領内至る處に棲息して居る。鹿に對する狩獵免許證は年五弗(但し農園にして歐洲人關係者が農園外に於てするときは十弗)にて郡長より下附せられる。野豬は他の熱帶諸國と同様其の數極めて多く農作物に甚だしい被害を及ぼす害獣をなし、之に對しては狩獵免許は不要である。普通オランウタン(森の人)として知られて居るマイアスは深い森林中に棲息し、外貌の猥猛なる割合に入畜には害を及ぼさぬものと考へられて居る。總督の特許に依り海外に輸出し得る許可料は一頭に付五〇弗である。熊は極めて稀有ではあるが、北ボルネオに棲息するものとしては馬來種のみ

人種別人口

各地方別・人種別・性別別人口表 (一九三一年國勢調査)

Table showing population by region, race, and gender. Columns include: 總人口, 歐洲人, 歐亞混血人, 支那人, ボルネオ土人, 其他の土人, 其他. Rows list various administrative districts like マラオ理事廳, サンダカン理事廳, etc.

職業・性別別人口

職業・性別別人口表 (一九三一年)

Table showing occupation and gender statistics. Columns: 職業別 (Occupation), 性別 (Gender), 總計 (Total), 從業者 (Workers), 家族 (Family). Rows include: 原料生産業, 製造及作業, 交通運輸業, etc.

職業別人口

在住邦人職業別人口表 (一九三一年)

Table showing occupation statistics for residents. Columns: 職業別 (Occupation), 性別 (Gender), 從業者 (Workers), 家族 (Family), 總計 (Total). Rows include: 原料生産業, 製造及作業, 交通運輸業, etc.

英領北ボルネオ人口・住民・宗教

英領北ボルネオ……人口・住民・宗教

支那人及土人と結婚せる婦人	二	宮城	二
其他	二	鹿島	二
計	四	石川	二
		滋賀	二
		愛知	二
		茨城	二
		不計	二
在住邦人出身府縣別戸數調		計	二
縣別	戸數	縣別	戸數
長崎	二	宮城	二
山口	二	鹿島	二
山形	二	石川	二
熊本	二	滋賀	二
神奈川	二	愛知	二
大阪	二	茨城	二
福岡	二	不計	二
沖繩	二	計	二
大分	二	明	二
岡山	二		
和歌山	二		
廣島	二		

二 住民

總説——人種學上ボルネオ土人は種々な問題を提供して居るが、一般的には土着各種族は共通の血統から出たものと信ぜられて居る。現在見るが如き多種多様の言語及習俗上の相異は、全土が密林を以て覆はれ、爲に交通容易ではなく、各獨立した生活様式を持つに至つた事に係るものである。土人は總人口の七一(一九三一年)を占め、ゾスン、ムルトト及バジャウの主要三種族より成つて居る。ゾスン族に屬するものにはブルドゥビ、オランソン、ゲイ、タムブンワ、クイジャウ及イダハンの諸族があり、ムルトト族にはブルアン、チモガン、テンガラ及タガル族が、而してバジャウ族にはランド、バジャウ、シー・バジャウ及イラン族あり、是等の外にはブルネイ族(ピサヤ、ケダヤン及チュートン族を含む)、スール族(ティドゥン族を含む)等がある。

風俗、習慣は更に原始的にして、中部に住むムルトト族が首狩の悪習を絶つに至つたのは比較的近年の事である。農耕法はゾスン族に劣り、性質は落着きなく、轉々として住居を變へて居る。
 イラン族——バジャウ族に酷似し、往古は同様海賊を業として居た。現今其の數多からず。
 オラン・スンゲイ族——オラン・スンゲイ(流域に住む人の意)はキナバタンガン、ラブツク及スゴット河の流域に住住し、小舟を操る事に巧にして、多數は回教に歸依し、ゾスン族の流をくむ。
 ケダヤン族——其の數約三、〇〇〇を算し、南西部地方に住む回教徒にして、熱心な農耕者である。スマトラからブルネイ王の護衛として隨從して來た者の子孫と稱せられ、他の回教徒とは著しく外貌を異にし、平和を愛好する種族である。
 ピサヤ族——バダス河の近隣に住む眞のムルトト族回教徒の一族をなし、特に倭軀にして殆ど衛生思想などなく、他種族間からは毒殺者として嫌はれて居る。
 スール族——當領内居住のスール群島の住民は約七、〇〇〇に達し、サンダカンより蘭領國境までの間の沿岸地方に住む。バジャウ族に多少類似するも、容貌は色黒くなく、勤勉である。
 其他の種族——其他の種族としてはティドゥン族(山に住む人の意)あり、蘭領に多きも、ラブツク及タワオ地方に多少居住する。リラワクより移住し來れるダイヤ族は主として原始林内の仕事に従事し當領内の他の種族に比して性質傲慢であり、ブルネイから來たものにはチュートン族がある。
 一九二一年及一九三一年の國勢調査當時に於ける土人種族別人口は次の如くである。
 種族別人口

土人種族別人口表

英領北ボルネオ……人口・住民・宗教

出所：北ボルネオ國勢調査報告書

1060

各主要種族の居住地域及其の性質習慣の大體を示せば次の如くである。
 ゾスン族(Dusun)——異教徒。蘭領東マラワクに近きムルトト人の居住地域以外に於ける内陸の各地。
 バジャウ族(Bajau)——回教徒。海岸地方一帯並に北東岸の島嶼。
 ムルトト族(Muntis)——異教徒。蘭領及サラワクに近き地方並に内陸地方の丘陵地一帯。
 イラン族(Ilanans)——回教徒。北西岸の一部。
 ブルネイ族(Brunais)——回教徒。セセルトン以南の海岸。
 オラン・スンゲイ族(Orang Sungai)——回教徒。キナバタンガン河及其他の流域。
 ケダヤン族(Kedayan)——回教徒。ポーフオートの南海岸。
 ピサヤ族(Pisaya)——回教徒。バダス河の下游。
 スール族(Sulu)——回教徒。サンダカン其他北部の海岸。
 ティドゥン族(Tidong)——回教徒。タワオ、シリムボボン附近。
 ゾスン族——ゾスンとは馬來語にて果樹園の人々を意味し、當初は馬來人に依つて當領内未開人の大部を指すに用ひられた名稱である。現今此の名稱にて知られて居る種族は莫然として居るが、此の中にも種々の小種族が分れて居る。彼等は一般に倭軀にして頑丈な體格を有する。平和を愛好し、法に服する種族にして熾烈な農業本能を有し、水稻、煙草の栽培をなし、當領の代表的農民である。往昔支那人との通商に依り早くより之と交はり、從て多少は支那人の血も混つて居るものと考へられ、農業方面に進歩を見せて居るのも其の影響を蒙つて居る所以である。
 バジャウ族——總人口の約八分の一を占め、健康にて勇敢なる種族である。主として漁業並にマングローブ樹皮採取にて生活の資を得て居る。彼等の多くは舟を唯一の住家として居るが、是は昔日の海賊時代の遺風である。
 ムルトト族——體軀小なれども狩獵に巧にして、主として原始林産物の交易にて生活して居る。智能程度は高からず、米及タバコより製せるタバコ酒に耽溺して居る。此の種族に屬するもの多數あるが各々獨自の名稱にて呼ばれムルトト族と呼ぶ事を好まない。之はゾスン族に屬するものであるが、

種族名	一九三一年		一九二一年	
	男	女	計	計
ダイヤ(Dyak)	四三三	三六七	八〇〇	六五〇
ゾスン(Dusun)	四九四	四七六	九七〇	九三九
ブルドゥビ(Bulubi)	六	一〇	一六	一六
オラン・スンゲイ(Orang Sungai)	三、四九	三、四〇	六、八九	六、八三
タムブンワ(Tambunwa)	一、五〇	一、四〇	二、九〇	二、八〇
クイジャウ(Kwijau)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
イダハン(Idahan)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
ムルトト(Muntis)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
ブルアン(Bulan)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
チモガン(Timogun)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
テンガラ(Tengara)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
タガル(Tagal)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
ランドバジャウ(Land Bajau)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
シーバジャウ(Sea Bajau)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
イラン(Ilanu)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
ブルネイ(Brunai)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
ピサヤ(Pisaya)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
ケダヤン(Kedayan)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
チュートン(Tutong)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
スール(Sulu)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
ティドゥン(Tidong)	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	二、〇〇
總計	一〇、一六六	一〇、一四〇	二〇、三〇六	一九、九〇六

1061

言語——北ボルネオの主要語は馬來語であり、次いで支那語及英語である。馬來語は最も汎く行はれ、現在では馬來語を多少とも解せざる地方なき迄に至つて居る。併し奥地方のムルトト人は海岸地方との接觸殆どなき爲、馬來語を全く知らぬ者もある。其他土人語としてはゾスン或はムルトト等各種族特有なる言語を有し、同じゾスン語にても部落を分つ毎に異り其の數甚だ

多数に上る。例へば成年サンダカンの法廷に於て語られた言語が三十二種に及んだ記録もある。タワオ地方にて語られて居る馬來語は英領馬來に於けるよりも轉化少く却つて正しいと云はれて居る。

三 宗教

宗教も亦多岐多様にして、最も多いのは異教徒(回教・基督教及猶太教徒を除く)即ち邪教徒にして、之に次いで回教が主として土人間に、次位は支那人の宗教、基督教、佛敎の順位にて尊捧せられて居る。

次に一九三一年の國勢調査に基く宗教別統計を示せば左の如くである。

宗教別人口表

Table showing religious population statistics for 1931 and 1921, including categories like 異教徒, 回教, 基督教, etc.

教育・衛生

教育・衛生

一 教育

教育に對する北ボルネオ政府の毎年の支出は僅に一萬八千弗前後に過ぎず、以て如何に教育制度が後れて居り且つ營利會社たる政府が斯くの如き不生産的事業には力を注いで居ないが分る。少數の政府直轄學校を除き、他は補助金を下附してゐる宗教關係學校其他である。是等教育關係の事項は一

名の視學官及副視學官を任命して監督に當らしめて居る。奨學資金制度としては政府の土人奨學資金、政府奨學資金及數年前一支那人富裕者により設立された Chao Siew Ching 奨學資金制度の三者があり、毎年數名の者に資金の交付をなして向學心を振興して居る。

Table showing school statistics by denomination (Catholic, Protestant, etc.) including columns for school count and student count.

補助を受けて居ない學校數は一九三五年末六一校、生徒數二、三三三名にして、是等の學校の多數は支那語を以て授業を行ひ、英語及馬來語のものは一、三校に過ぎぬ。是等の學校にては教師は敎授をなすに當つては政府當局の認可を要する。

タワオにはタワオ日本人小學校あり當領内の農園學校である。同校は一九二七年(昭和二年)四月久原農園(現日本産業タワオ護謨園)及窪田農園(現タワオ・エヌテート・リミテッド)聯合にて久原農園内に創立、同年十二月在外指定日本人小學校の認可を受けた文部省小學校令による課程を授くる尋常小學校である。一九三一年日本人會の設立と共に其の經營は日本人會に移管せられ現在に至つて居る。職員は校長及教員一名にして、一九三五年末に於ける在籍兒童數は一六名(二學級制)である。

二 衛生

英領北ボルネオは未開地ではあるが、氣候の點から云つて他の熱帯諸國に比較して一般に健康地であると云はれて居る。當領内の疾病は一體に激烈さはなく大概適當に治療を施せば快愈する程度のものである。氣候的條件による諸種の要素に基く健康に對する影響は是を一概に述べる事は甚だ困難ではあるが、當領全體として何の季節が最も不健康であるかといふ事は云ひ得る。即ち或る地方では南西季節風の時が最も悪く、殊にタダツ及南東海岸地方にては此の例が著しく、此の時節には熱病が多く發生し且つ激烈であり、北東季節風が吹く時分には殆ど之を見ない。季節風の變り目頃特に呼

英領北ボルネオ……教育・衛生

吸器系を胃され易く、從て此の時分には疾病は多少増加を見る。所謂印度にて寒期と稱するが如き不健康な季節は北ボルネオにはない。北ボルネオにて開業醫たらんとする者は何れの國にても當該國の學位又は開業醫の資格を有するか、或は一九一四年以前當領内に開業醫たりし者にして北ボルネオ醫務顧問會にて開業醫としての資格あるものと認めたる者にして手数料五弗を拂つて醫籍登録をなした者は何人にも開業を許される。

衛生行政及施設 政府の行政機關として醫務局あり、各主要都市に病院を設け、各村落には治療所を置き、巡回診療班の制度を設けて各地を巡回し患者の治療に當らしめて居る。尙各地の農園、木材伐採地等には私立病院の設備もあり、衛生施設は未開地の割に整つて居る。一九三六年度登録醫總數は二十一名にして内三名は邦人である。醫務局管理の官立病院並に診療所所在地を示せば次の如くである。

Table listing medical facilities and locations such as 公立病院, 巡迴診療所, 官立診療所, etc.

右の外官立のものとしてはサンダカんに精神病院及癲癩養所がある。以上の外に農園附屬の病院がある、即ち大きな農園にては夫々醫務の設備を有し、衛生局監督の下に之を經營して居る。是等私立病院中、最も優秀なのはタワオ病院にして日本産業タワオ護謨園及タワオ・エヌテート・リミテッドの寄附により創立されたものにして、設備・内容等に於て遂にタワオの官立病院に優つて居る。因に一九三五年末に於ける同病院の入院外來患者數を示せば左の如くである。

英領北ボルネオの教育・衛生

入院患者 邦人 五一五人 支那人、土人其他の外人 一〇、二三〇人
 一日平均 二九人
 外来患者 邦人 三八四六七人 支那人、土人其他の外人 一四、一七一人
 一日平均 四八人

出生・死亡数及率

年次	推定人口	出生数	死亡数	出生率	死亡率
一九三二	二、七〇、五三六	六、七〇八	五、七〇〇	二、四七	二、一〇
一九三三	二、七〇、二〇八	六、三三三	五、三三三	二、三三	一、九五
一九三三	二、七〇、一〇〇	六、三三〇	五、三三〇	二、三三	一、九五
一九三三	二、七〇、一〇〇	六、三三〇	五、三三〇	二、三三	一、九五
一九三三	二、七〇、一〇〇	六、三三〇	五、三三〇	二、三三	一、九五

人種別出生・死亡数表

国籍別	出生者数	死亡者数
歐洲人	一、九三三	一、九三三
北ボルネオ土人	一、九三三	一、九三三
支那人	一、九三三	一、九三三
馬來人及爪哇人	一、九三三	一、九三三
其他	一、九三三	一、九三三
計	六、三三〇	五、三三〇

幼児死亡者数及率表

年次	死亡者總數	幼児死亡者數	幼児死亡率
一九三二	五、七〇〇	一、一〇〇	二、一〇
一九三三	五、三三〇	一、〇〇〇	一、八七

年次	出生者数	死亡者数
一九三二	五、三三三	一、〇六四
一九三三	五、三三三	一、〇六四
一九三三	五、三三三	一、〇六四
一九三三	五、三三三	一、〇六四
一九三三	五、三三三	一、〇六四

諸疾病

熱病としてはマラリアが多く、其の種類も雑多である。脚氣は當領には土人間には割合に少い様であるが、移入労働者間には相當に多く、雇傭主側には相當頭を悩まされる問題で、政府には労働者に對して法律を以て規定の割合の食餌を供する事を要求して居る。次に十二指腸蟲病も移入労働者間には多いが、早期に適當に治療を施せば大して害はない。赤痢も多いが餘り激烈ではない。日射病は比較的少ない。以前には天然痘、コレラ等の流行病も多かつたが、種痘及検疫勸行の結果最近では殆ど發生を見なくなつた。

官立病院入院患者数 (一九三五年)

病院別	入院患者数	全快	轉院	死亡	死亡率
サンダカン刑務所病院	五、一五〇	一、二五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九六
サンダカン刑務所病院	七、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、四〇
ゼセルトン刑務所病院	四、一〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九六
ゼセルトン刑務所病院	四、一〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九六
ボーンポート病院	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇
タダツ病院	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇
ケニンガウ病院	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇

政治

總督官署：勸許會社の設立：英領北ボルネオ勸許會社
 總督官署：立法行政(中央行政)地方行政(司司法)

一總説

英領北ボルネオの最高統治権は英國皇帝に屬し、其の勸許狀に依り英領北ボルネオ勸許會社(British North Borneo Chartered Company)統治する所である。以下英領北ボルネオ勸許會社成立の顛末に就て述べる。英國の北ボルネオ領有は英國の北ボルネオに對する植民的活動は、一七三三年英國東印度商會がスルー王の許可を得て、北ボルネオの北岸に面せるバラムバンガン島に商館を設けたのを以て始まる。一七三五年該商館はスルー王及イラン族海賊の襲來を受けた爲ラプラン島に移され、別に新商館がプラン島に設けられる事となつた。併し一八〇三年再び根拠をバランバンガン島に移し、且つマルゾ灣にも商館を設置しやうとしたが、海賊の跋扈によつて之亦失敗に歸し、爾來東印度商會は全然ボルネオに對する活動を斷念した。然るに其の後新嘉坡の物與と共にボルネオとの通商も亦漸く復活し、英國商人は切に海上の安全を希ふに至つた。海賊を掃蕩し海上の安全を獲得せんが爲に奮起せるもの有名なジェームズ・ブルックは、彼は一八四〇年ボルネオに渡り、サラワタ王儲ハシム(Hassim)の飯銀鎮定援助の請を入れて之を鎮定し、ブルネイ王の信賴を得し、一八四一年サラワタの尊稱とサラワタの統治權を獲得し、次いで英國政府の支援を得て二回に亘り(一八四三年、一八四五年)海賊の征討に従ひ幾許もなく之を鎮定したのである。英國政府は一八四七年ブルックの斡旋によつてラプラン島をブルネイ王から譲渡せられ、ボルネオ發展の根柢を得るに至つたが、而もボルネオ本島北部一帯に對しては其の役約二十年間何國も未だ何等の植民的活動をなすに至らなかつた。然るに一八六五年米國の一資本家團はブルネイ王より北ボルネオに於て廣大なる地域の租借權を獲得し、其の統治權をも認許せられて米國

タムプナン病院	一八八六	一八八七	一八八八	一八八九	一九〇〇
ベナンガン療養所	一	一	一	一	一
ラナウ療養所	一	一	一	一	一
テノム療養所	一	一	一	一	一
サンダカン精神病院	一〇五	二六	一三	二	一〇九
サンダカン療養所	六六	一六	一三	一	七〇
計	一七二	四二	二四	三	一七九

主要疾病別入院患者・死亡者数表

疾病別	一九三二	一九三三	一九三三	一九三三	一九三五
マラリア	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五
脚氣	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五
赤痢	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五
十二指腸蟲病	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五
不明	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五

農園病院労働者入院患者・死亡者数表

疾病別	一九三二	一九三三	一九三三	一九三三	一九三五
マラリア	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五
脚氣	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五
赤痢	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五
十二指腸蟲病	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五
不明	一、九三二	一、九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三五

英領北ボルネオ……政治

ボルネオ貿易會社 (The American Trading Company of Borneo) を創立し、キヤニス河畔に若干の根據地を置いた。然し二、三年後同社の資力不十分の爲最初の計畫を放棄して一切の事業を中止した。

勸許會社の設立 一八七二年に至り、ダウリニュー・シー・カワイ (W. G. Cowie) 管理の下にラパン通商會社 (Lapuan Trading Company) が東海岸サンダカンに設立され、スールー王陛下の會長等の所有に存するマルツよりシプロに到る北東岸の地域をスールー王と爲同して繼承した。一八七五年に至り、前述米國ボルネオ貿易會社の受けた讓渡がブルネイ王に依り今猶正當なる事を認められてゐる事を知つたアルフレッド・デント (Alfred Dent) 及オーバーベック (Overbeck) は協同にて個人組合を組織し、一八七七年に至り新組合はブルネイ王より西岸キヤニスより東岸シプロに到る地域の永久統治權を年金一五、〇〇〇弗を代償として獲得した。次いでデントは讓渡領域がスールー王の勢力範圍にまで及んで居るので之とも同様の權利を獲得するを要したので、スールー王と親密な關係にあるカワイ (前出) をも其の使節一行に加へてスールー王に謁見し、ブルネイ王がオーバーベックに對して爲したと同様の領土の讓渡認許をなさしめた。時に一八七八年一月二十二日であつた。右によりデントは其の代償として年金五、〇〇〇弗を與へる事を條件として完全なる統治權の移讓を受けたのである。此處に於て同年此の組合はアルフレッド・デント商會なる名稱の下にサンダカン、トゥムバスク及パバルに商館を開設した。今日に於てもスールー王が多數の侍女を携へて、毎年年金受取の爲サンダカンに行くのは奇觀である。

一八七八年デントは北ボルネオ訪問後歸國し、當時の外相ロード・サリスベリー (Lord Salisbury) に對してブルネイ及スールー王よりの讓渡經過を報告し、勸許狀下附の請願をなした。然し乍ら種々の事情から英國政府は一八八〇年十二月に至るまで女皇に對して勸許狀下附の手續を遅延せしめて居た。然るにロード・グラッドストーン (Lord Gladstone) を首班とする自由黨内閣出現するに至りロード・グラッドストーン (Lord Granville) 外務大臣となり、勸許狀を下附して北ボルネオを英國の掌中に納むるを有利と見るに至り、此處に

勸許狀下附の手續が採られたのである。此の氣運に乘りて一八八一年二月に北ボルネオ假組合 (歴史の部参照) を設立する事となり、勸許狀下附の正式請願並に勸許狀に準據して統治を行ひ、新會社を設立すべき請願を提起した。同組合は著名なる人物八名よりなり、初代總督として一八八一年八月に元ブルネイ領事たりシダブリニュー・エッチ・トリチャー (W. H. Treacher) が就任し、歐洲人職員の出所は七箇所に増加せられ、ウォルター・メッドヘー (Walter Medhurst) の監督下に支那人移民の移入が行はれ、且つ新嘉坡と北ボルネオ諸港間の定期船並に郵便事務取扱が開始されるに至つた。十一月には勸許狀の下附を見、降つて一八八二年五月に勸許狀の下附により英領北ボルネオ勸許會社が設立を見た。

英領北ボルネオ勸許會社 勸許會社は英國法に準據して出來たもので、本籍は英國に置かれ (勸許狀第三條)、而して其の代表者は、常に必ず英吉利臣民又は英本國議會の法律に依る英吉利臣民たる事を要し (同上)、且つボルネオに於ける會社重役の任命は常に國務大臣の裁可を必要とする (第二三條)。會社の權利權限と稱せられるものは次の通りである (第一五條)。

- 一 買収、讓與或は他の合法的手段により、前述數回の讓與中 (ブルネイ及スールー王よりの讓與を指す) に含まるゝ地域・土地及財産或は前述地方に於ける他の地域及財産上の利益及能力を取得し、本勸許狀記載の目的或は條項に從て是等地域を享受使用すること
- 二 前述數回の讓與或は本勸許狀により取得する地域及土地を開發・發展・植付及耕作すること
- 三 前記地域内の道路、埠頭、鐵道、電信及他の公共用事物を完成及維持すること及鐵業其他の産業を經營すること
- 四 前記地域に植民し、移民を補助獎勵すること
- 五 期間契約或は永久契約により絶對的或は擔保付或は其他にて土地を讓與すること
- 六 鐵業、林業或は其他の權利を讓與すること
- 七 収入を計るため會社地域内に酒精・煙草・阿片・鹽其他の商品の販

賣權を請負はしむる事

八 會社目的遂行の爲必要な資金或は資本同様の價值あるものを借入れ、或は寄附を求むること
九 蒸汽船又は他の種類の船舶を取得維持し、或は備船し或は取引すること

一〇 不動産を取得維持すること
一一 會社領土内の商品・物産・生産物或は製品等或は他の商品を取引すること
一二 會社の目的又は其の一に關係ある合法的商業・貿易或は取引を遂行すること

一三 帝國植民地及屬領其他の地に代理店を設置維持すること
一四 上述せる地域に於て會社又は團體或は個人の代理業務を行ふこと
一五 財團法人たる會社の名によつて英國政府、又は帝國の植民地及屬領の訟廷或は外國に於ける帝國の訟廷並に其他の場所に於て訴訟を提起し又訴訟を提起せらるゝこと

一六 會社事務遂行に必要な本國及帝國植民地或は屬地及其他の地に於ける家屋及不動産 (有形無形) を自由に取得維持し、時々以上の家屋其他の不動産 (有形無形) が不必要なる場合には處分すること

一七 會社業務に附帶する總ての合法的業務を遂行すること
以上が英領北ボルネオ會社の權利であるが、一面住民に關する司法上習慣の尊重及奴隸の廢止等を其の義務として規定してゐる (第九條)。次に外交問題に就ては、一八八九年告示第四十二號中に左の規定がある。

「英領北ボルネオ國とブルネイ及サラワク國を含む諸外國との關係は、英國政府により或は其の指揮により決定さるべきものである。而して若し北ボルネオ政府と外國政府間不和を惹起した時は、北ボルネオ國を代表せる會社は英國政府の處置に一任する云々」
即ち外交問題に就ては、勸許狀により權限を賦與されて居らず、外交關係

に就ては海峽植民地總督の指揮を仰ぐ事になつてゐる。即ち海峽植民地總督は統監 (British Agent) として北ボルネオの外交上の權能を有して居るのである。此の外に海峽植民地總督が内政上に有する權限が有る。之は阿片取締外國人の引渡及船荷證券に關する權能であつて、他の附近英國領土と統一的に支配せらるゝのを眼目として居るのである。海峽植民地總督は二年或は三年毎に北ボルネオを訪問するのを例として居る。

本國に於ける會社の機關 倫敦に於ける會社の機關として、重役會 (Court of Directors) があり、是は總督と共に會社の最高機關を成し、重大事項を審議決定する。現幹部の概略を示すと次の如くである。

COURT OF DIRECTORS.

- President: Major-General Sir Nath Malcom, K. C. B., D. S. O.
 Vice-President: D. O. Malcolm, Esq.
 The Hon. Mountstuart W. Eplimstone, G. E. B.
 Bromley-Martin, Esq.
 Cecil Mallet, Esq.
 Capt. A. G. Cowie.
 Sir Andrew Mcfadyear.
 Secretary and Chief Accountant: W. O. Ridgeon, A. C. A.
 Assistant Secretary: W. J. Worth.
 Offices: Staple Hall, Stone House Court, London, E. C. 3.

二 總 督

北ボルネオの最高行政機關としては本國の重役會あり、直接當領の行政に當る最高機關としては植民大臣の承認を経て重役會の任命せる總督がある。當領は英國の保護領である關係上他の保護領總督と同様外交に關する權限は附與されて居らない。總督は九名の官吏及重役會の承認を経て各種團體より選出され任命された (總督により) 五名の非官吏議員よりなる立法會議の輔佐を受けて法律を制定するも、皇領植民地に於ける皇帝との關係同様、新くの

如き法律の許容権は重役會が之を有する。北ボルネオにとつて重役會は皇領植民地に於ける植民省といつた關係ではあるが、事實は會社の下にありて政治事務を總轄する總督の地位は皇帝の下に植民地の行政權を握る他の植民地總督の地位に比して一層制限を受けて居り、平易に云へば本店を本國に有する商會社の支配人といつた處で、從て其の行動も自然限定せられるのである。北ボルネオ勸許會社の事業は當國の行政を司るに在るが、同時に會社は他の諸會社同様多數の株主よりなり、是等株主は護謨會社の株主と同じく投下資本に對する配當を希望して居るのであり、從て北ボルネオの總督を考察するに當つては何人も此の事を良く吞込んで置く必要がある。總督は配當をなすべく收益を擧げるに就て重役會に責任を有し、重役會は株主に對し其の責任を負つてゐるのである。即ち彼は當國の發展に責任を有するのであるが、其の發展は眞の開發よりも寧ろ收益増加の意味の發展を意味するものである。謂はば、總督は一方に於ては北ボルネオの住民と他面に於ては重役會對株主との間に於ける緩衝作用をなす機關に過ぎない。夫故に總督の地位は相當面であつて、住民・株主何れにも偏し過ぎざる有能の士を必要とせられるのであつて、會ては住民の福利のみを考慮して重役會と反目して之が爲罷免せられたものもあり、之に反して株主のみの利益を圖るに汲々たりし爲住民が非常に苦しんだ例もある。

三 立法

概要——勸許状の下附當時、北ボルネオの法律は事情の許す限り一八八一年十一月一日現在の英法を其の儘適用した。爾後勸許状により賦與された権限により、會社は北ボルネオの國法を制定する事となつた。立法會議——一九一二年迄、立法は倫敦重役會 (Court of Directors) の協賛を經、告示によりて發表される事になつて居り、總督の補助機關として諮問會議 (Advisory Council) があつた。所が一九一二年先の諮問會議に代り總督

外九名の官吏及五名の非官吏よりなる立法會議 (Legislative Council) が設置された。非官吏議員五名は、東西兩岸の栽培業者、歐人團體・商會社・支那人及東洋人の代表者中より選定され、總督に依て任命されるのである。立法會議の任務は總督の立案せる又は總督に提案せられたる法案或は現行法に關して意見を陳述し審議するにある。立法會議は以前の諮問會議に比すれば権限は大きい、尙一の諮問機關たるに過ぎず、倫敦の重役會が最後の決定權を持つてゐる。

現在北ボルネオに適用されて居る法律は、立法會議の制定する法律 (Ordinances) といふの外、英領印度に於ける法律其の儘のものが澤山にある。各種法律の適用順序を示せば次の如くである。

四 行政

中央行政——北ボルネオの行政は極めて簡單である。一九三六年までは本領の首府は原則としてサンダカン市とし、東北季節風の時期には航海が不便であるから、首府をゼセルトンに移すのが例であつたが、同年五月一日よりサンダカンを永久首都と決定された。印刷局もゼセルトンよりサンダカンに移され、會社が政治を引受けてやつて居る關係上、成るべく安價に上るのを目的とし、人員の如きも極度に節約し、總督府と稱しても文官六十餘名を算するに過ぎぬ。

地方行政——一九二九年までは全國を五理事廳 (西海岸、中部、サンダカン、クダツ、東海岸) に分け、同年七月一日に至り、サンダカン理事廳及クダツ理事廳を合してサンダカン・クダツ理事廳と稱し同時に東海岸理事廳をクダツ理事廳と改稱四理事廳となし、後サンダカン・クダツ理事廳は之をサンダカン理事廳と稱する事となり、各理事廳に理事官 (Resident) を置いた。

然るに一九三六年に至り主として財政上の關係から更に西海岸及中部理事廳を合して一廳とし之を西海岸理事廳 (West Coast Residency) に、而してサンダカン及クダツ理事廳を合して東海岸理事廳 (East Coast R.) と稱し、結局全國を二理事廳に分け各廳に理事官を置いて居る。

更に理事廳は二十一郡 (District) に分れ各郡長 (District Officer) 駐在す。郡 (District) は北ボルネオに於ける最小行政區劃である。別に Station 駐在す。郡 District Office が郡内に設けられて居り、其處には少數の土人巡査、支那人書記が駐在せしめられて居る。左に各理事廳に於ける郡長駐在地名を示す。

西海岸理事廳　ゼセルトン、トワフラン、コタマヤツ、ハムール、ホーノポート、ムンバコール、シビタン、ケニンガワ、チノト、ヌムナン、シムンパンガン

東海岸理事廳　サンダカン、クダツ、ランロン、ライマツ (キナヒタンガン)、ノラン (ランツク及モゴット)、タワオ、ランドット

英領北ボルネオには他の英領に於るが如き行政委員會 (Executive Council) なるものがない。

諸官署——中央官署と稱せられるのは次の各局である。

中央官署名	長官職名
會計検査局	Audit Department
巡憲	Constabulary
農務局	Dept. of Agriculture
郵便・電信・電話	Dept. of Posts, Telegraphs and Telephones.
林務局	Forest Dept.
禁治局	Gaols
司法局	Judicial Dept.
土地局	Land Office
水路局	Marines Survey Dept.
醫務局	Medical Dept.

英領北ボルネオの政治

細 菌 局	Mycologist Dept.	Mycologist and Agricultural Adviser
印 刷 局	Printing Office	Superintendent of Printing Office
勞 働 保 護 局	Protector for Labour and Secretary for Chinese Affairs	Protector of Labour and Secretary for Chinese Affairs
土 木 局	Public Works Dept.	Director of Works
鐵 道 局	Railways Dept.	Officer-in-Charge, Railways
測 量 局	Survey Dept.	Surveyor General
財 務 局	Treasury	Financial Controller
關 稅 局	Territorial Custom Dept.	Commissioner of Customs and Excise
港 務 局	Territorial Harbour Dept.	State Harbour Master
地方官署		
西 海 岸 理 事 廳	West Coast Residency	Resident
東 海 岸 理 事 廳	East Coast Residency	Resident

五 司法

概要——北ボルネオに於ける裁判所の構成は、印度に於けるものに類似す。然し本領裁判所の特徴とする所は民・刑兩事件を同一の裁判所に於て取扱い、といふ事である。

裁判所の種類及組織——裁判所の種類は高等法院 (High Court) 司法局長裁判所 (Judicial Commissioner's Court) 及理事廳裁判所 (Sessions Court) 郡裁判所 (District Magistrate's Court) がある。郡裁判所は、更に第一級・第二級及第三級裁判所及酋長裁判所に分たれる。

當領に於ける最下級の裁判所は酋長委員裁判所 (Chief's Court) である。酋長判事は、一箇月の懲役或は二十五弗以下の罰金を課する程度の事件を審理する。

第三級裁判所の判事は、一箇月を超えざる懲役及五十弗を超えざる罰金を課する権限を有し、第二級裁判所の判事は六箇月を超えざる懲役及二百弗を超えざる罰金を課するを得。第一級裁判所の判事は二箇年を超えざる懲

英領北ボルネオの財政及金融

役、千弗を超えざる罰金刑及管刑を課する権限を與へられて居る。又第一級裁判所判事は酒精類收入令(Liquor Revenue Ordinance, 1914)に違反するものは二千弗の罰金に處し、阿片及製造阿片令に違反するものは五千弗の罰金を課することを得る。理事廳裁判所は、郡裁判所に於て取扱はれるものよりは一層重大なる事件を審議するが、七年以上の懲役に處する場合には司法局長の認可を経る事を必要とする。死刑及十年以上の懲役に處する場合には、高等法院の承認を得なければならぬ。理事廳裁判所からの控訴は、高等法院に對して行はれる。高等法院の裁判長は總督であるが、此の外に司法局長及總督によつて推舉され重役會の承認を経た理事廳裁判所判事が其の裁判に參加する。但し理事廳裁判所判事として既に同一事件に參加せるものは判事として列席することが出来ない。

財政・金融

財政—金融(附關稅完稅表)

一 財政

概要—北ボルネオは既述せる如く北ボルネオ會社といふ一會社が、一種の請負仕事として政治を行つてゐる關係上、成るべく收入を多くし支出を少くせんことに努めてゐる。従て歳出・歳入の如きも他の諸國とは大いに趣を異にし、其の差を大ならしめることに力めてゐる。例へば一九三五年の實額を見るに、歳入二、七二五、七五四弗、歳出一、七二二、五八二弗、其の差九五三、一七二弗に達し、是は取りも直さず會社の利益になるのである。毎年豫算決定後豫算表が發表されて居るが、政府は之を極秘にしてゐる關係上窺知すべき由もなからぬ。

北ボルネオに於ける財務行政の機關としては、首腦部に Financial Commissioner 存し、其の部下としてサンダカン及ゼルトンに各一名の Chief District Treasurer が居り、中央及地方に於ける財務會計を監督して居る。

1930

歳出入決算表

出所—北ボルネオ年報

年次	歳入	歳出	
		一般歳出	資本的支出
一九二八	3,795,568	3,861,188	1,577,378
一九二九	5,872,227	5,911,533	1,099,985
一九三〇	1,747,172	1,151,108	317,178
一九三一	3,911,163	1,674,758	920,339
一九三二	3,423,754	1,048,100	212,241
一九三三	3,390,655	1,292,677	507,274
一九三四	3,590,019	1,049,248	350,000
一九三五	2,198,878	1,740,817	1,047,110
一九三六	3,315,008	1,631,000	1,047,110
一九三七	3,117,005	1,640,155	1,047,110
一九三八	2,725,754	1,771,281	2,047,110

項目別歳出入額表

出所—同前表

項目	一九三四	一九三五	一九三六
歳入			
土地收入	1,050,981	2,267,048	2,267,048
森林收入	1,588,828	1,912,235	1,912,235
免許收入	58,124	58,124	58,124
關稅收入	1,086,061	1,086,061	1,086,061
消費稅收入	311,398	311,398	311,398
市制區收入	8,881	10,453	10,453
郵便・電信收入	8,933	9,911	9,911
鐵道收入	1,600	1,600	1,600
其他の收入	312,811	312,811	312,811
損害賠償收入	9,830	11,600	11,600
計	11,817,104	11,817,104	11,817,104
歳出			
土地收入	2,267,048	2,267,048	2,267,048
森林收入	1,912,235	1,912,235	1,912,235
免許收入	58,124	58,124	58,124
關稅收入	1,086,061	1,086,061	1,086,061
消費稅收入	311,398	311,398	311,398
市制區收入	8,881	10,453	10,453
郵便・電信收入	8,933	9,911	9,911
鐵道收入	1,600	1,600	1,600
其他の收入	312,811	312,811	312,811
損害賠償收入	9,830	11,600	11,600
計	11,817,104	11,817,104	11,817,104

歳出

入件	一九三五	一九三六
其他の手續費	9,920,858	9,920,858
土木費	4,147,333	4,147,333
事業及建築維持費	5,648,678	6,032,678
道路・橋梁維持費	7,683,000	8,988,000
サンダカン水道費	8,099	1,957,678
雜支	5,029,978	6,055,333
鐵道支	1,317,400	1,747,078
小計	1,740,711	1,818,988
俸給及手當減額	9,011	4,637
計	1,750,722	1,823,625

關稅收入—關稅收入(一九三五年)は一、〇七八、三四三弗にして之を前年度の一、〇三九、〇八〇弗に比すれば三九、二六二弗の増收にして、英國特惠稅許容額は九九、八一三弗に及び、煙草類に對する四〇、三八七弗及麥粉に對する二四、四六三弗は二大要素を占む。

同年中新關稅定率表公表せられ、多數商品に對する關稅の變更あり、許可證なくして馬匹の輸出可能となり、林務局の檢印なくしては木材の輸出不能となり、珈琲の關稅引上が行はれた。過去五箇年間に於ける關稅收入を示せば次の通りである。

關稅收入表

項目	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
一般輸入稅	5,875,511	6,145,598	8,018,848	8,397,078
酒類輸入稅	4,191	4,460	4,730	5,000
支那酒輸入稅	7,333	7,603	7,873	8,143
一般輸出稅	1,001,922	874,848	801,222	727,111
木材輸出稅	1,722,222	1,874,848	2,027,473	2,180,100
栽培煙草輸出稅	6,233	7,000	7,767	8,534

英領北ボルネオの財政及金融

二 金融

金融機關—公に認められて居るものには、ハリソンズ・エンド・クロスフィールド會社(Harrisons and Crossfield Co.)の銀行部があり、商人及栽培業者等多くは裕福な支那人から大抵一割五分位の高利で金融して貰つてゐるのであるが、政府は支那人金貸業者の暴利を制する必要上、財務局内にステート・バンク(State Bank)と稱する一の銀行部を創設し、手形の割引及一割の利子で資金の貸付を爲して居た。唯併し政府から借入れた金は、三箇月に一度宛清算し手形の書換を爲さなければならぬので、栽培業者の如く長期の融通を必要とするものには利用價值少く、餘り重用せられて居らない。因に前期ハリソンズ・エンド・クロスフィールド會社は臺灣銀行のコレスポデントである。前出ステート・バンクは一九二一年三月前記の如く財務局の一課として創立せられたのであるが後獨立して政府の一局となり、勸許會社の監督を受ける事となつた。本店はサンダカンに、而してゼルトンに支店を置く。同銀行部の内容を示せば次の如くである。(一九三六年六月末日現在)

負債の部	金額
資本金	400,000
支拂手形	32,238
取立手形	31,559
當座預金其他の勘定	8,757,878
北ボルネオ政府當座預金勘定	1,966,333
計	1,988,908
資産の部	
手持及爲替取引先預入現金	7,123,878
受取手形	9,711
取立手形	11,749
計	1,041

貸付當座貸越其他の勘定
土地及資産
事務所家具設備類

貨幣制度及通貨——英領北ボルネオの貨幣制度は單に海峡植民地の延長に過ぎず、英領馬來の貨幣は其の儘當領に於て使用せられ得る。特殊な貨幣として當領内に流通するものには次の種類がある。
一、紙幣 二五仙、五〇仙、一弗、五弗、一〇弗、二五弗
二、白銅貨 一仙、五仙
三、銅貨 半仙、一仙
次に一九三六年十二月末日に於ける紙幣の流通高を示せば左の通りである。

Table with 2 columns: Denomination (e.g., 1.00, 0.50, 0.25) and Circulation Amount (e.g., 1,000,000, 500,000).

(附) 關稅定率表

輸入稅率一

Table of import duties for various goods like coal, acid, and machinery. Columns include item name, unit, and tax rate.

(一九三七年三月現在)

Table of import duties for various goods like paper, machinery, and chemicals. Columns include item name, unit, and tax rate.

Table of import duties for various goods like oil, sugar, and tea. Columns include item name, unit, and tax rate.

Table of import duties for various goods like tobacco, alcohol, and other commodities. Columns include item name, unit, and tax rate.

Table of duties and taxes for various goods including automobiles, wine, and other products. Columns include item name, unit, and tax rate.

物品の主要部分が木材及金属を以て成るか又は兩者の内何れかより成り時に他に特掲課税せられざるもの...

輸出税率表

Table of export tax rates for various agricultural products and goods. Columns include item name, unit, and tax rate.

Table of duties and taxes for various goods including timber, fish, and other products. Columns include item name, unit, and tax rate.

蕪(白及赤、一、二、三等品) 同シラム(白) 同シラム(黒) 古真鍮器又は其他の金属器にして土人の意匠になるもの...

輸入品の部

保税に由り他國又は北ボルネオ領内の他の地方に輸出する一切の物品にして禁制品に非ざるもの、但し右の他國又は領内の他の地方への輸出は税關長の承認を要す...

家畜

消火器及消火用材料
農業用目的の爲輸入せられたる英國製殺菌劑(時々農務局長の特定せる)
亞鉛鍍鋼板(波形又は平板)、鐵及鋼製建築用フレーム、エックスパンテツ
ド・メタル、建築用の爲輸入の場合に於ける石絨及其他の製造したるシー
ティンク
馬又は驢馬
馬又は牛の飼料
殺菌劑
總督用の酒類、煙草、葉卷及紙卷煙草
當領に於て俸給全額の支給を受け勤務する英國陸海軍將校及兵士用酒類、
煙草、紙卷及葉卷煙草
文學的出版物
肥料(調製したるもの)
教會目的の爲のみに必要な材料及附屬品
醫藥但し特許醫藥を除く
病院用たる事が開業醫に依り副署せられたるもの
其の證明書が主務醫官に依り副署せられたるもの
普通の旅行者が手荷物として携帯する自己使用の下記のもの又は其の類似
品即ち衣類、書籍、樂譜、化粧品、寢臺及卓子用麻布、臺所道具、工具、
刃物、瀬戸物、硝子器、皿、身邊裝飾用細貨、但し銃器及自動車に對し、
又皿、身邊裝飾用細貨又は衣類以外の一品百弗を越ゆるものに對しては關
稅納付を要す

政府の承認せる學校に於て使用の爲政府の輸入する教科書及教育資料
農業用種苗
英國軍隊高級將校の軍用武器及彈藥

一九二七年及其後の條令にて規定せる以外の製造及未製造阿片
萬年筆型拳銃
Eichornia crassipes の苗又はウオーターヒヤシンス
一九二八年及其後の毒藥及劇藥條令に規定せる以外の毒藥及劇藥
農務局長の許可したるもの以外の害蟲及疾病なき事の證明書を添附され居
ざる種苗
分離又は脱脂牛乳
輸出品の一部
東海岸理事廳の司令官又は相當警察官の許可を得たるもの以外の武器及彈
藥
森林保護官の許可を得たるもの以外のマングローブ材及同薪材
製造及未製造阿片及同洋
總督の許可を得たるもの以外のオラン・ウタン
英領北ボルネオ會社の銀貨
新嘉坡、ラブアン及ブルネイ行以外の海峽弗貨
森林保護官の許可を得たるもの以外のテンガー及バカウ樹皮
濠洲行木材、但し昆蟲害なきものとして林務局長の證明したるものを除く
未成育或は未成熟籐
英國の特惠稅

- 一、輸入關稅率表に規定せる輸入稅の特惠稅率は英帝國內にて栽培、生産又は製造したる事を稅關官吏の承認したる貨物に適用す
二、特惠稅率の資格を與へる爲には英國の生産原料又は英國の勞力或は經費又は其の兩者が左記の割合よりも低からざる事を要する
(1) 下記の商品は七五% 光學用硝子類似のもの
(2) 下記の商品は五〇% 自動紙卷煙草點火器、長靴及短靴、セメント、刃物、土器陶磁器、電氣ランプ、硝子器(特掲せざるもの)、蓄音器、機械類、金屬(製造又は未製造のもの)、自動車豫備部分品、時計類、自動車及普通自動車用タイヤ及チューブ、車輛、船舶

英領北ボルネオ…財政及金融

海峽弗貨及同小額銀貨

普通旅行者が眞正なる自己使用を目的として手荷物中に携帯する一ポンド以下の煙草及百本以下の葉卷煙草及紙卷煙草
演劇、活動寫眞、曲馬及其他の類似の娛樂物にして公衆の娛樂の爲に一時輸入する場合稅關長が之を承認したるもの
輸出品の一部
國立博物館より購入せる物品
古々椰子、コブラ及古々椰子油(一九三八年十二月三十一日迄)
珈琲(一九三六年十二月三十一日迄)
一九〇五年官報告示第四百十號に基き獲得せる權利に依り輸出稅を免除せらるゝ栽培護謨
カムビール及胡椒
禁制品に非ざる物品にして保稅に由り他國又は北ボルネオ領内の他の地方に輸出する目的を以て輸入したる他國の生産品、但し他國又は他地方への輸出は稅關長の承認を要す

雜制品

輸入品の一部
猥褻な性質を有する物
一九一四年の武器及爆發物條令(又は之に代る其後の)に依り特定せるものを除きたる武器、彈藥又は刀劍
印度大麻及ガンヂヤ
大及猫但し一九三〇年檢疫條令にて規定しあるものを除く
法貨に非ざる外國の貨幣及紙幣及外國銀・銅・ニッケル又は補助貨にして普通旅行者の携帯する相當額以外のもの
阿弗利加大蛇 (Achatus fulica Fer.)
シヤム雀 (Munia orientalis)

- (1) 下記の商品は二五% プランディ、バター、罐詰果實及蔬菜、織物、クローズ、スタツフ、シルクスタツフ、織絲及縫絲等、小間物類を含む各種の衣類、煉乳、粉乳及其他の調製したる牛乳及稅關長の認定したるインフアント・フード、菓子類、染料及醫藥以外の化學藥品、小麦粉、燐寸及ライト、薰香類及コスメチック、沸騰性葡萄酒及非沸騰性葡萄酒、葉卷及紙卷煙草、(1) 又は(2)に掲げざる各種の物品
三、英國特惠稅を申請すべき物品の仕入書又は郵便申告書には個々の物品に對する英國の生産又は英國の勞力比率を記載するを要する
四、右の物品を英帝國領土より直接發送する時は下記A及B書式(書式略)の原產地證明書を添付するか又は倫敦稅關より發行せる英帝國特惠稅書式の一を添付するを要する
五、間接輸入の場合には出來得る限り原產地證明書の原本又は其の寫を送付するを要す、若し之を入手し難き場合には輸入者は原產地に關する相當の書類又は他の證據物件を以て申請を支持するを要す
六、特惠稅に對する申請は物品又は貨物が稅關又は郵便局より離れたる後は之を受理せず
七、郵便小包 價格十磅を越えざる郵便小包の場合に於て其の小包の内容が販賣用商品に非ざるときはB書式(書式略)に依る證明書は疑ふ理由なき限り特惠稅を享受する爲原產地の十分なる證據物件として受理す
八、英帝國とは大不列顛及北愛爾蘭聯合王國、自治領、印度委任統治又は其他の下に在る自治領に於ける英帝國皇帝陛下の政府の統治する地域、英領植民地、英國保護國、タンガンイカ委任統治地域、英國の委任統治下のカメルーン及英國委任統治下のトーゴランドを謂ふ

農業

總設(土地制度)耕地面積—主要農産物—其他の農産物—家畜

一 總説

英領北ボルネオの産業上最も重要なものは農業にして、北ボルネオ住民に衣食の糧を供給するは勿論、政府の年々の歳入に最も貢献して居るのは農業である。他の大部の熱帯諸國に於けると同様北ボルネオに於ける農業の發達は外國の植物の紹介に負ふ處甚大にして、北ボルネオ會社にても此の點に早期より着目し、是等外來植物の栽培研究をテノム及シラムの兩農事試験場にて實施し來つた。氣象並に土壤條件は多數作物の栽培には好適して居るが、新たに開發された國では普通の作物を栽培して居たのでは、其の産業界に異常の需要が起らない限り先進國と相對立して競争し得るものではないが、幸にして北ボルネオは二回に亘つて非常な幸運に恵まれたのである。即ち一回は十八世紀に於ける葉卷煙草の外卷葉の需要が激増し、當領に於ても同作物栽培に異常な開發が行われ、其の結果其の後多年の間煙草は當領の主要輸出品の地位を保つてゐた。次は當世紀初頭より據頭せる護謄栽培事業にして、今日栽培護謄は當領輸出品の第一位を占めてゐる現狀にある。

土地制度

當領の土地所有權は土地面みに對する權利にして、鐵油・鐵物及寶石類等の地中埋藏物は政府の所有に屬す。而して土地所有權は二種ありて土人土地所有權(Native Tenure)及普通土地所有權(Ordinary Tenure)之にして、前者は土人のみに附與せらるゝものにして、之に依り所有せらるゝ土地は政府の直接的許可あるに非ざれば外國人に賣買讓渡し得ざるも土人間には差支へなく、後者は土人及外國人一般に許與せらるゝものにして、田舎の土地(Country Land)に對しては九百九十九箇年間、市街の土地(Town Land)は九十九箇年間の租借權者たる資格を與へられるものであり、其の所有者は讓渡等に關し全權を有する。政府は確實な事業家に對しては進んで土地の拂下

をなす方針にして、百英反以下の時は土地局長而して六百四十英反以下ならば總督の獨裁、夫以上の時は倫敦重役會の同意を経て拂下げる。租借地出願の場合には、先ず政廳に出頭し希望土地附近の事情を聴取し、出願用紙に希望面積を記入、裏面に隣接地も含める略圖を描けるもの二通を提出する。出願届は一應土地局に轉送され總督の承認並に登記局を経て二箇月以内に假地券が下附される。但し右面積が六百四十英反以上なる時は重役會の認可を必要とするので、假地券下附迄には少く共約四箇月を要する。次に政府測量局技師の實測後二箇月を経て本地券が下附せられる運となる。田舎の土地は便宜上次の三者に分類せられてゐる。

- 一、小保有地(Small Holding) 面積十五英反まで、農夫條件(Peasant Terms)と稱す。
- 二、中保有地(Medium Holding) 十五英反以上百英反以下、所有者條件(Proprietor Terms)と稱す。
- 三、大保有地(Large Holding) 百英反以上、會社條件(Company Terms)と稱す。

拂下料	農夫條件	所有者條件	會社條件
年	無し	一弗—三弗	一弗—三弗
最初の六年間	十仙	十仙	五十仙
爾後の四年間	五十仙	五十仙	二弗
爾後の五年間	二弗	二弗	三弗
爾後	三弗	三弗	三弗

米作保護獎勵の見地より次の如き特別地代の規定あり
一、面積制限無し、二、拂下料無し、三、最初の六年間の地代英反當り十仙、次の四年間五十仙、其後の五年間二弗(但し一弗五十仙の拂戻ありて實際は五十仙となるも右拂戻は米作を連續的に營む事を條件とす)。

三、百英反以上六百四十英反以下の土地は毎年五分の一宛開拓する事
四、六百四十英反以上の土地に對しては、總督は重役會の承認を経て適當な條件を附加す

耕地面積

一九三五年末の主要農作物栽培面積は計二六八、二三七英反(内譯—護謄一、二六、六四〇、米七八、一三六、古々椰子五一、五〇〇、サヨ椰子一三、九九四、煙草四五二)である。

地方別主要農作物植付面積並生産高表

地方別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六		
	植付面積	生産高	植付面積	生産高	植付面積	生産高	植付面積	生産高	植付面積	生産高	
1 稻 (水稲)	サ	1,111	9,180	1,111	11,110	1,111	11,110	1,111	11,110	1,111	11,110
	西	1,111	11,110	1,111	11,110	1,111	11,110	1,111	11,110	1,111	11,110
	計	2,222	20,220	2,222	22,220	2,222	22,220	2,222	22,220	2,222	22,220
2 稻 (陸稻)	サ	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
	西	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
3 護謄 (大農園及小園合計)	サ	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
	西	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222

英領北ボルネオ……農業

英領北ボルネオ...農業

(註) 〇一九三五年年度の数量は輸出高十在庫高 〇〇西海岸に含ま。

地方別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高
全	1,580,121	11,740,103	1,740,103	12,400,101	1,840,101	13,700,000	1,940,101	14,600,000
古椰子	1,580,121	11,740,103	1,740,103	12,400,101	1,840,101	13,700,000	1,940,101	14,600,000
椰子	1,580,121	11,740,103	1,740,103	12,400,101	1,840,101	13,700,000	1,940,101	14,600,000
地方別								
タラオ	1,925,461	13,000,000	2,000,000	14,000,000	2,100,000	15,000,000	2,200,000	16,000,000
サダカン	1,200,000	8,000,000	1,300,000	9,000,000	1,400,000	10,000,000	1,500,000	11,000,000
西海岸	800,000	5,000,000	850,000	5,500,000	900,000	6,000,000	950,000	6,500,000
中部	1,000,000	7,000,000	1,100,000	8,000,000	1,200,000	9,000,000	1,300,000	10,000,000
計	5,100,000	35,000,000	5,400,000	38,000,000	5,700,000	41,000,000	6,000,000	44,000,000

雑産物植付面積並生産高表

品別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高
煙草	1,000	10,000	1,100	11,000	1,200	12,000	1,300	13,000
玉蜀黍	10,000	100,000	11,000	110,000	12,000	120,000	13,000	130,000
落花生	100,000	1,000,000	110,000	1,100,000	120,000	1,200,000	130,000	1,300,000
バナナ	1,000,000	10,000,000	1,100,000	11,000,000	1,200,000	12,000,000	1,300,000	13,000,000
カボチャ	10,000	100,000	11,000	110,000	12,000	120,000	13,000	130,000

二 主要農産物

護謨 生産價額の點に於て第一に指を屈すべき農作物は護謨である。北ボルネオに於て護謨が初めて移入されたのは一八八二年新嘉坡植物園からであつて、又一八八七年錫蘭からも移入せられた記録が残つて居る。然し乍ら北ボルネオに於ては近隣諸國に於けるが如く新作物に對する興味薄く、之が商業的規模に栽培せられたのは漸く一八九二年頃にして、同年ウエード商會 (Messrs. Wade) が Mortgage Investment Contract Corporation, Ltd. に代りラック河沿岸のボンガヤに栽培を開始したので始まりである。同商會は約二百英反の土地を開墾し、其中植付を行つたのは僅に七五英反に過ぎず、一九〇一年には早くも實物に出して仕舞つて居る。一九〇〇年錫蘭より得た苗木は政府の手にてテノムの農事試験場に栽培せられ、一九〇五年後半若しくは一九〇六年前半頃同樹は政府との交渉の結果リース (F. E. Lingo) に依りタツピングが行はれた。一九〇五年に至り護謨栽培は初めて採算上有望な企業であるとい一般的に認められ、北ボルネオに於ける廣潤な地域が護謨企業者の爲に、彼方此方に拂下げらるゝに至つた。政府は機會を逸せず、投資者に對して種々有利な條件を賦與したのである。其の一は政府は五十年間輸出税の賦課を免除する事(此の規定は、一九一七年六月一日以前に拂下げられた護謨栽培地のみ適用)、第二に無生産期に於て配當保證をするといふのであつた。此の條件の下に設立された會社は都合十二であつて、是等の設立を見たのは一九〇五年より護謨ブーム時代たる一九一〇年に至るまでである。夫より現在に至るまで、他の護謨産國と同様、北ボルネオに於ける新業は一盛一衰を免れなかつたが、大體順調に發達して居る。次に過去六箇年間に於ける輸出高並に一九三五年度に於ける理事廳及郡別植付面積並生産高を示せば次の如くである。

護謨輸出高表

年次	数量	價值	年次	数量	價值
一九三一	1,340,000	1,200,000	一九三四	2,400,000	2,100,000
一九三二	1,500,000	1,400,000	一九三五	2,800,000	2,500,000

地方別護謨植付面積及輸出・在庫高表 (一九三五年)

地方別	百英反以上の大農園		百英反以下の小農園		植付面積	輸出高	在庫高
	面積	生産高	面積	生産高			
中部理事廳	1,200,000	12,000,000	1,000,000	10,000,000	2,200,000	20,000,000	15,000,000
西海岸理事廳	800,000	8,000,000	700,000	7,000,000	1,500,000	15,000,000	10,000,000
サダカン理事廳	1,000,000	10,000,000	900,000	9,000,000	1,900,000	19,000,000	14,000,000
タラオ理事廳	1,500,000	15,000,000	1,400,000	14,000,000	2,900,000	29,000,000	22,000,000
計	4,500,000	45,000,000	3,900,000	39,000,000	8,400,000	83,000,000	61,000,000

地方別	植付面積	生産高	
		コブラ	古々椰子油 古々椰子質
タワオ理事廳	一、四八六	三、八七九	一、三九〇
ラハダト	八、三〇〇	三、六六六	八、一〇九
計	一、九七六〇	七、五四五	九、五〇〇
サンダカン理事廳	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
サンダカン	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
キナバタンガン	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
ラプツク及スゴット	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
クダツ及マルツ	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
計	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
西海岸理事廳	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
ムンバコイル	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
シビタ	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
ボーフオト	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
ババ	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
ゼルトン、イナナ	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
ムンガタール	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
フナムバン(アタタン)	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
トウアラ	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
コタベルツド	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
計	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
中部理事廳	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
テニンガウ	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
ベンシアンガン	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
タムブナン	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇
計	一、七七一	一、〇八六	二、〇〇〇

サゴ椰子 商品としてのサゴ澱粉は二種のサゴ椰子から採れるもので、是等は北ボルネオを原産地とし、西海岸の一部では極めて重要な産物となつてゐる。北ボルネオ、土人は米の代用としてサゴを常食とし、是等土人の家は總てサゴ椰子の莖、葉柄及葉でもつて造られてゐるものもある。サゴ椰子は沼澤地に成育し、成熟期に達するには八十二年を要し、生熟期に達せるものを其の儘に置けば、莖の頂上より多数分岐せる花序を出し、結實を見れば枯死する。開花直前土人は樹幹を伐り倒し、之を適當の長さの丸太に切断して其の幹中にある鋸屑様の髓を採集する。此の髓を水洗すれば即サゴ澱粉が得られる。此の作業は大抵サゴ椰子の生育せる沼澤地の現場で行はれ、收穫物は之を一纏めとしてムンバコイル及ムナムボツクの支那人所有のサゴ澱粉精製工場に送り出す。一九三五年に於ける植付面積は一三、九九四英反にして、サゴ澱粉収量は二、七〇三、九六六封度に達してゐる。當領に於けるサゴ椰子産業は大發展の可能性があり、土人の行つてゐる澱粉採取法には頗る無駄があるので、新式の製法を用ふれば、數倍の生産が期待せられる。又土人は未成熟のものをも採採する傾向にあるので、農務局にても此の點に關し指導せる結果、最近では此の弊は一掃せられた様である。

郡別サゴ椰子植付面積並生産高表 (一九三五年) 出所: 同前表

地方別	植付面積	生産高
ムンバコイル	一、七七一	二、〇〇〇
ボーフオト	一、七七一	二、〇〇〇
ババ	一、七七一	二、〇〇〇
ゼルトン、イナナ、ムンガタール	一、七七一	二、〇〇〇
フナムバン(アタタン)	一、七七一	二、〇〇〇
トウアラ	一、七七一	二、〇〇〇
コタベルツド	一、七七一	二、〇〇〇
計	一、七七一	二、〇〇〇

煙草 歐洲人によつて煙草栽培が始められたのは一八八三年頃である。是に先立つ事數年、スマトラの或る地域は葉巻の上巻葉栽培に好適して居る事が發見され、其の地域の中心をなせるデリ(Deli)は世界に於ける有數な煙草大栽培地となつた。所がスマトラに於けるよりも容易な條件で上巻用の葉を得たいと欲して居た栽培業者は、北ボルネオを踏査した結果、氣候土壤共に非常に優秀であるから必ず成功を齎す事が出来るものとして、サンダカン灣で事業を開始した。而して其の産物を英本國に送付した處、煙草専門家の非常な稱讃を得たので、引續いてマルツ灣、ダーベル灣及キナバタンガン河の流域に煙草の農園を開設するものが續々と現出した。

ダーベル灣のラハダトより社線で三、四時間かかる所に農園を有するニウ・ダーベル・ベイ・カム・ブニー (New Darvel Bay Co.)、マルツ灣の奥に農園を有するニウ・ロンドン・ボルネオ・ト・ロ・カム・ブニー (New London Brouco Tobacco Co.)、キナバタンガン河の奥地に農園を有するバト・ブテ・ト・ブ・カム・ブニー (Batu Puteh Tobacco Co.—東京ボルネオ殖産會社經營)等は之で、初は非常な勢で事業を開始したが、北ボルネオの風土、氣候が初に企業家が考へた程良好ではなく、スマトラ邊りとの競争が非常に困難になつて來たので、是等三會社は次々に閉鎖して仕舞つた。斯くの如く北ボルネオに於ける葉巻用煙草の栽培は總て悲觀すべき状態にあり、漸く忘れ去られんとして居たが、一九三三年に至り中部理事廳に栽培が復活され、將來を囑目されて居る。北ボルネオ土人は非常に煙草を好み、自ら其の需要を充つ爲に栽培を行つて居る。是等土人煙草の盛んなのは内部地方で、沿岸地方の土人は中部のラナウ地方から供給を受けてゐる。一九三五年に於ける栽培面積は葉巻煙草耕地七五英反、其他三七七英反にして、生産高は兩者合して二九七、五七五封度である。

三 其他の農作物

マニラ麻 北ボルネオ到る處マニラ麻の栽培に適するが、特に東海岸のタワオを中心とする地方が最適地をなし、同地の日本産業タワオ農園にて

は之が栽培試験を長年行つて居り、一九二四年に同農産物は米國華府の植物産業局に依り比律賓産のものより優良なりとの折紙が付けられた位である。目下タワオを中心とする地方には邦人の手にて益々マニラ麻の栽培が盛に行はれて居り、第二のダバオとして繁榮を見る日も遠い事ではないであらう。一九三五年に於ける同地の植付面積は一、一〇四英反に及び、生産高は五三、一〇九封度に及んで居る。

四 畜

北ボルネオからは年々相當数の牛・豚・家禽が輸出せられ、其の主要仕向地は新嘉坡、サラワク及蘭領ボルネオである。農事試験場では豚・水牛・家禽の飼養を行つて居る。次表は一九三五年の家畜数を示す。

地方別家畜飼育數表 (一九三五年) 單位: 頭數 出所: 北ボルネオ農務局年報

地方別	水牛	驛馬	牛	豚	山羊
タワオ理事廳	六九	二二	七四四	一、三三三	五三三
ラハダト	一、六八	二五	七、六八	一、一〇〇	四八五
計	一、七四七	四七	八、三八八	二、四三三	一、〇一八
サンダカン理事廳	三三	四	三、七三	九三三	七四
サンダカン	三三	四	三、七三	九三三	七四
キナバタンガン	三三	四	三、七三	九三三	七四
ラプツク及スゴット	一七一	一	七、五五	一、〇〇〇	五七
計	一、七七一	一	八、一六三	一、〇〇〇	一〇八五

年次	猪皮	牛	豚	家禽	出所
一九三二	1,126	1,120	1,481	50,328	同前表
一九三三	926	1,014	1,234	50,328	同前表
一九三三	1,234	1,234	1,234	50,328	同前表
一九三三	1,234	1,234	1,234	50,328	同前表
一九三三	1,234	1,234	1,234	50,328	同前表
一九三五	1,234	1,234	1,234	50,328	同前表

森林は常緑闊葉樹を主林木とし龍腦香料(*Dipterocarpaceae*)、荳科(*Leguminosae*)、樟科(*Lauraceae*)に属する林木は林業の主たる目的材をなし、針葉樹は其の數極めて少く、其の産額も僅少である。未だ測量が完全に行はれて居ない爲確實な事は不明であるが、林務局の推算に依れば、沿岸より二〇哩以内の地域にて廣漠なる處女林中には二百萬英反を下らざる商業林が存在すると稱せられて居る。所謂林業の當領に起つたのは一八九五年乃至一九五六年頃にして、英國系資本の會社が東部海岸サンダカン地方より硬木を伐採し之を香港に積出した事に始まる。爾來幾多の會社設立せられ木材輸出に當つて居る。

森林行政法規 行政機關としては林務局(Forst Department)あり、局長(The Conservator of Forests)の下に一名の副局長、書記官二名、山林監視官八名、山林見張人一二名、山林測量技手二六名、其他雜役夫二二名あり。現行森林法は、一九三六年木材及林産物に關する法律(The Timber and Jungle Produce Ordinance, 1936)にして全文四十三條同施行細則二十五條よりなる。木材及薪材の採取には當局よりのライセンスを必要とし、之には次の三種がある。

普通ライセンス 局長又は收稅官の發行せるものにして有効期間十二箇月以内

獨占的ライセンス 總督の承認を経て局長の發行するものにして有効期限五箇年以内

ライセンス協約 同協約は夫々重役會の承認を経て總督の發行するところにして有効期限三十年以内

而して右ライセンスの所持者は該所持ライセンスの契書に依る權限を有

林業

總説—主要林産物—統計

一總説

し、局長の許可なくしては之を他に譲渡する事は出来な。木材を伐採、採集するものは木材分類表に規定せる伐木税を支拂ふを要する。次に材産物を採集するには手数料を支拂へば何人にも許可せられ、又之を購買するには局長又は收稅官に規定料金の支拂を行へば購買ライセンスを得、該ライセンスの有効期間は發行年度の十二月末日までである。以上は土人以外に適用せられるものであつて、別に土人に對しては保留權があり、自己の住家及端艇を建造修理し、櫓を圍らす爲、漁場の杭柱に上陸場維持の爲、或は薪材となし又は公共の目的に必要な木材又は林産物を自由に採取する事が許されて居る。木材(丸太及挽材)を輸出するに當つては一九三五年より一々林務局の捺印なきものは輸出し得ざる事となつた。

伐木税 本法に基づく木材分類表並に伐木税率を示せば次の如くである。

土名	學名	稅率
一級材	<i>Pterocarpus indicus</i> Willd.	九角
Angsana	<i>Diospyros</i> spp.	九角
Arang (or malam)	<i>Eusideroxylon zugerii</i> T. & B.	九角
Bolan	<i>Murraya</i> spp.	九角
Kennung	<i>Toona</i> spp.	九角
Linpaga	<i>Tratis</i> spp.	九角
Merbau	<i>Calophyllum, inophyllum</i> L.	九角
Penaga	<i>Vatica</i> spp.	九角
Resak	<i>Hopea</i> spp.	九角
Selangani Batu	<i>Pageras</i> spp.	九角
Remasuk	<i>Calophyllum</i> spp.	九角
二級材	<i>Heritiera littoralis</i> Dry.	八角
Bintagor	<i>Balanocarpus</i> sp.	八角
Dungan	<i>Lumnitzera littorea</i> Voigt.	八角
Gagil	<i>Dryobalanops</i> spp.	八角
Geriting	<i>Dialium</i> spp.	八角
Kapur		八角
Keranj		八角

英領北ボルネオ……林業

土名	學名	稅率
三級材	<i>Erythrophloeum densiflorum</i> Merr.	六角
Mimot	<i>Shorea</i> sp.	六角
Ola sulik	<i>Melanorrhoea</i> spp.	六角
Rangas	<i>Selangan batu merah</i> <i>Shorea guiso</i> (Blanco) Merr.	六角
Selangan batu merah	<i>Shorea guiso</i> (Blanco) Merr.	六角
Selangan Batu No.2	<i>Shorea</i> spp.	六角
四級材	<i>Tartaria</i> spp.	五角
Kembang	<i>Dipterocarpus</i> spp.	五角
Keruing	<i>Brygada</i> spp.	五角
Lengadai	<i>Litsea</i> spp., <i>Delantia</i> spp., <i>Phoebe</i> spp.	五角
Malang	<i>Sonneratia</i> spp.	五角
Perepat	<i>Koordersiodertron pinutatum</i> , <i>Blanco</i> .	五角
Rangu		五角

右及び沈水すべき木材にして特に分類せられざるもの

四級材

Majan	<i>Shorea</i> spp.	五角
Selangan kacila	<i>Shorea</i> spp.	五角
Selangan kuning	<i>Shorea</i> spp.	五角
Sepit	<i>Sindora</i> spp.	五角
Seraya merah	<i>Shorea</i> spp.	五角
Seraya putih	<i>Shorea</i> spp.	五角
Urut mata	<i>Parashorea malanoman</i> (Blanco) Merr.	五角

右及 Geriting, Dungan, Lengadai 又は Perepat に非ざるインテグロウツ材並に沈水せざる木材にして特に分類なきもの

五級材

讓渡他境界より移出する薪材	五〇立方呎	五角
マンゴローツ樹皮	一噸に付	五角
Bamboo	百本に付	五角
Nibong, unsplit	同	五角

Nihong, split 同 七五仙
 Belian atap (shingles) 屋根葺用千枚に付 六五仙
 Anak Kayu (beas) 千枚に付 一弗
 Anak Kayu (mixed) 同 一弗三五仙

以上の木材は地上より六呎の高さに於て圓周四・六呎に達せざるものは伐採するを得ず。但しピリアンは二呎、マングローブ一呎以上なる時は伐採し得る(當項は五級材に適用なし)。

以上に従て伐木税の支拂はれたる木材を輸出するに當つては輸出税を課せられる事はない。

二 主要林産物

木材の種類及用途 左記はボルネオの木材を多年の實験に基き、用途に依て分類したるものである。

鹽水に耐え得る木材—木材はふなむしにすかれるから、耐久性を試みるには杭材として使用するのが最もよい。此の點に於て最も良いのはピリアン、アングリテイ、グリテイ、バンカワン一名マンガラス、グングン、プラバツトであつて、パカウ、テンガ、スランガンバツ、ラサク、ニボン、カヌツスンも同様適當だと考へられてゐる。

船舶・ボート造船材—
 龍骨用—グングン、プナガ、スランガンバツ、アングリテイ
 外皮板用—カポール、スランガンバツ、クルイン、オバスルー
 肋材及肘材用—プナガ、グングン、ミラバウ、テンガ
 橋及圍材用—プンタンゴール

土地と接觸して用ひらるゝ木材—此の目的に供せられる木材は、腐敗及白蟻の侵害に耐え得るものでなければならぬ。而して次のものが最も良いとされてゐる。ピリアン、ミラバウ、グングン、スランガンバツ、ラサク、カポール、アングリテイであつて、此の中、スランガンバツは、此の目的に最も適合して居り而も多量に産する。

るには適しない。然し適當な塗布料を施す時は土地に觸れても差支へない。將來北ボルネオの建築材料は大部分之に占められるかも知れない。

ウラツトマター—*Parashorea* に屬する數種のものからなる。産額も相當にあり、木質部は淡灰色或は桃色を呈する。可なり廣く分布されて東海岸地方森林の九%を占めてゐる。目方は一立方呎當り三五乃至四〇封度で、丸太は水中に浮揚する。直徑五呎長五〇呎位のものは屢見せられる。材は耐久性に乏しく、土地接觸の場合には用ふる事は出来ぬ。

樟—樟材は *Dyobalanops* の二、三種より生産される。木質は可なり堅く且つ重い。木理は眞直にして褐赤色を呈し、生木は樟腦の様な臭を有し液材と心材とは明瞭に區別される。立方呎當り重量は四〇乃至五〇封度であり、生丸太の五〇%以上は水に沈む。建築材料としては種々の目的に供せられるが水又は土地と接觸するときは腐敗し易い。供給は豊富である。腦油及結晶は此の木から得られるのであつて藥用に供せられる。

スランガンカチャ—北ボルネオの最大木より生産される。木質は淡黄色にして、軟かく可なり重量を有し木理は眞直である。此の木は頗る廣い範圍に亘つて領内に分布されて居る。一立方呎の重量は約三九封度で水中に浮揚する。用途としては家屋・家具の材料となる。

オバスルー—此の木は暗赤色にして木理は細く、相當に堅く且つ重い。心材は木理が非常に細かいから家具・欄間及建築材料に用ひられる。之はマホガニーの代用品となるが、不幸にも北ボルネオには非常に少い。此の樹は染料に用ひられる。一立方呎の重量は四〇乃至四五封度で、水中にては浮揚する。

最も多く北ボルネオに發見せらるゝ堅木は、ピリアン及スランガンバツである。

ピリアン(ボルネオ鐵木)—暗褐色を呈し重く且つ堅く、頗る耐久性に富む。此の木は大氣に曝さるゝ期間が長くなるに従て次第に黒化する。一立方呎當りの重量は六〇乃至七〇封度で水中にては沈む。供給の豊富なる點に於て東海岸中第五位に位し、供給量の六%を占めてゐる。直徑二呎乃至三呎長さ一

橋梁及埠頭建設用材—橋梁材—グングン、ミラバウ、プラバツト、スランガンバツ、カポール、クルイン、カムバン、ピリアン、アングリテイ、カポール、クルイン、カムバン

家屋建築材料—床板用—スランガンバツ、クルイン、サベテイル、ミラバウ、プラバツト、ラングウ、カムバン、オバスルー、カヌバンギラン

壁板用—ボルネオ杉即ちスラヤ其他の木材

戸及窓材料—ミラバウ、ラサク、プラバツト、サベテイル、ピندان、ラング、オバスルー、オムバン、ニヤト、クルイン、カポール、カヌバン、ギラン、スラヤ、ガギル、スランガンカチャ、スランガンクニン、ミアモツト、スランガンバツ

家具用材料—部屋造作用に適するものは次の物である
 サベテイル、ムンガリス、レンガス、スラヤ、ガギル、スランガンクニン、スランガンカチャ、プライ、ゼルトン、ニヤト、マダン

材質 次に各材の品質に就て述べる。

スラオ(ボルネオ杉)—軟かく且つ軽く、ボルネオに於ては最も多く見受けらるゝ木材である。其の大きさは様々だが、普通直徑が五呎位迄あり、又長さ八十呎に達するものがある。赤斑點を有し杉の如き香を有する。北ボルネオに於ては其の種類五十有餘あつて、何れも *Shorea* 屬に屬する。一立方呎の重量は二五乃至四〇封度あつて水に浮く。木理麗しく且つこなし易いので、日本の大工などに最も喜ばれる。此の種の或るものは多量に樹脂を出す。

クルイン—相當堅い木質で *Dipterocarpus* に屬し、其の中には十五乃至二十の種類がある。重さは相當あり、燃れたる木理を有し暗赤色で多量の油脂を有してゐる。木材は北ボルネオに於てはスラヤに次いで多量に見受けられる。東海岸森林の一%を占めてゐる。一立方呎の重量四〇封度乃至五五封度である。直徑五呎高さ八〇呎に達するものがある。生木の時は半数以上水中に沈む。クルインは強く且つ堅い木質を有してゐるが、土地と接觸せしむ

〇〇呎のものが屢見されるが、稀にはこれ以上のものもある。ふなむし及昆蟲の攻撃に堪へ、從來知られてゐる木材中最も堅いもので棧橋用などに最も適してゐる。

スランガンバツ—*Shorea Hopea* 及 *Isoplane Bornensis* の數種よりなる。非常に堅く且つ重く、伐採された瞬間に於ては黄褐色を呈してゐるが、大氣に曝されると横断面は忽ちにして黒光りする。強靱にして耐久性に富み割る時は長い裂片となる。分布は一般的で東海岸地方では材木の五%を占めてゐる。一立方呎當り重量は五二乃至五六封度で水中に沈む。直徑五呎長さ五〇呎のものは屢得られる。

ミラバウ—東海岸に於ける供給量に於て材木中二四位し、木質頗る堅く且つ重い。木理は粗雑であつて硫黄色を呈す。主として平地に繁茂する。一立方呎の重量は四八乃至七五封度で丸太は水中に沈む。直徑五呎長さ五〇呎のものは屢見受けらるゝ。頗る強靱で耐久性に富み、昆蟲の害を蒙る事はないが、鹹水には割合に弱い。

アングリテイ—堅く重く暗灰色を呈し且つ木理は細かい。一立方呎の重量は五〇封度で水中に沈む。マングローブ林にて屢見受けらるゝ所であるが、土人は十分に成長せざるに先立つて伐採するを得策としてゐる。それでも直徑二呎長さ三〇呎位のものがある。耐久力はピリアンに亞ぐ。

カヌツスン—頗る重く且つ堅く又暗褐色の美しい木理を有してゐる。東海岸地方では屢見受けられ、耐久性に富んでゐる。一立方呎當り八六封度の重量を有し水中には勿論沈む。直徑一呎半以上のものは稀であるのに、長さ八〇呎乃至一〇〇呎もある。

マンガリス—前出カヌツスンと同様重く且つ堅い。其の木理は粗雑であり、暗赤色を呈し、乾燥するに従て堅くなる。東海岸地方では、供給の豊富なる點で第八番目に位し、タバンとも稱せらる。森林中では最大木の二に屬す。耐久性に乏しく、燃焼速かである。

(尚、木材名表に就ては本年鑑第二回版参照)

木材市場 北ボルネオから輸出せられる木材は大部分丸太の儘で香港に

積送せられて居る。需要の最も多い樹種はピリアン、スランガンバツ、カボ
ール及クルインである。最近上海も北ボルネオ木材の好市場となりつゝある。
對日輸出も漸増の傾向にあり、一九三五年度の輸出額は總額の三六%餘を占
めて居る。對日輸出の樹種はスラヤメラ(俗にボルネオ杉と稱す)、ウラツトマ
ダ、カポール、オバスール、ピリアン等にして、ピリアンは鐵木と稱し、
材質頗る堅硬且つ海水に耐へる爲棧橋用材として非常に珍重がられ、吾が
國に於ても最近其の眞價が認められ、各地の棧橋用材として用ひられて居る
外、シートパイルの代用品としても注目されて居る。右の外英本國及歐洲各
國にも需要が増加して居り、主としてセリアアが出て居る。濠洲向は關稅の關
係で輸出阻害せられて居たが、最近では特惠稅が課せられる事となり、此の
方面の輸出も好轉するものと見られて居る。(國別輸出の狀態に就ては「貿易
の部」參照)。

木材會社 一九一四年林務局設立以來木材伐出しには四會社(歐洲人會社
二、支那人會社二)が手を染めて居たが、一九二〇年に至り大規模に且つ伐
木・製材設備をも設けて當領内の森林資源を開發する目的を以て新に強力な
英領北ボルネオ木材會社(British North Borneo Timber Co.)が設立せられ
た。此の會社は前記の歐洲人會社をも合併したもので、其の資本の大半は北
ボルネオ勸許會社が有して居り、同會社は木材の伐採並に輸出に關する限り
獨占權を有して居るのであつて、是以外の北ボルネオに於ける木材會社は此
の會社より獨占權の一部の分讓を受けて事業を行ふものである。北ボルネオ
木材會社の製材所はサンダカン市に二箇所あり、一箇所は近代式の帶狀鋸の
設備を有して居る。又同市には北ボルネオ貿易會社(North Borneo Trading
Co.)其他の商會が木材の輸出に當つて居る外、支那人商社も木材業に従事し
て居るものがある。北ボルネオの木材伐採輸出を行へる邦人會社としては故
窪田阡米氏の Okunura & Kubota Co., Ltd. があつたが、同會社の事業とし
て東海岸パロン河の流域に事業をなし、後タワオ護謨園が該事業を承繼いた
であるが、採算が取れない爲最近では中止して仕舞つて居る。
木材以外の林産物

藤—多數の種類があるが、北ボルネオで商業價値のあるのは八種である。
最近までは其の輸出は香港及新嘉坡に限られて居たのであるが、近頃農務局
長の盡力に依り直接英國と取引せられる様になつた。森林法に依り未生熟藤
の採集並に未乾燥藤の輸出は禁ぜられて居る。
カタパーチャ—Sapotaceae科植物の液汁の固まれるものがカタパーチャに
して、北ボルネオでは産額が年々減少の傾向にある。此の物の護謨と異る點
は湯に入れれば軟化し弾力を生ずるが、之を冷せば再び固まる點である。熱
及電氣の不良導體で、海底電線の被覆用或は醫療器械の把手等に使用せられ
る。輸出額は年々減少して居る。

ダマル—或る種の樹木より流出した樹液或は樹脂の固まれるものを北ボル
ネオではダマルと稱し、之を採集するに多數の土人の男女、小兒に至るまで
森林中に入つて行く。之には種類が多數あり、例へばマタクチンと稱するの
は最高級品で、其他のものは價値少く僅に土人の松明用として使はれる位で
ある。品質優良なものはワニス其他の乾燥油の原料として用ひられる。一九
三五年度當領よりの輸出高は一五、七六四弗であつた。
樟腦—ボルネオ或はパロス樟腦は結晶體をなし、樟樹の四痕部に生ずるも
のである。薬用或は防腐劑として支那人の珍重するところである。樟樹は森
林中普通に見られるが、其の樟腦を生産するものは或る樹齡のものに限られ、
生産量も極めて少い。主として内部地方の土人が採集して居る。
樹油—Dipterocarpaceae科の植物は樹油を産し、北ボルネオでは一般にクルイ
ン油として知られて居り、松明或は薬用として用ひられて居る。
イリビナツト—Dipterocarpaceae科の各種林産果實からは植物性油が採れ、土
人は之を調理用或は塗擦劑又は燈火用として用ひ、トウソクワ(Thongka-
wang)と稱せられて居る。トウソクワ或はカワン即ちイリビナツトは最近
食用油脂として重要性を増しつゝある。北ボルネオ産のイリビナツトは約五
〇%の脂肪分を含み、蠟燭製造用に適し、又ココアバターの代用品として注
目せられて居る。
香水—油脂分に富んだ植物にして之を燃せば甘美な薫香を發する木がある
が、之を總稱して香水と云ひ宗教の諸儀式用に供せられる。此の中で最も價

値のあるのは Genus Gompholobos から採れる沈香(ガルー—Gharu)である。
ジェルトン—或る種の樹木の樹液を凝縮したものがジェルトンにしてチウ
インガムの製造に用ひられ、西海岸地方に産する。
ステイツクワツク(土名 Malau)—内部地方に見うけられ、土人が各種目
的に使用して居る。

パルサ樹—北ボルネオに初めて植へられたのは一九二七年にして、生育は
甚だ良好である。コルクよりも輕いので飛行機製作或はラヂオの擴聲機等の
製造に需要が多い。

ニボン椰子及竹—ニボン椰子は清水の濕地に産し、家屋・橋梁の建築に用
ひ、削りたるものは床敷に用ひる。當領には各種大いさの竹が豊富にして、
中部地方に於ては米及鹽に次いで經濟的に重要品となつて居る。

燕巢—主として海濱類を以て造れる岩燕の巢はスーブとして支那人の珍重
する處にして、數百呎の斷崖の花崗岩洞窟内に發見せられる。キナバタンガ
ン河のゴマントンには是等燕巢を産する洞窟が二〇箇所もあり、又ダーベル
灣のマダイにも之を産する。燕巢には二種あり、白色のものと黒色のものが
是にして、前者は其の量は少いが價格は非常に高い。是等の燕巢を採集する
には非常な危険が伴ひ、時としては墜死する等の出來事も間々ある。

蜜蠟—蜜蠟は野蜂の巢を採り、蜜を取つた後で、巢を乾燥して得られる。
此の巢はタバンの樹上に造られ、之を取るには木に登つて豫め煙などに
蜂を追ひやり夜中に採取するのである。

カツチ—マンロググーウ濕地に自生せる各種の樹皮からは、單寧原料が得ら
れ、此の中で最も有用なのはバカウ(Bakau)及テンガ(Tengah)である。是
等の樹皮は單寧含有量極めて多く、製品はカツチと稱して輸出せられる。現
今當領からカツチを輸出して居るのは Bakau & Kenya Extract Co., Ltd.
にして、同社は一八九二年より輸出を開始し、年々其の量を増して居る。樹
皮の輸出をなす會社としては Island Trading Co. 及 Philippines Cutch
Corporationの二社があり、前者はブルネイに輸出して該地にてカツチの製
造を行ひ、後者は比律賓にて製造を行つて居る。

三 統 計

木材輸出高表

Table with columns: 年次, 數量, 年次, 數量. Includes sub-headers for 單位立方尺 and 單位北林務局年報. Data for years 1927-1931.

木材仕向國別輸出額表

Table with columns: 國別, 價額, 百分比, 價額, 百分比, 價額, 百分比, 價額, 百分比. Includes sub-headers for 單位海峽群島所同前表 and 1931. Data for countries like 香港, 日本, 澳洲, 英領北ボルネオ.

英領北ボルネオ……水産業

Matani	ラハダト	0-001	155-00	155-00	1100-00	1100-00
Martani	ロタルツ	0-011	111-11	0-0100	111-11	111-11
Mohamed & Angkat	キナタンガン	0-0100	111-11	111-11	111-11	111-11
Ohang Ohang	同	記録なし	—	—	—	—
Ongong Bod Tai	同	0-0110	110-11	—	—	—
Pohun Batu	同	0-1100	110-00	—	—	—
Segarong	ラハダト	1-0000	111-11	111-11	111-11	111-11
Seuhuan	キナタンガン	0-0000	—	—	—	—
Seuhuan	同	記録なし	—	—	—	—
Sepulok	ハンシアンガン	0-0100	100-00	—	—	—
Segunt	同	—	—	—	—	—
Supu	クダダツ	0-1111	111-11	0-0000	111-11	111-11
Tankong	キナタンガン	0-1111	111-11	0-0000	111-11	111-11
Tepadong	同	0-0001	1-04	—	—	—
計	ラハダト	0-0011	111-11	0-0011	111-11	111-11
		0-0011	111-11	0-0011	111-11	111-11
		0-0011	111-11	0-0011	111-11	111-11

水産業

概説 英領北ボルネオは西は支那海に、東方はスルー及セレベス海に面し、廣大な淺瀬を控へて居り、領内にはキナタンガン、クリアス、スゴット、セガマ等の大河川を擁し、淡水・鹹水の魚族に富むものと想像せられて居るが、僅にサンダカン附近にて支那人に依り、打瀬網・刺網・流網及魴漁業が小規模に行はれて居るのみである。之に反してタワオを中心とする地方には邦人水産會社あり、主として鯉漁業に従事して居るが年々好成績を擧げて居る。政府は漁業法を設けて外國人に自由に漁業に従事する便宜を圖つて居る。

邦人漁業概況 タワオにボルネオ水産株式會社あり、一九一八年(大正七年)折田一二氏(當時臺北駐在御用係)現海軍駐在武官)タワオにボルネオ開發組合を組織し主として農業開墾に従事し、一九二〇年一時事業を中止し

一〇九四

たりしも一九二六年に至り漁業に轉じ、同時にシブニル島(Si Anil L. 一東經一八度八・五分、南緯約四度二分)を北ボルネオ政府より租借し、同年八月ボルネオ水産公司なる合資會社を設立、鯉釣漁業・魴延繩漁業及鯉節製造を開始し、爾來漸次順調な業績を示し、一九三一年の如きは僅か漁船二隻(一噸三〇馬力)を以て二五、〇〇〇擔八〇萬弗の水揚高を示すに至つた。其の後更に一九三三年(昭和八年十二月)に至り株式會社に改組し、資本金を二百五十萬圓(内百萬圓拂込済)としてボルネオ水産株式會社と稱し、同時に業務を擴張して歐洲向魴油漬罐詰、魚糧等の製造に着手した。一九三五年末に於ける従業員は在勤員二〇名、漁夫二〇〇名、男工六四名、女工六八名、計三五二名を算する。設備概要を示せば左の如くである。

- 船隻 漁船三〇馬力一五噸二隻、四〇馬力二〇噸三隻(内一隻運搬船)
- 餌料船一二馬力六噸一隻、一〇馬力六噸二隻、六馬力一隻
- 右の外小舟一〇隻運搬用ライター二隻
- 陸上設備 シアマール島設備
- 鯉節製造工場 一、六〇〇坪
- 罐詰製造工場 二二八坪
- 魚糧工場 八六坪
- 製氷工場 一三〇坪
- 修理工場、事務所、倉庫其他 一〇九坪
- 計 二、一五三坪

以上の外空地九、二四七坪あり。

- タワオ設備
- 事務所 八七坪
- 造船所 三〇〇坪
- 計 三八七坪

右以外に空地一、六一三坪あり。一九三五年度同社よりの鯉節輸出高は六、八四一擔(前年度三、九四一擔)に達して居る。

漁業法規 現今北ボルネオに於て適用せられ居る漁業法規は一九一四年

漁業法(The Posts and Fisheries Proclamation, 1914.)にして、漁船を使用せんとする時には所定の料金を拂つて港務長の免許を得る事が必要である(通用當年限り)。而して何人にも港務長の免許を得れば大敷網を敷設し、維持若しくは使用し又は浮網を敷き漁業に従事する事が出来る(但し當免許の有効期間は六箇月限り)。

輸出貿易 北ボルネオからは年々海産物を輸出して居るが、右は前記支那人漁夫の漁獲物の領内消費に餘れる部分が輸出せられるものと考へられる。輸出品としては乾鹽魚・鱈・魚鱈・貝類・海參・龍甲・海龜卵・眞珠貝等がある(輸入数量に就ては「貿易の部」参照)。最近眞珠貝の價格並に産量が相當低下を示して居る。タワオの近傍のマブル島の海岸二、〇〇〇英反は母貝養殖試験の爲一九三五年中租借され、結果は良好の由である。

鑛業

ボルネオ全島の鑛産物としては、從來金・金剛石・銀・鉛・銅・安質母尼・辰砂・石炭・鐵及石油等が擧げられて居るが、其の大部分は蘭領ボルネオ及サラワックに産するものにして、英領にては石炭・金等が採取されて居るに過ぎない。

石炭 石炭は西海岸ウエストン附近のナルヤン、マルプ及サンダカン灣兩沿岸及カウイ灣の奥地に發見せられる。カウイ灣の奥地スルドン河の石炭層は數十年來採掘され、北ボルネオ唯一の石炭採掘會社たるカウイ灣石炭會社(Cowle Harbour Coal Company)が事業を經營して居たのであるが、一九三一年に至り作業を中止して居る。従つて領内の石炭は總て輸入に仰いで居る状態である。

石油 石油存在の徵候は、同國各所で見られるが、殊にクリアス半島、クダツ及カウイ灣附近に著しい。石油探掘権は從來英領北ボルネオ石油シンヂケート(British Borneo Petroleum Syndicate)に許可されて居り、同シンヂケートは以前クリアス半島に深穿孔を試みた結果、非常に良質の石油を得たの

英領北ボルネオ……鑛業

一〇九五

であるが、其の湧出量少く商業的には見込がなかつた。久原鑛業社にても同シンヂケートよりライセンスを得て歐洲大戰後同地方に試掘を行ったが、所期の成績を得ず中止した事實もある。右の如く當領に於ては石油探掘は永年の間中止せられて居るが、近隣のサラワック及ブルネイに於て石油調査の結果成功を見て居り、含油層が續いて居るものと考へられる關係上、再び試掘調査は遠からず行はれる事であらう。現に一九三四年七月アングロ・サクソン石油會社(Anglo-Saxon Petroleum Co.)が石油コンセッションを獲得し、サラワック油田會社(Sarawak Oilfield Ltd.)と共に本土並にクダツ地方の沿岸諸島及サンダカン地方のサンボンガン島の地質調査を實施中である。

金、金は東海岸、殊にダーベル灣附近の沖積層中に砂金として發見されて居り、其の形跡は全國到處に在る。北ボルネオに於ける金の存在は一八二二年頃より知られて居り、一八八六年には二名の官吏(Capt. R. D. Beaton, H. Walker)がセガマ河を遊行し、バリーヤ瀑布(Barrier Falls)より遠し、其の間各所に試掘を行った結果二封度三オンスの金を得た記録が残つて居る。一八九八年に至りセガマ河流域にて砂金採取事業が擧出されたが、後日總て採算の採れざる爲中止して仕舞つた。又セガマ河の水源地には事業經營上採算の取れる金が存在するものと信ぜられて居り(同地は以前クエーンランドより來れる熟練探掘者 R. Beaton により踏査された事がある)、今尙其の儘に今後の試掘を待つて居る。

其他の鑛産物 鐵鑛は紅土の形にて各地に發見せられ、ラプツク及カラン地方には埋藏量豊富な鐵床が存在する。黃銅鑛の鐵床もカラン及其他各地に存在し、此の鑛物は大概閃亜鉛鑛及毒砂と一緒存在する。クローム鐵鑛はスゴット郡内及各所に散見されるが、其の量は極く少量である。滿地鑛は北方のタリビタン方面の泥板岩中に發見せられる。一九三五年中タワオ附近に於て凍石試掘のライセンスが許可せられたが、同年中何等作業は行はれなかつた。

鑛業法規 多年間北ボルネオの鑛産物取得獨占権は北ボルネオ開發會社(North Borneo Exploration Co.)に賦與せられて居た。此の會社は事實上マル

ツ灣にて滿鐵採掘を行ひ、事業は失敗に歸した外、何等の事業は行つて居なかつたので、其の後其の取得権は勅許會社の方へ取戻された。

一九二七年鑛業法(石炭・寶石及鑛油)には適用されず、に基き鑛物試掘免許は一年限りとして手数料五弗にて何人にも許可せられる事となつて居る。

一〇、〇〇〇英反を越へざる地域に亘る獨占試掘免許は英反當り五仙の地代にて許可せられ(作業が十分遂行せられたりとの證明あれば毎年之を更新し得る)、而して其の者には他者に先立つて該一〇、〇〇〇英反を越へざる土地に對する鑛區租借権を申請するの權利を賦與せられる。當法律に基き鑛區稅は其の鑛產物の年産額の從價五%である。

労働

總説 | 労働行政及法規 | 労働者保護機關 | 統計

一 總説

北ボルネオで開墾或は其他の諸事業に著手するに際して最も困難且つ考慮を要する事は労働者の問題である。人口稀薄なる上に其の大部を占むる土人は未だ開け居らず、労働者としては多分に他の労働者に比し智能劣り、爲に政府にては開拓方針として専ら他國より移民を入れる事に努力して居る。即ち阿片の吸煙及賭博を許可し支那人方面より移民を勧誘して居る一方、爪哇苦力の移入等にも夫々保護法を加へる等して相當の苦心を拂つて居る。

一九三五年末に於ける労働者總數は九、五四三名にして(中男子八、六七三女子八七〇)、現在は勞力の領内供給は需要と略合致して居るが、經濟界が好轉し、需要が増加すれば必然的に供給不足を來し、外部よりの移入を仰がねばならなくなる。移民を入れる方法としては直接蘭印政府の許可を得て爪哇にて募集する方法と新嘉坡より爪哇人及馬來人労働者を招致する方法及香港並に新嘉坡より支那人労働者を招來する三方法がある。概して労働者の健康状態は良好である。

二 労働行政及法規

労働保護及支那人事務局 (Protectorate & Secretariat for Chinese Affairs Dept.) あり、移民局の事務を除き總て労働に關する事務を取扱つて居る。現行労働法の根底をなすは一九三六年労働法(The Labour Ordinance 1936)にて、同法に依れば契約労働の場合には労働者の年齢は十四歳を以て最低とし、屋外労働時間は九時間以内(其の中には人員點呼の時間及現場への往復時間の半を含む)にして、夫以上の労働は労働者の合意を要し、且つ合意の報酬率を以て支拂をなさねばならない(但し女子労働者にては時間は四分の三)。勞銀の支拂は契約の完了と共に支拂期に達し、月極勞銀は月の經過後翌月の十日以前に支拂を要する。労働者に對する公休日は次の如くである。

支那人 支那正月元旦前後三日間、陰曆七月十四日、十月十日、各月二日

回教 徒 回教徒正月(ハリ・ラヤ)前後三日間、ハリ・ラヤ・ハヂ、ハリ・プアサ各日、各月二日

基督教徒 各週日曜日、クリスマス、復活祭

其他の労働者 各月二日

雇傭主側にて労働者に賣却する米の價格は毎斤九仙を越へる事を得ない。

三 労働者保護機關

労働顧問會 (The Labour Advisory Board) あり、労働保護官 (Protector of Labour) を議長とし、北ボルネオ商業會議所及北ボルネオ栽培業者協會より各二名の委員を選出し成立するものにして一九三五年には八月首都サンダカに於て開催し、労働關係法規の改正其他に付協議し、右の結果一九三六年労働法が發布せられた。又領内には支那人の居住者多きを以て政廳部内には其の關係事務處理の爲支那人事務局 (Secretariat for Chinese Affairs) あり、其の關係事項に對する政府諮問機關として支那人顧問會 (Chinese Advisory Board) なるものサンダカンに常置せられて居り、又支那領事館ありて領事・副

四 統計

人種別労働者數表

年次	支那人	爪哇人	土人及其他	計
一九三三	4,118	11,814	10,114	26,046
一九三二	4,211	11,601	11,421	27,233
一九三一	4,211	11,601	11,421	27,233
一九三〇	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二九	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二八	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二七	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二六	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二五	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二四	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二三	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二二	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二一	4,211	11,601	11,421	27,233
一九二〇	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一九	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一八	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一七	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一六	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一五	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一四	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一三	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一二	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一一	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一〇	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇九	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇八	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇七	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇六	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇五	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇四	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇三	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇二	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇一	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇〇	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一九	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一八	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一七	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一六	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一五	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一四	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一三	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一二	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一一	4,211	11,601	11,421	27,233
一九一〇	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇九	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇八	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇七	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇六	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇五	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇四	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇三	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇二	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇一	4,211	11,601	11,421	27,233
一九〇〇	4,211	11,601	11,421	27,233

労働者罹病・死亡數並率表

年次	罹病		死亡	
	總數	罹病者百分比	死亡者數	死亡者千分率
一九三三	10,114	1.00	1,311	13.0
一九三二	11,601	1.17	1,081	9.3
一九三一	11,601	1.17	1,081	9.3
一九三〇	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二九	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二八	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二七	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二六	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二五	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二四	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二三	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二二	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二一	11,601	1.17	1,081	9.3
一九二〇	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一九	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一八	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一七	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一六	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一五	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一四	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一三	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一二	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一一	11,601	1.17	1,081	9.3
一九一〇	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇九	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇八	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇七	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇六	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇五	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇四	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇三	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇二	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇一	11,601	1.17	1,081	9.3
一九〇〇	11,601	1.17	1,081	9.3

貿易

總説 | 貿易總額 | 輸出入貿易

年次	移出民	移入民
一九三三	6,811	10,111
一九三二	4,000	11,410
一九三一	4,000	11,410
一九三〇	4,000	11,410
一九二九	4,000	11,410
一九二八	4,000	11,410
一九二七	4,000	11,410
一九二六	4,000	11,410
一九二五	4,000	11,410
一九二四	4,000	11,410
一九二三	4,000	11,410
一九二二	4,000	11,410
一九二一	4,000	11,410
一九二〇	4,000	11,410
一九一九	4,000	11,410
一九一八	4,000	11,410
一九一七	4,000	11,410
一九一六	4,000	11,410
一九一五	4,000	11,410
一九一四	4,000	11,410
一九一三	4,000	11,410
一九一二	4,000	11,410
一九一一	4,000	11,410
一九一〇	4,000	11,410
一九〇九	4,000	11,410
一九〇八	4,000	11,410
一九〇七	4,000	11,410
一九〇六	4,000	11,410
一九〇五	4,000	11,410
一九〇四	4,000	11,410
一九〇三	4,000	11,410
一九〇二	4,000	11,410
一九〇一	4,000	11,410
一九〇〇	4,000	11,410

一 總説

英領北ボルネオの貿易は遠く海賊時代より始まり、當時季節風を利用して支那人の來訪繁く相當の活況を見たのであるが、之は單に歴史上の事實に止まり、その後勸許狀の下附と同時に眞の活躍期に入つたのである。元來當領を支配統治せるものが一營利會社である關係上、其の貿易政策の如きも他に見ざる特徴を有し、即ち連年巨額の出超を續けて居る。創業時代に於ては入超を示して居たが、一九〇〇年には既に出超に轉じ、爾來今日に至るまで其の情勢に變化はない。即ち一九〇〇年に於ける輸出額九〇一、二九〇弗、同輸入額二、〇一八、〇八九弗なりしもの一九〇〇年には輸入三、一七八、九二九弗、輸出三、三三六、六二二弗となり、更に一九二〇年に至り、輸出入額夫々一、〇四九、四七一弗一、〇〇九、四七一弗と躍進し、一九〇〇年代に比すれば約三倍の激増である。一九三〇年頃よりは世界的不況の影響に依り輸出入共に激減を來したが、最近は多少回復の兆が現はれて居る。因に當領の國別輸出入貿易は發表されて居ない。

二 貿易總額

最近六箇年間並に主要年間に於ける輸出入額並に總額を示せば次の如くである。

外國貿易額表

年次	總額	輸入額	輸出額	超過額
一九〇〇	二九一、九三九	二一〇、八〇九	九〇、一三〇	一二一、六七九
一九〇一	六五、一五五	三三、九二九	三三、二二六	一、七〇三
一九〇二	八四、〇三七	三三、九二九	五〇、一〇八	一六、一七九
一九〇三	一八、八九九	一八、八九九	〇	〇
一九〇四	一、八八八	一、八八八	〇	〇
一九〇五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇
一九〇六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇
一九〇七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇
一九〇八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇
一九〇九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇
一九一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇

地方別對外國輸出入額並伸縮貿易額表

地方別 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四 一九三五

輸入

仲繼貿易額	計	西海	中部	計
一九三一	三三、三三九	一〇、八八八	二二、四五一	三三、三三九
一九三二	四三、〇二二	一三、八八八	二九、一三四	四三、〇二二
一九三三	五三、七〇五	一六、九二九	三六、七七六	五三、七〇五
一九三四	六四、三八八	二〇、〇〇〇	四四、三八八	六四、三八八
一九三五	七五、〇七二	二三、一〇〇	五一九、九七二	七五、〇七二

輸出

仲繼貿易額	計	西海	中部	計
一九三一	一〇、八八八	一〇、八八八	〇	一〇、八八八
一九三二	一三、八八八	一三、八八八	〇	一三、八八八
一九三三	一六、九二九	一六、九二九	〇	一六、九二九
一九三四	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇
一九三五	二三、一〇〇	二三、一〇〇	〇	二三、一〇〇

三 輸出入貿易

輸入貿易

單位：海峽幣 出所：同前表

品別	單位	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
炭酸水	ガロン	四、六四五	四、五七六	三、九一九	三、三三三	三、七九七	三、七〇九	八、五七四	四、九二九	一〇、〇七七	七、六六七
武器及彈藥	箱	三、七三三	三、九二一	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇
建築材料及木器	噸	二、九八	二、九八	二、九八	二、九八	二、九八	二、九八	二、九八	二、九八	二、九八	二、九八
織物及衣服	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
石炭及散炭	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
咖啡及椰子實	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
豆及油	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
陶磁器及硝子器	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
化學藥品及染料	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
家器及印度護謨	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
織維及繩網具	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
皮革及鞋皮製品	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
煙火及爆竹等	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
鐵器及金屬(真鍮及銅)	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
時計裝飾用細貨、眞珠	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
燈飾類	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
畜力車	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
家器類	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八
樂器類	噸	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八	一、九八

六〇軒(六〇哩)である。次に道路發展の徑路を示せば左の如くである。ゼセルトンより人口稠密にして肥沃なトゥアララン地方に至る三二軒(二〇哩)の道路に中部地方の開拓を目的とする鐵道終點のメララツプよりケニシガウに通ずる道路の建設が計畫され、又ラツク經由サンダカンより北ボルネオ横斷道路も計畫されたのであるが、此の道路は最初より一氣に始める事なく徐々に完成する豫定であつた。世界大戰勃發と同時に是等の諸計畫は總て實行不可能となつたが、大戰終結後非常な意氣込で工事が始められた。ゼセルトントゥアララン間道路は一九二〇年九月に着工、一九二四年四月に完成した。メララツプケニシガウ間道路工事は遅々として捗らず、メララツプ保護園内を通ずる二軒(一・二五哩)が漸く一九二四―二五年に砂利敷されたに過ぎぬ。

サンダカンラツク道路は一九二二年に一七・六軒(一一哩)の盛土工事が完成し、其中八・八軒(五・五哩)が砂利敷された。是等の諸道路は總て同國の經濟力を考慮せずして實施せられ非常な經費を要したのであるが、一九二六年に至り故ジェー・エル・ハムフレイズ(J. L. Humphreys)は北ボルネオに於ける道路再建問題に付調査し、各廳理事官と協議の上豫算年額二五、〇〇〇磅を以て道路建設十箇年計畫を樹立した。此の計畫は一九二八年倫敦軍役會の承認を得、直に計畫に着手された。此處に於て同日以後各廳内に於ける道路の開発は初めて軌道に乗り、一九三〇―三四年に至る毎年北ボルネオは本國植民地開發基金中より道路開拓費として年額一〇、〇〇〇磅の支給を受けるに至つた。現今に於ける道路工事の進展状況は次の如くである。

サンダカンラツク間道路三〇・四軒(一九哩)の延長中二四軒(一五哩)は砂利敷完備し、此の道路の支線にして北方一・二軒(七哩)の地點を通ずる一七・六軒(一一哩)の通路に南方九・六軒(六哩)の地點にてサンダカンよりサビイ河谷に通ずる道路は既に完成して居る。

西海岸地方にてはゼセルトントゥアララン間道路並に鐵道沿線の數條の道路が完成し、トゥアララン道路の一支線は三〇・四軒(一九哩)に及びテングランにまで延長工事中にして、將來はサンダカンラツク間の幹線道路となる豫

定である。ゼセルトンより南東に向ひブナムバンに達する一一・二軒(七哩)の道路は一九三二年に完成、同地より中部のシマロンに達する狹路が開かれ、又中部理事廳に於てはケニシガウと鐵道終點のメララツプを通ずる道路は同年中に完成を見た。クダツの道路網としては半島の對岸に達するセクワテイ道路二五・六軒(一六哩)及コロ河道路一九・二軒(一二哩)が計畫中である。タワオに於てはアパス河に達するタワオより東方に延びる道路は一一・八軒(八哩)丈敷石され、ラハダトより西方にブラスに至る道路が工事進捗中である。一九三五年末に於ける理事廳別國道延長軒數を示せば右の通りである。

砂利敷道路	軒計	
	砂利敷道路	土道路
サンダカン理事廳	八二〇(五〇 ³ / ₄)	一〇、八二〇(六八 ¹ / ₂)
タワオ理事廳	四六〇(三九 ³ / ₄)	七九〇(五〇 ¹ / ₂)
西海岸理事廳	六八〇(四六)	一三、一〇〇(八二)
中部理事廳	一、〇〇(一)	五、八〇〇(三九)
計	一、九六〇(一三三)	三六、六二〇(二三 ³ / ₄)

次に主なる馬路を示せば左の如くである。

テングランコタベルツド、コタベルツドランコン、ランコンビダス、ラジコンパールウ(クダツ)、コタベルツドラナウ、ケニシガウラナウ、ケニシガウペンシアンガン、ムンパコールクアラベニウ、テノムカムボシ

鐵道 物資並に旅客輸送上最も重要な鐵道が西海岸ゼセルトンからポーフオート迄敷設されて居り、之にはポーフオートメララツプ、ポーフオートウエストンの二支線があり、總延長一九九・二軒(一二四・五哩)にして官營である。初めて鐵道が敷かれたのは一八九六年にして、バカウを起點とし、軌條幅員を一米となし、ポーフオートウエストン間が完成したのは一九〇〇年の事である。次いで一九〇二年にはポーフオートゼセルトン間が、而して一九〇五年にはポーフオートテノム間が完成を見た。次いで間もなくテノムメララツプ間も開通を見た。最初は全線三〇封度の軌條を用ひたの

であるが、一九一二年にゼセルトンポーフオート間は六〇封度軌條に替へられた。經費の關係上汽車は回数多く發車せしめる事が出来ないで、機動車を臨時運轉して此の不便を償つて居る。而して現在制限運轉を行つて居り、運轉曜日及回数を示せば次の如くである。

ゼセルトンニババル	毎週月・水・金曜、午前・午後往復
ポーフオートゼセルトン	同日・火・木・土曜ゼセルトン朝發、同ポーフオート午後發
ポーフオートメララツプ	同 火・木・土曜發
ゼセルトンニタンジョンアル	一日數回運轉

又主要線延長は左の如くである。

ポーフオートウエストン	三(一〇)
ポーフオートゼセルトン	二〇(七)
ポーフオートテノム	四(三)
テノムメララツプ	一(四)

統計 次に旅客等級別乗車數を擧ぐれば次の如し。

等級別	鐵道旅客等級別乗車數及貨物輸送高表			
	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
一等	一三、九一	一四、四一	一四、七三	一五、五七
二等	六、〇七	六、〇四	六、〇六	六、〇九
三等	一三、一〇	一三、七六	一四、七四	一五、七九
計	三三、一五	三四、二一	三五、五三	三七、四五
貨物	八、〇四	七、七三	九、一八	一〇、九六

最近五箇年間に於ける鐵道收入其の他を示せば次の如くである。

英領北ボルネオ……交通

鐵道收入支出表

年次	收入	支出	收入對支出の割合	利益	
				利	益
一九三一	一八、一八〇	一〇、四六三	一〇八(一)	一、七二〇	七、四一七
一九三二	一三、〇五〇	一五、一五九	一〇八(一)	一、三〇七	一、八四二
一九三三	一四、六三〇	二二、三三九	一〇八(一)	一、七二〇	六、七〇〇
一九三四	一八、〇〇七	一四、三九六	一〇八(一)	一、六一一	六、八〇七
一九三五	一八、五九一	一四、一〇三	一〇八(一)	一、七二〇	七、四一七

次に旅客運賃並に起點よりの哩數を表示すれば次の如くである。

鐵道行程及旅客運賃表

本線	起點	旅客運賃			終點	行程	旅客運賃		
		一等	二等	三等			一等	二等	三等
ゼセルトン	パイクトリア	〇・二〇	〇・一五	〇・一〇	ポーフオート	八・九六	五・九〇	三・五五	
パイクトリア	アラジョン	〇・三〇	〇・二〇	〇・一〇	アラジョン	九・二八	六・二二	三・八〇	
アラジョン	ブタダン	〇・七五	〇・五〇	〇・三〇	ブタダン	一〇・〇三	七・〇七	四・四〇	
ブタダン	キナルツト	一・一五	〇・七〇	〇・四〇	キナルツト	一〇・三三	七・三七	四・七〇	
キナルツト	カワン	一・七〇	〇・九五	〇・五五	カワン	一〇・五九	七・六三	四・九六	
カワン	ババル	二・一〇	一・四〇	〇・九〇	ババル	一〇・八九	八・〇三	五・〇〇	
ババル	キニシ	三・五五	一・〇八	一・一〇	キニシ	一〇・九五	八・〇〇	五・〇〇	
キニシ	バンガワン	四・〇〇	一・一五	一・一五	バンガワン	一〇・九五	八・〇〇	五・〇〇	
バンガワン	ムンパコツ	四・六〇	一・五五	一・五五	ムンパコツ	一〇・九六	八・〇〇	五・〇〇	

郵便・電信・電話収入・支出表

Table with columns for year (1931-1935), category (郵便, 電信, 電話), and financial metrics (収入, 支出, 利益).

其他

旅行案内... 主要都市... 郵便... 電信... 電話... 収入... 支出... 利益...

一 旅行案内

英領北ボルネオに渡航するには日本政府旅券の下附を受けた後在本邦英國領事の査証を受け之を携帯せなければならぬ事は諸外國への渡航と同様である。

本邦より英領北ボルネオに渡航するに際して現在最も便利なのは南洋海運の日本一爪哇航路を利用するのが好都合にして同航路のタワオ寄港船は毎月一回門司出帆基隆を経てタワオに直航して居り、タワオー基隆間の一等運賃は一六圓である。

最近五箇年間に於けるサンダカン港貿易額を示せば次の如くである。

サンダカン港貿易額表

Table showing trade volume for Sandakan port from 1931 to 1935, with columns for year and amount.

ゼセルトン ゼセルトンは西海岸に於ける且つ國鐵北部終點としての主要港をなし、ガヤ灣内に位置し、同名島嶼にサバノガル島に依り格好に覆はれ湾内波静かである。

ゼセルトン港貿易額表

Table showing trade volume for Jesselton port from 1931 to 1935.

英領北ボルネオ... 其他

單位海峽 出所同前表

Table with columns for year (1933-1935), category (収入, 支出, 利益), and financial metrics.

(尙詳細は「馬來編」其他の部参照せられたし)。タワオには邦人旅館二軒あり、サンダカンにも一館あるが、其他の都市には邦人經營の旅館或は之に類するものはないが、極く少数にても邦人の在任してゐない町は殆どない。

二 主要都市

サンダカン 北ボルネオの最大都市たるサンダカンは同名灣の入口に位置し、一九三一年の國勢調査の結果に依れば總人口は一三、七二三人にして、内一〇、九六二人は支那人である。

パバル ゼセルトンより汽車にて一時間餘にてパバルに達する。パバルはパバル川の河口より二哩上流の地に位する活氣ある小都市にして、市内には支那人店舖に市場があり、パバルの郡役所の所在地である。

ポフオート ゼセルトンより鐵路五六哩の地點が、護謄並にサゴ椰子産業の中心地たるポフオートである。

テノム ポフオートからバダス河に沿つて二時間餘の汽車旅行にてテノムに達する。小綺麗に整つた小さな町で、支那人店舖があり、町の周圍には園藝畑多く、海抜約六〇〇呎の高度に位し、夜分など快い冷氣を覺へる。

クダツ クダツはマルツ灣内に位し、良好な港を控へてゐる。新嘉坡北ボルネオ間航路船の寄港地をなす。棧橋は最近改造し補強された。無線電信所は町より餘り遠からざる地點に位する。

最近五箇年間に於ける輸出貿易額を示せば次の如くである。

クダツ港貿易額表

Table showing trade volume for Kudat port from 1931 to 1935.

英領北ボルネオ……雜

輸入	額	二〇九七五	一五五五七	一九四四八	三三九七九	二五五五〇
輸出	額	一九九四二	一七五五三	一九九五五	三三三四九	三三六〇〇
貿易總額	額	四〇九一七	三三一一〇	三九〇〇三	六七三二八	五九一五〇

ラハダト ダーベル灣内に位し、前面にサカル島を控へ、最近までは當領の主要港の一をなして居たが、大規模な煙草栽培が止められてからは衰微して仕舞つた。ラハダト近傍の蘭人所有園は數百英反に亘つて護謨及古々椰子が栽培せられて居り、チンガニツバには古々椰子園がある。其の近傍の土地は殆ど小農所有者に依つて占められ(主として古々椰子栽培)、東部地方の肥沃な土地に通ずる道路網は非常に開けて居る。

タワオ カワイ灣の入口を扼し、北ボルネオの他の都市に比して著しく速な發展を示せる町である。同地方は多年間其の領有に就いて蘭領との間に紛争の種となつて居たのであるが、一八九二年頃に北ボルネオに屬するものと認められて同年以後植民地が樹立せられたのである。赤道から僅か二五〇哩しか離れてゐないが絶えず微風があり、氣候は比較的良好である。タワオの繁榮は一に農業にかゝり、廣漠たる面積の土地が護謨及古々椰子栽培に拂下げられてゐる。邦人關係の大農園としては日本産業(以前久原農園と稱す。栽培面積一護謨一二、八〇〇英反、マニラ麻九一四英反、椰子三〇〇六英反)及タワオ・エヌテート(舊奥村・窪田カム・バニ、租借地面積一八、〇〇〇英反)の農園がある。近隣の無限の木材資源は開發せられ居り、數年を出でずしてタワオは木材産業の中心地としてサンダカンと其の副を争はるに至るであらう。住民の大部は支那人にして日本人も其の數多く大約二百名を越へ、日本人植民地と稱せられてゐる程である。又ボルネオ水産株式會社も事務所を同地に置き活動してゐる。同地方の道路は比較的發達して居り、東方に直直ぐにマヌ河の方面に一六哩の道路が完成して居り、娯樂設備としては九カールのゴルフリンクス並に俱樂部がある。最近五箇年間に於けるタワオ港の貿易額を擧ぐれば次の如くである。

タワオ港貿易額表

貿易別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
輸入	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
輸出	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
貿易總額	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇

歴代總督表

1881 W. H. Treacher, C. M. G.	1907 E. P. Guertiz
1887 W. M. Groucher (Act.)	1910 A. C. Pearson (Act.)
1888 C. V. Oeangh, C. M. G.	1911 F. R. Ellis, C. M. G.
1895 L. P. Beaufort	1912 F. W. Fraser (Act.)
1900 Hugh Clifford, C. M. G.	1912 J. Scott Mason
1901 E. W. Birch, C. M. G.	1912-13 F. W. Fraser (Act.)
1904 E. P. Guertiz	1913 The Rt. Hon. Sir West
1907 Alex. Cook (Act.)	Ridgeway, G. C. B., G. M.
G. K. S. I. (Tempo.)	1926 F. W. Fraser, C. B. E. (Act.)
1913 G. W. C. Parr	1926 J. L. Humphreys, C. B. E.
1915 A. C. Pearson	1928 D. R. Maxwell (Act.)
1915-16 F. W. Fraser (Act.)	1929 J. L. Humphreys, C. M. G., C. B. E.
1916 A. C. Pearson	1929-30 D. R. Maxwell (Act.)
1919 F. W. Fraser (Act.)	1930 A. F. Richards
1919 A. C. Pearson, C. M. G.	1930 A. F. Richards
1922 H. W. L. Bunbury (Act.)	1930 C. F. C. Macaskie (Act.)
1922 F. W. Fraser (Act.)	1931 A. F. Richards
1922 Maj.-Gen. Sir William	1931-32 D. R. Maxwell (Act.)
Ryeroft, K. C. B., K. C. M. G.	1932-33 A. F. Richards, C. M. G.
1925 F. W. Fraser, C. B. E. (Act.)	1933-34 D. R. Maxwell (Act.)

度量衡 英領北ボルネオの度量衡は海峽植民地の制度と同様英本國の制度が通用して居るが、領内特有の制度も併用されてゐる。其の領内の度量衡とメートル制並本邦從來のものとの比較を示せば次の如くである。

單位名稱	命位	メートル制	日本との比較
長度			
一デナー(depah)	二ニエラ	一・二八二	米 〇・九一四
一エラ(ella)	二ニスタ	〇・九一四	米 〇・九一四
一ニスタ(hasta)	二ニヤンカル	〇・九一四	米 〇・九一四
一ニヤンカル(jankall)		〇・九一四	米 〇・九一四
乾量			
一ローヤン(koyan)	四〇ロタル	四〇・〇	石 一・六三三
一ロタル(pioul)	二〇ガント	二〇・〇	石 〇・八一七
一ガント	五チャパー	五・〇	石 〇・二〇五
一チャパー(chapah)	二ニウ	二・〇	石 〇・〇四二
一ニウ(pahu)		二・〇	石 〇・〇四二
重量			
一ケーヤン(keyan)	四〇ビクトル	四〇・〇	斤 一・三三三
一ビクトル(pioul)	一〇〇カティ	一〇〇・〇	斤 三・三三三
一カティ(catty)	一六タヒル	一六・〇	斤 一・一六六
一タヒル(tahil)		一六・〇	斤 一・一六六

領事館 英領北ボルネオには支那領事を除き、外國領事は駐在して居らぬ。英領北ボルネオ……雜

な。本邦にては當領は新嘉坡總領事館の管轄區域となつて居る。支那領事館はサンダカンに在る。因に本邦と同様當領を新嘉坡領事館の管轄區域として居る諸國は次の如くである。

佛蘭西、獨逸、和蘭、暹羅、米國

外人の入國及居住に関する事項
パスポート及上陸—北ボルネオに入國せんとする者は有效なパスポート或は亞細亞人に在りては國籍證明書を呈示するを要する。歐米人は各個人に於ては五〇弗及其の隨伴兒童各一人に付二〇弗以上の金子を所有しなれば上陸を拒絶せられる。又居住民以外にして領内を旅行する者は當局の許可なき限り鐵道、道路、船舶により達し得られる港或は場所以外を旅行する事が出来な。又當領内に五箇年以上居住し且つ永久に居住せんとする者に於ては當領に歸化を欲する者は先づ總督に對して請願書を呈出し、當領に對する忠順の宣誓をなし(但し一九三一年歸化法に基く手續を要す)、如上の手續料として請願書一弗、宣誓一弗、歸化證下附二五弗を要する。

定期刊行物 英領北ボルネオにて發行せらるる新聞・雜誌・定期刊行物と

しは
1. British North Borneo Herald 月二回
1. State of North Borneo, Official Gazette 月一回
の二者あるのみである。前者は新聞紙にして、後者は官報である。何れもサンダカンの政府印刷局から發行せられてゐる。豫約料金は前者にあつては年三五弗、半年二弗、後者にあつては年三弗、半年二弗、一部二五仙である。(但し官報と併發せる場合三弗五〇仙)

休祭日 一九三七年休祭日を示せば次の如くである。

新年 一月一日 支那人新年陰曆一月一日、二日、ハリ・ラヤ・ハジ(Hari Raya Haji)二月二十二日 受苦日及其の翌日三月二十六、二十七日 復活祭週月曜日三月二十九日 戴冠日五月十二日(臨時) 白月曜日五月十七日 帝國節五月二十四日 皇帝誕辰日六月九日 八月第一月曜日八月二日 勅許

狀下附記念日十一月一日ハリ・ラヤ・プササ(Hari Raya Pusa)十二月六日 クリスマス及其の次週月曜日十二月二十五、二十六日

主要會社名

本邦/英領北ボルネオ

總務機關

本邦/英領北ボルネオ

Anglo-Saxon Petroleum Co., Ltd.	Oil Prospecting.	St. Helen's Court, London, E. C. 3.
Argentine Land and Investment Co., Ltd.	Rubber	17, St. Swithin's Lane, E. C. 4.
Balkan and Kenya Extract Cutch Co., Ltd.	Cutch.	34, George Street, Glasgow.
Bangawan Rubber Estates, Rubber Ltd.	Rubber.	1 and 2, Great Winchester St., London, E. C. 2.
Beaufort Borneo Rubber Co., Ltd.	Rubber.	52-54, Gracechurch Street, London, E. C. 3.
Borneo Ginnemas, Ltd.	Ginenna Proprietors.	Jesselton, North Borneo.
Borneo Fishing Co.	Fishing.	Tawau, North Borneo.
Borneo Milling Co.	Milling.	Jesselton, North Borneo.
Borneo Siookusun Katsia, Ltd.	Rubber.	Sandakan, North Borneo.
British Borneo Para Rubber Co., Ltd.	Rubber.	87, West Regent Street, Glasgow.
British Borneo Timber Co., Ltd.	Timber and Shipbuilding.	1-4, Great Tower Street, London, E. C. 3.
Cheah, Leon Ghee and Co., Ltd.	Rubber.	Jesselton, North Borneo.
Cowie Harbour Coal Co., Ltd.	Coal.	1-4, Great Tower Street, London, E. C. 3.
Harrisons and Grosfield (Borneo), Ltd.	Agents and Merchants.	Sandakan, North Borneo.
Jesselton Ice and Power Co., Ltd.	Ice and Power, Motor Cars.	64-66, Market Square, Singapore, S. S.
Jesselton Sawmill (Tioo Seng Teck, Proprietor)	Sawmill.	Jesselton, North Borneo.

Kimanis Rubber, Ltd.	Rubber.	52-54, Gracechurch Street, London, E. C. 3.
Kubota Estate (Merguam).	Cocoanuts.	Kaiserstraat, 25, Leiden, Holland.
Lalad Daru Culture Mij.	Rubber and Cocoanuts.	Staple Hall, Stone House Court, Bishopsgate, London, E. C. 3.
Langkon North Borneo Rubber, Ltd.	Rubber.	4, Lloyd's Avenue, London, E. C. 3.
Larvas (Saravak) Rubber Estates, Ltd.	Rubber.	143-9, Fenchurch Street, London, E. C. 3.
Lok Kawi Rubber, Ltd.	Rubber.	Bridgewater Chambers, 6, Brown Street, Manchester Sandakan, North Borneo.
Lunmawang Rubber Co., Ltd.	Rubber.	5 & 7, Eastcheap, London, E. C. 3.
Manchester North Borneo Rubber, Ltd.	Rubber.	24, Rood Lane, London, E. C. 4.
Man Woo Loong and Co.	General Merchants.	Staple Hall, Stone House Court, Bishopsgate, London, E. C. 3.
Marudu Consolidated Estates, Ltd.	Rubber.	Staple Hall, Stone House Court, Bishopsgate, London, E. C. 3.
Marudu Rubber, Ltd.	Rubber.	Tokio, Japan.
Menakakt Estates, Ltd.	Rubber.	Staple Hall, Stone House Court, Bishopsgate, London, E. C. 3.
Nippon Industrial Co., Ltd. (Tawau Rubber Estate)	Rubber, Cocoanuts, Hemp.	20, Copthall Avenue, London, E. C. 2.
North Borneo State Rubber, Ltd.	Rubber.	2, De Const. Huygensstraat, 75, Amsterdam, W.
North Borneo Trading Co., Ltd.	Timber and Agents.	
N. V. Linkungan Borneo Rubber Mij.	Rubber.	
Okumura Kubota and Co.	Rubber and Cocoanuts.	

Rubber and Tropical Trust, Ltd.

Sabah Steamship Co. (1927), Ltd.

Sabias North Borneo Rubber, Ltd.

Sandakan Dispensary, Ltd.

Sandakan Estates, Ltd.

Sandakan Ice and Aerated Water Co., Ltd.

Sandakan Light and Power (1922), Ltd.

Sapong Rubber & Tobacco Estates, Ltd.

Sekong Rubber Co., Ltd.

Shing Kee Co.

Tawau Estate, Ltd.

Tengah-Nipah Coconut Estate, Ltd.

Tay Bee Yong Brothers.

Tenom Rubber Estates, Ltd.

Tuaran Rubber Estates, Ltd.

Tunah Valley Rubber, Ltd.

Yuen Fat Co., Ltd.

Yong Soon & Co.

Local Steamship Service.	Sandakan, North Borneo.
Rubber.	52-54, Gracechurch St. London, E. C. 3.
Chemists.	Sandakan, North Borneo.
Rubber.	Sandakan, North Borneo.
Cold Storage, &c.	Sandakan, North Borneo.
Light and Power.	St. George's Bldg. Hong Kong.
Rubber.	5, Great Tower Street, London, E. C. 3.
Rubber.	49-51, Eastcheap, London, E. C. 3.
Timber.	Sandakan, North Borneo.
Cocoanuts, Rubber, Hemp.	Tokio, Japan.
Merchants and Agents.	Jesselton and Sandakan North Borneo.
Rubber.	7, Royal Bank Place, Glasgow.
Rubber.	20, Copthall Avenue, London, E. C. 2.
Rubber.	Sandakan, North Borneo.
Timber, &c.	Sandakan, North Borneo.

Annual Reports (Annual).

Annual Reports (Annual).

英領北ボルネオ……雜

Annual Departmental Report.

Forest Department.	
Medical Dept.	
Territorial Customs Dept.	
Department of Agriculture.	
Survey Dept.	
Dept. of posts, Telegraphs and telephones.	
Territorial Dept.	
Beech, Mervyn W. :- Tidong Dialects of Borneo (The). 1908.	
Boyle, F. :- Adventures among the Dyaks of Borneo. 1865.	
British North Borneo:- Post and Telegraph Guide, 1922.	
British North Borneo:- Timber and jungle Produce Ordinance (The), 1916.	
Bruce, C. :- Twenty Years in Borneo. 1924.	
Census Report 1921, 31, State of North Borneo.	
Cook, O. :- Borneo: The Stealer of Hearts. 1924.	
Enriquez, C. M. D. :- Kinabalu, the Haunted Mountain of Borneo. 1927.	
Evans, Ivor H. N. :- Among Primitive People in Borneo. 1922.	
Evans, Ivor H. N. :- Studies in Religion, Folk-Lore, Custom in British North Borneo and the Malay Peninsula. 1923.	
Foxworthy, F. W. :- Bulletin of Department of Forestry, Nos. 1, 2 & 3, 1916 & 1917.	
Gomes, F. H. :- Seventeen Years among the Sea Dyaks of Borneo. 1911.	
Green, E. :- Borneo: The Land of River and Palm. 1919.	
Gudgeon, L. W. W. :- Peeps at Many Land, British North Borneo. 1913.	
Handbook of the State of British North Borneo. 1921, 29, 34.	
Hutton, F. :- North Borneo; Explorations and Adventures on the Equator, 1885.	
Hose, C. & McDougall, W. :- Pagan Tribes of Borneo (The). 1912.	
Information relating to the State of North Borneo. 1923.	
John, S. St. :- Life in the Forests of the Far East; or Travels in Northern Borneo. 1863.	

Keppel, C. H. :- Expedition to Borneo of H. M. S. Dido for the Suppression of Piracy (The). 1846.
 Manual of Statistics relating to British North Borneo. 1915.
 Memorandum and Articles of Association of Kibota Company, Limited, 1929.
 Noble, J. :- Notes sur Borneo.
 North Borneo Civil Service List (Annual).
 Ordinance and Rules passed during each year since 1915 (Annual).
 Roth, H. L. :- Natives of Sarawak and British North Borneo. 1896.
 Rutler, O. :- British North Borneo. 1922.
 Rutler, O. :- Dragon of Kinabalu (The). 1923.
 Rutler, O. :- Pagans of North Borneo (The). 1929.
 Sheilford, Robert W. G. :- Naturalist in Borneo (A). 1917.
 Skipper, M. :- Meeting-Pool: a Tale of Borneo (The). 1929.
 Supplement to the Official Gazette (Annual).
 Widdowell, J. :- Exploration of Mount Kinabalu, North. Borneo. 1893.

英領北ボルネオ・米領フィリピン邦人企業調査 (鶴中壽差著) 昭和二年
 (官房調査課編)
 比律賓・ボルネオ並にセレベス近海に於ける漁業試験報告 昭和三年
 (臺灣總督府水産試験船波海丸調査)
 英領北ボルネオ事情(華南銀行編) 昭和五年
 蘭領印度に於ける金融狀況(臺灣銀行編) 昭和六年
 附 英領北ボルネオ金融概況

【英領北ボルネオ 續】

英領北ボルネオ(移民地事情第十八卷)(外務省通商局編) 昭和三年
 英領北ボルネオ現行土地法(商工省商務局編) 昭和四年
 神祕島英領北ボルネオ(商工省商務局編) 昭和五年
 南洋ボルネオ島の産業(農商務省山林局編) 大正七年
 邦人發見地としての北ボルネオ(三藤五郎著) 昭和七年
 英領北ボルネオ事情(外務省通商局編) 昭和七年
 英領北ボルネオ産業關係法規(拓務省拓務局編) 昭和九年
 英領北ボルネオ・タワヤ地方事情(拓務省拓務局編) 昭和九年
 南安那及南洋調査書(臺灣總督府官房調査課編)
 英領北ボルネオ並に馬來半島調査報告書(南洋公司編) 大正六年
 英領北ボルネオ事情(官房調査課編) 大正十一年
 英領北ボルネオ要覽(官房調査課編)
 英領北ボルネオ・タワヤ地方に於ける椰子栽培業 大正十五年

サ ラ ワ ク

(附) ブ ル ネ イ

サラワク

地理

位置・面積・山岳・河川・気象

一 位置・面積

サラワクは、ボルネオ島の北西岸にあり、長さ四五〇哩内外幅四〇哩乃至一〇〇哩に亘る地帯で、即ち北緯約一度から五度、東經百九度四十分から百十六度に及び、その面積一二九、四九五平方浬(五〇、〇〇〇平方哩内外)、海岸線は單調なるため約四百哩に過ぎない。東・西・南の三方は蘭領ボルネオと接し北東方は英領北ボルネオに接し、北西方は支那海に面してゐる。尙本領域中北東端にある楔形の一小地域は英國保護下のブルネイ王国である。

(備考) サラワクの面積に就ては未だ精査すべき調査はないが、本編には最近行政年報所掲の数字を採用する事とした。

二 山岳・河川

山岳 東の方、英領北ボルネオに接觸して聳ゆるガラ峰(Gara Pe)を起點として約十九箇の諸山は東北より西南に連亘して英・蘭國境を形成し、兼てボルネオ諸大河の分水嶺を成す。ポー山(Mt. Poe)は其の終端に立ち峨々たる六千呎の姿に掉尾の雄を顯はしてゐる。其の山裾の海に浸る所をダトー岬(C. Dato)と云ふ。内地の山岳は東北部に多いが中央部は少く西方部に至つて稍増加し、就中東北部のムル山(Mt. Malu)は最高にして高さ九千呎と稱せらる。

河川 當領には河川頗る多く、外國貿易に就航する大型船舶を出入せしむるものもあり、交通の利便を提供してゐること頗る大である。その主要な

サラワク……地理

サラワク統計摘要

一、面積	一二九、四九五平方浬		
經緯度	北緯 約一度—五度		
	東經 一〇九度四〇分—一一六度		
二、人口	四四二、九〇〇人		
密度(每方浬)	三・四三		
三、行政	主要種族 馬來人、其他土著種族、支那人		
	現國王は His Highness Charles Vyner Brooke である。全領域を分つて四管區(Divisions)となし、更に之を各々數箇の郡(Districts)に區分す。尙別に Out-Station を置いてゐる。		
四、財政	歳入	歳出	總計
	一九三五年 五〇六、七二四	四三三、七〇三	九三九、九六六
	一九三四年 三三九、九四〇	二四六、〇〇三	七四八、五五三
	一九三三年 一六四、八〇九	三、一九、六四三	四六三、一八五
	一九三二年 一八二、一五三	二四、五七五	六三九、二二六
五、貿易	輸入	輸出	出超
	一九三四年 一三九、九四〇	二四六、〇〇三	七四八、五五三
	一九三五年 一六四、八〇九	三、一九、六四三	四六三、一八五
	一九三二年 一八二、一五三	二四、五七五	六三九、二二六

るはレシヤン河(Rajang R.)、ランタン河(Baram R.)、バタンルバー河(Batang Lupat R.)及びランバン河(Limbang R.)がある。前者レシヤン河は海岸より六十哩隔たるシブー(Shibui)迄千五百噸の汽船、又海岸より百五十哩のカピト(Kapit)迄小汽船を通航せしめ、次いでバラム河は百哩の地點迄小汽船を通航せしむることが出来る。各河口には砂洲があるため大型汽船の入航は阻止せられてゐる。

首都クチンはサラワク河(Sarawak R.)上流二十哩の地點にあり、其處迄千五百噸長さ二五〇呎の汽船を通航せしめ、更に其の手前河口より十一哩に在るブンディン(Bunding)は大型汽船を碇泊せしむるに便である。

三 氣象

概要 當國も南洋各地に於けるが如く雨期と乾期とに分れてゐる。十月頃より三月に至る北東モンスーン(季節風)季には降水多く、就中十二月、一月、二月の各月は毎年多量の降水を見る。之に反して四月以降九月迄の南西モンスーン季には漸次降水量を減じ、七月には最少を示し、爾後少量宛降水を増加する。降水も稀には連日に亘ることもあるが、概ね驟雨で、降水前塵雷鳴を齎し、奥地では稀に雹の降ることすらある。

又北東モンスーン季には、風雨相當烈しきも陸上の被害は左程でもない。唯當國の港は大部分天然の障壁を缺く河口に位するのみならず、概して北方に露出する爲、此の季節には中北部の海港は何れも船舶の出入頗る困難である。

氣温 クチンに於ては概して華氏七十二、三度より九十一、二度に上り之より上下することは極めて稀である。但し同地は海岸に近く従て海洋風の爲多少炎暑を緩和せらるべく、之に反し奥地レシヤン河上流地方は温度多少

より禱來彼が一生を通じて爲せる言行に見ても、又誠心誠意一貫して其の生民を愛撫し死に到る迄自己の一身を顧みること無きは、之を證して餘りありと謂ふことが出来る。彼起つて沙國の擾亂鎮定に當るや、彼と行動を共にせる英人船員十名と共に砲二門を曳き馬來人、ダイヤ族、支那人の混成隊を編成して、常に自ら其の陣頭に立ち能く戦ひ論ずるに利害を以てし、誠意其の生民の幸福に力めたるが故に彼等土民はブルークの偉大なる人格に化せられ、其の信頼する所となり、多年に亘りて腥風血雨、徒に争鬭を事とし、地に平和を見なかつた叛亂も忽ち平靜に歸し、茲にサラワクは再び靜謐を樂しむ大地に挽回せられたのである。

茲に於て彼の奸佞にして冷酷なるマコタは彼の功を嫉むこと甚だしく之を除かんと企て、先づ其の通譯の食物に砒素を混じて毒殺せんとせるも、發覺してブルークの知る所となり、ブルーク大いに怒りロイヤリストに砲陣を敷き其の砲口を擬してラジヤ・ムダ・アシムに會見し、直にマコタを國外に放逐しジェームズ・ブルークは初めてラジヤの尊稱を得てサラワクの總督となつた。これ實に一八四一年九月二十四日の事で、サラワク王國建國の基礎は茲に成就した。

當時サラワクはダトウ岬よりサドン河に至る僅少なる地域に限られ、主としてルンゾ、サラワク、サマラハン諸河の流域にして略三千方哩、現在のサラワクプロバートと稱する地方のみであつた。而してサラワク以外の地方は、各地に首領があり恰も群雄割據の状態であつたが、ブルークの勢力は次第に其の遠近を壓倒するに及び、ブルークの利害は遂に衝突して一八四六年遂に其の宗主權より脱して獨立を宣言せしむるに至つた。

斯くてジェームズ・ブルークは、一八四八年ウキトリア女皇よりナイトの稱號を賜はつた。

一八五〇年サラワクは亞米利加合衆國により獨立國の承認を受けた。
一八六一年サドン河よりケドワロン岬に至る一帯の河川及土地を含む讓渡がブルーク王から爲された。
一八六八年サー・ジェームズ・ブルーク(勳功に對しK.C.B.の稱號を賜は

つた)は英國に薨去し、その甥チャールズ・ブルークが王位を繼承した。
初めて郡に分割されたのは一八七三年六月のことで、夫々第一、第二、第三の三管區が設けられ、各レシデントの管轄に屬した。

一八八二年ケドワロン岬とバラム河(同河の北東部にある海岸數哩を含む)に跨る一百哩の海岸線と之に附屬する土地がサー・チャールズ・ブルークにより獲得された。又一八八五年にはブルークの北方に在るトウルサン河が其後の讓渡によつて獲られた。

一八八七年サー・チャールズ・ブルークが英國訪問中協商の結果、翌一八八八年六月十四日サラワク國は英國の保護を承認された。英國との保護條約によれば、サラワク國は國王によつて統治され、英國政府に於てはサラワク國統治者の王位繼承權に關して發生する問題以外内政上の問題には何等干渉する權限を賦與されてゐない。然し英國政府はサラワク國と諸外國との關係に干與する權限を保留して居り、英國臣民は最惠國條約による待遇を付與されてゐる。

一八九〇年サー・チャールズ・ブルークはリムバン河を併合し、一九〇五年ラクス河は英本國政府との諒解の下に英領北ボルネオ勸許會社よりラクス河一帯を買收した。

一九〇五年及一九一二年の二間に第四及第五管區が設定されたが、兩者は一九三三年に合併され、改めて第四管區と呼稱する様になつた。

斯くてサー・チャールズ・ブルークは一九一七年英國に薨去し、その嗣子サー・チャールズ・ヴァイナー・ブルークが同年五月サラワク國王第三世に即位した。

人口・住民

人口一住民(馬來人・其他の土着種族)支那人(其他の住民)一官廳

一人人口

人口に就ては國勢調査其他の統計が存在せぬから之を窺知すること困難である。最近「サラワク一九三五年行政年報」中初めて人口の章下に推定人口は四十四萬二千九百人と發表されたが、サラワクの人口に關し發表せられたものでは恐らく之が最新のものであらう。

地方別人口及密度——今行政管區別に表記すれば次の如くである。

地方別	人口
第一行政管區	115,000
第二行政管區	87,000
第三行政管區	125,000
第四行政管區	107,000
計	434,000

斯くの如く人口四十四萬二千九百人とすれば、面積五萬平方哩に對し每平方哩當りの人口密度は平均八・八六となる。

地方別分布狀況——土着種族の主なるものに付地方別分布狀況を見るに、

- 第一管區 馬來人及ランドダイヤ
- 第二管區 馬來人、シィダイヤ
- 第三管區 馬來人、シィダイヤ、カナン、ケンヤ、ブナン
- 第四管區 奧地、カナン、ケンヤ、ブナン
- ビントウル郡 馬來人、メラナウ、シィダイヤ、カナン及ブナン
- バラム郡 馬來人、シィダイヤ、カナン、ケンヤ、ブナン、カジャン及同族

サラワク……人口・住民

二住民

人口四十四萬の内容は頗る多種多様であるが、其中馬來人、其他の土着種族、支那人、其他に分ち之を概説すれば次の如くである。

馬來人 馬來人はサラワクの土着種族中尤なるもので、大多數の政廳土人官吏に拔擢されてゐるのも此の種族からである。サラワクの馬來人は無論回教徒である。

サラワク馬來人は元々農夫であるが、海岸に住んでゐる者は往々漁業と農業とを兼營してゐる。奥地の異教徒族と交易して生活の資を得るものもあるかと思へば、稍教養ある馬來人の多くは政廳、商會社又は個人商店に備はれ月給取をしてゐる。併し、概括すれば馬來人は上層より下層に至るまで總て土地に依存した生活をしてゐると云つても好い。彼等の生活標準は西歐式考へ方に従へば高くはなく、譬へ最も富裕な馬來人でさへ比較的簡易生活を以て居り、百姓等は食物及被服類を除いて殆ど慾求はなく頗る簡素に満足してゐる。之に反して、彼等の教養の程度は他の土着の種族に比較して高級であり、サラワクに於ける馬來人の大多數は讀み書きが出来る。又文字通りの馬來藝術と云ふものはないが、織物や大工の如き特殊の手工に長じてゐる。尙種族としては保守的であるが同時に又開豁的でもある。

馬來人はしつかりした建築で、簡単な意匠を帯べる家屋に住居してゐる。通例木造で、屋根板には硬材を使用してゐる。併し貧民階級に屬する家屋に於ては壁にはカジャン(土語)を、家根には棕櫚の葉アタツ(土語)が使はれてゐる。極度に簡單なものは、家屋は氣候に適する様に選ばれて、殆ど例外無く柱材と組材には硬材が使はれて居り、其の壽命は長命である。保健の點から云へば、馬來人家屋は常に清潔を保ち易く而も光線と空氣を通じ易い

リムバン及ラクス郡 馬來人、シィダイヤ、ムルツト、ケラピト、ケダヤ

(備考) 國勢調査は一九三三年に行はれる豫定になつてゐるが經費の都合により延期されまはに行れてゐない。

爲先づ完全と云つてもよい。又馬來人村落は通常潮河の岸に沿つて建てられ

てゐるので、衛生上何等大なる問題を惹起してゐない。

馬來人の最大集團地は、第一管區のクチン、サマラハン及サドン、第二管

區のシマンガン、サリバス及カラカ地方、第三管區のシブ及ピナタン並に第

四管區のバラム、リムバン及スンダルの各地である。

其他の土着種族 サラワクの非馬來土着種族の主なるものはライドダイ

ヤ、シーダイヤ、メラナウ、ケンヤー及カンヤで、是等は皆メラナウ族を除

き五家族乃至五十家族以上にもなるが、長屋式家屋に一諸に住んでゐる。就

中最大且つ最上の長屋はカンヤ族及同族によつて建築されたものである。家

屋は六百人の多数を擁し、時として一聯の長屋より成る部落は總員二千五百

この長屋は普通木造で、扉があり又時には床がある。用材は内地に多量に

存在し非常に耐久力のある硬材ブリアン(土語)で、又同材料で屋根を葺いて

ある。各長屋には数多の戸即ち室があり、その各室に一家族を收容してゐる

に違ふ。

上述の土着種族を一般に「蕃族」と看做すことは誤謬で、實際彼等は野蕃で

なく譬へ異教徒で無學ではあるが、平和に生活してゐて彼等の間に於ける犯

罪は稀である。農業と狩獵並に林産物を交易して生計を維持してゐるが、又

大規模に護謨を生産してゐて、本領中の護謨園の約一半は彼等によつて所有

されてゐる。

就中最も重要なものはシーダイヤで、其の家屋は屢山頂に築かれてゐるラ

ンドダイヤに相對して殆ど皆河岸に建てられてゐる性である。前記シーダイヤは

第二管區及第三管區に居住し、現在は相當多數第四管區に移住しつゝあり、

移住に際しては政府の支配を受けてゐる。シーダイヤは彼等の酋長に對して

は餘り敬意を有しないが、馬來人及歐人官吏の言を好く聽き命令に從てゐ

る。頗る男性的で寧ろ瘴癘な種族であるが、それにも拘らず統治には頗る從

順で、行政上何等の支障を惹起してはゐない。首狩りは全く後を絶え、現在

海岸村落に住んでゐて、同國サゴ輸出の殆ど全部の生産に従事してゐる。又

船員及漁夫としても著名で、外見は他の何れの異教徒種族よりも馬來人に似

通つてゐる。

尙カンヤ、ケンヤー及同族は大多數第四管區、特にバラム及ティンジャル

(Tjilar) 兩河に發見される。而已ならず、第三管區の奥地に居住してゐる。

是等の種族は決して首狩りをやらない極めて平和な民で、既に永年に亘つて

忠勤を盡して居り、優良なる市民である。手工に秀でゐるのも右種族でそ

の彫刻や類似の工藝品は何れの標準に比較しても優良である。

支那人 支那人數に就ては未だ信憑すべき國勢調査は行はれてゐない

が、その數十萬を餘り下らぬことは明かである。次は主要五大系統別支那人

の分布状況並に主なる職業を示せば次の通りである。

系統別	分布地域	主要職業
暹羅	クチン及全土	貿易
潮州	レジャン河及バラム	農業
廣東	クチン、シマンガン及全土	貿易
客家	サリケイ、ミリ	農業及ミリ油田に於ける雜役
客	全土	農業

前表は、サラワクに於ける支那人の活動状況を示したものであるが、馬來

群島の他の國々に於けると同様に、同國の繁榮は主に彼等の勤勞によるもの

と云ふことが出来る。輸出入貿易の大部分は支那人の掌中にあるのみならず

金・胡椒の如き重要商品の生産に缺くべからざるは勿論であるが、尙護謨事業

以外領内住民に開かれてゐる殆どあらゆる職業に従事してゐる。

其他の住民 其他の住民には歐洲人、印度人、日本人及爪哇人がある。

サラワクには約三九〇人の歐洲人が居り、官吏、商會社又は農園使用人及

各基督教ミツシヨンの傳道員並に家族より成立つてゐる。獨立營業してゐる

もの或は定まつた職業を有しない歐人は皆無である。

マドゥラス省より來てゐる印度人商人は小人數宛國內到る處に擴がつて居

り、各バザーには尠く共通印度人の經營する一、二の店舗が存在する。尙

日本人は約一四〇人を算し、大抵クチン市郊外に居住し商業或は護謨園に従

事してゐる。

又小數の爪哇人が護謨園勞働のために渡來した儘本領に定住する事にな

り、現在は米作又は他の農作に従事してゐる。

尙在留邦人職業別人口に就ては英領馬來編「人口の部」參照。

言語 以上當國住民に就て一言したが、次に言語に就て見るに、同種族

必ずしも同一言語を使用せぬ場合もあるが、大體上掲各種族は各々共通固有

語を有すると見て差支へない。但し支那人の場合は福建人と嘉應州人又は廣

東人等と云ふ風に何れも全然異なり例外である。其他土人を通じ、海岸地

は馬來語、又内地はダイヤ語が各々比較的に廣く適用する。又各種族の言語

中にも馬來語に類するものが相當あるものゝ様である。

教育・衛生

教育一衛生

一 教育

サラワクの學校は大様次の通りに分類される。即ち(一)英語學校(二)ミツシヨ

ンによつて經營されるもの(三)支那語學校(在留支那人の經營に係るものと

ミツシヨンによつて行はれ居るもの(四)土語學校(政府によつて直轄せられ

てゐるもの)がある。尙其他の學校としてタミール人子弟の爲タミール語學

校、ダイヤ族の爲ダイヤ語學校が各々一校存在したが、前者は一九三一年、後

者は一九三三年に夫々經營難から閉鎖された。

英語學校 English School と呼び、就中最大なるはクチンに所在してゐ

サラワク……教育・衛生

出所：サラワク行政年報

種別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
ミツシヨン(S.P.G.)	11	11	11	11	11
同 (B.C.)	11	11	11	11	11
同 (S.D.A.)	1	1	1	1	1
同 (B.E.)	1	1	1	1	1
支那語學校	5	5	5	5	5
土語學校	3	3	3	3	3
ダイヤ學校	1	1	1	1	1
計	11	11	11	11	11

種別學校數表

上級試験 支那人(男)九

下級試験 支那人(男)一三、馬來人(男)一、歐亞混血人(男)一、ダイヤ族(女)二

豫備試験 支那人(男)二、支那人(女)一、歐亞混血人(女)一

果教育の標準は著しく向上したと言はれてゐる。現在學校數は五一校に達し、

是等は何れも基督教各派ミツシヨンに依て管理されてゐる。

支那語學校 此の種學校に對し適當な管理をなすことは甚だ困難な問題

で、一九三三年教育局長廢止後、その所管事務は華民保護局長に委任される

事となつた。現在學校數は一二校にして年々増加の傾向にある。その中六

七校は政府よりの補助金を受けてゐる。その主なるものに福建學校、同女學

校、大同學校、公民學校、民德學校等がある。支那人學校は定期に檢査を受

け、其の結果多數學校中補助金の交付を受けざる小規模學校に至る迄頗る好

成績であつた。又支那人學校毎日平均出席者數は六、二七で、就中一、七六

五は女子兒童である。尙登記された支那人教師數は一五四人で、此の中五四

人はサラワクに於て出生し且つ教育を受けたものである。

因に一九三五年中ケムブリツチ地方試験に合格せるものゝ數は次の様であ

教育費・補助金表

單位ニ海峽聯邦
出所ニサラワク行政年報

摘要	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
教育費	1,001,940	1,180,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
補助金	9,111,000	7,620,000	6,900,000	6,900,000	6,750,000

二 衛生

サラワクは、既に氣象の部に於て述べたるが如く、暑くして濕潤である。乾燥期と雨期の區別はあるが、概して春夏秋冬の變化なく一年を通じて殆ど同様である。南洋特有の單調なる氣候を脱し得ないが、一般に凌ぎ易く健康地と謂はれてゐる。

出生・死亡數 既説の如く、サラワクには未だ國勢調査と稱する程のものはなく、從て衛生に關する統計も不足不備たるを免れない。出生・死亡に關する届出を嚴重に勵行せしむる様督勵が加へられなければ到底其の實現は不可能である。

次に最近五箇年間に於ける出生・死亡登錄數を表記すれば次の如くである。

摘要	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
出生數	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
死亡數	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500

諸疾病 最近サラワクに於ける傳染病其他の疾病狀況を見るに、過去二十年間サラワクに知られなかつたチフテリアが一九三五年末に發生を見た。是は恐らく近隣諸港よりの移入民によつて齎されたものと考へられる。クチンでは一四二、レジャン河に沿ふステーションでは二四を記録し、尙本病のため成人一名、幼児四名が死亡した。

流行性感冒も輕微に發生を見、クチンでは七七五、アウトステーションでは一、五七八人の患者を記録した。

政治

總説―統治組織國會―行政委員會―其他の機關―立法―行政官署(一覽)―司法

一 總説

サラワク國は、今日一の獨立國として英國政府の認むる所となつてゐる。抑々英國政府がサラワクを一獨立國と認むる様になつたのは一八六三年で、翌一八六四年には領事を任命しサラワクに駐在せしめた。併しサラワクが一獨立國として英國の保護を加へらるゝ様になつたのは一八八八年で、同年サラワク王國と英國政府との現在の關係を規定する條約が締結せられたのである。右條約中最も重要な第一條で其中に「サラワクは、ラジャ・ブルック及彼の後繼者により大不烈願國保護の下に獨立國として統治せらるべし。而して英國政府のサラワクに對して與ふる保護は、本條約に規定せられる以外、サラワクの内政に干渉すべき何等の權限を意味するものに非ず」と規定し、其他の條項に於て、英國政府は王位繼承の問題を決定する權限、並にサラワク王國と諸外國との外交關係を處理すべき權限を保留してゐる。其他、サラワクに英國領事を派遣する事の權利、英國臣民と、其の行ふ所の通商航海は、最惠國民の享受するものと同等のものであること等が規定せられてゐる。尙該條約によると、サラワク王國は英國政府の同意あるに非ずんば、其の領土の全部又は一部分を外國に割與する事が出来ないことになつてゐる。

二 統治組織

サラワクに於てはラジャ(以下國王と稱す)は最高統治者であり、唯一の立法機關である。然し乍ら國王が政務を執行するに當つては次に掲ぐる三機關に諮問する事になつてゐる。

- 1 最高國務會議 (The Supreme Council) 2 國會 (The Council Negri) 3 行政委員會 (The Committee of Administration)

サラワク……政治

當領にはベスト、天然痘及コレラの如き流行病は全く發生しなかつた。マテリア羅病患者數は八九六名、その中クチンには一、二名、パウ三二五名、シブー一二三名、ミリに七七名發生し、殘りは小アウトステーションで發生したものである。

一九三五年中種痘を受けたもの四三、四七〇名であつた。

醫療施設 病院設備―サラワクには、官立病院、刑務所、警察署及衛戍病院、施療院、精神病院、癩治療所等があり、主としてクチン市にあるが、別にパウ、サドン、シマンガン、レジャン、シブー、ムカー、ピンツール、バラム、ミリ、リムベン等の各地に病院又は施療院があり、何れも醫務保健局の管理に屬する。尙日沙商會經營のサマラハン農園には園醫を置いて治療に従事せしめてゐる。

患者數―官立病院の取扱へる入院患者數は、クチン病院に於て一、九九九名(一九三四年は一、八七四名)、シブー病院七四九名(一九三四年六三七名)であるが、之に對して外來患者數は夫々六、六六七名及二、九八二名にして、其他官立病院に於ける同取扱者總數は二〇、四一七名に達してゐる。尙クチン及シブー以外に於ける官立病院の入院患者數は四〇九名で、退院したもの三七二名であつた。

尙ハリソン・スミス教授基金の下にバラムに於て醫療を受けた外來患者は四八八名、入院患者一〇名であつた。又ミリのサラワク油田會社に於ける公用入院患者一八二名、外來患者一、六〇九名に達してゐる。

又精神病院の入院患者は一九三五年八三名で、同年末現在に於ける同患者總數は一〇九名(一九三四年九一名)であつた。

1 諮問機關

最高國務會議 此の會議はサー・ジェームズ・ブルックが一八五五年に創設したものである。同年以降、該會議は不定期に開かれ、議事は記録せられる習慣で、一八七〇年以後は官報に依り發表せられてゐる。議員は國王によつて任命せられ、現在は二名の歐洲人(一名は書記長官、他の一名は財務局長)と、クチン市に在住する五名の馬來人議員によつて組織せられてゐる。併し此の會議を規定する法律も、本會議の義務權限に就ても何等規定せられてゐるものがない。前述の如く此の會議は單に諮問機關に過ぎず、法律は一般に國王の制定したる法律(Ordre by H. H. the Rajah)となつてゐる。兎に角、此の國務會議と云ふのは純粹なる立法機關では勿論ないが立法上の諮問機關でもない。立法・行政其他の一般統治上必要な事項に關し、王の諮問に應ずる爲の機關である。現今此の國務會議は公式のものを開いてゐない。記録をとつた最後の公式の會議は一九二七年にも行はれてゐる。然し非公式の國務會議は今日と雖も開かれてゐないと云ふ譯ではない。例へば、王は毎週月曜・木曜に登壇する習ひであるが、其の際には先づ書記長官に會ひ國務會議の議員たる馬來人と談話を交換し、然る後王は書記長官と兩名にて政務を親裁する事になる。非公式と言ふべき國務會議に於ては、土人事務局長は議員に非ざるにも拘らず招集されるが、議員たる財務局長は出席しないのが普通である。

國會 此處に國會と稱するは、サラワクの全體會議であつて、第一世國王たるサー・ジェームズ・ブルックが一八六七年に設立したもので、同年の第一國會に於て之に關する規定が成立した。會の目的に就ては右規定の第一條に於て次の如く述べられてゐる。即ち

「國會の目的は、サラワク王の支配下に於ける各地方住民に關し一般的に必要な諸問題を審議するにあり、諸種族間に於ける法律習慣の相違より生ずる衝突論争を調整する事に付方法を提出す事も目的の一である。是等の問題に就て出席議員の多數が或る決定をなし、且つ其の決定が王又は政府に於ける王の代表者の承認を得れば、其の決定、例へば決定せられたる習慣は法律となり、議事録に登載されるものである。」云々。

國會は四十七名の議員より成り、中十九名が歐洲人、二十八名が馬來人である。馬來人議員はサラワクの各地に散在する土人酋長又は主なる土人官吏である。歐洲人はサラワク高等文官中に於ける先任官吏である。庶民の代表者は議員中に加へられてゐない。會議は普通三年一回開催され、一八七三年以後に於ける會議の内容は、大體に於て其の直前に於ける會議以後に於ける國內の事件、之に對する政府の措置に關する報告から成立つて居る。尤も一九一八年の會合の場合に於ては王は王位繼承に就て會衆の前に宣誓をなしたと云ふ様な事があった。其の他は前述の如く、一般會議に際し習慣を法律に改めると云ふが如きことがあつても、會議の内容其の物は決して重要なものではない。畢竟、此の會議は平常殆ど會合の機会と、意志の疏通を圖る便宜を有せざる諸々の地方に於ける代表者を一堂に集めると云ふ意味に於て大なる政治的效果を有するものである。

行政委員會 本委員會は、既に一八七四年に存在し、其の主たる職分は王の不在中王に代つて政治を行ふにあつた。然るに一九一五年に於ては王の不在中政治を代行するの外、王がサラワクに滞在する時に於ても施政上の諸問題に付諮問に應ずる様に機能が改められた。然るに一九二一年に於ては、本委員會は殆ど廢絶せられたる形となり、一九二四年には命令によつて廢止せられたるものが、一九二五年には再組織せられる事になつた。現在に於ける行政委員會の組織職能は一九三六年四月二十二日發布せられた法律第C—一號に規定せられて居る處であつて、其の大意は次の如きものである。即ち、行政委員會は王に王太子の不在中政治を代行し、且つ王がサラワク國に滞在する時と雖も、施政上の諸問題に付國王の諮問に應ずるのである。但し此の權利に就ては次の如き制限が置かれてゐる。即ち、(1)王の不在中法律を制定する場合は、其の制定が緊急止むを得ないものである事、法案の決定に際しては、出席委員の少くとも三分の二が該案に賛成である事、(2)王の不在中に於ける官吏の任命は暫定的にして、事務王の承諾を俟つて初めて確定する事等である。

次に委員の構成に就て云へば、委員は普通委員と諮問委員とより成る。普

り、右所在地及宛名は (Sarawak Government Office, Millbank House, Westminster, S. W.) P. 460.

三 立 法

サラワクには、他の英領植民地に於けるが如き立法會議と云ふものはな。既に述べた如く法律(Ordinances)と謂ふを制定するものは王のみである。サラワクに於ては王は凡ての法令の根源である。然し、實際問題としては凡て法令は法令の知識ある官吏が夫々の局に於て打合せ立案し、更に之を關係部に附議し、最後に行政委員會に諮問することによつて王が決定するに至るものである。高等法院長が行政委員其他の資格に於て立案に参加すること勿論である。

凡て法令の形式的根源は王そのものであるが、法令の實質的内容は次に舉ぐる四から成立つてゐる。

(一) 成文法 法律(Ordinances)、規則(Rules)、條令(Regulations)より成立つてゐる。是等は共に王の制定するものである。既に述べたが如く、以前サラワクに於ける法律は極めて簡單なる形式を以て、極めて簡單に立案されたものであつた。一九二二年に於て政府は是等の法律を編纂し、青色法律書(Green Order Book)として公表したのである。次いで一九二七年政府は當時行はれてゐる凡ての法律、並に改正を加へられたる法律を纏めたる法律全書を公にする計畫を樹て、此の計畫を實行する爲に、現行法律並に改正法律を編纂し、赤表紙の假綴書—Red Bookといふ—を公にした。Red Bookの公表後、政府は一九三三年に其の中に包含せざりし法令にして、當時尙有效なる法律を纏めて Green Order Book の改版として公にした。青色法律書は名は法律書であるが、中には雜多なる問題を取扱ひ、法令の種類如きも或る物は法律であり、或る他の者は規則又は條令に過ぎないものもある。何故に斯く多種多様な要素を一冊中に編纂したかと云ふに、サラワクに於ては王が法律法令の唯一の根源であるからである。

前記 Red Book は、一九二七年及それ以後に於て制定せられたる一切の法

通委員はサラワク高等文官中より王の任命したる歐人、諮問委員は王の任命したる歐人、馬來人、支那人及其他の亞細亞人である。諮問委員は必ずしも官吏たることを必要としない。現在は二名の馬來人、一名の支那人を以て構成してゐる。普通委員の数は現在九名にして、何れも歐人官吏である。是等の委員は王の嘉納する期間のみ在住する。委員會の會長は書記長官で、彼は必要と信ずる場合には何時にても委員會を開催する事が出来る。然し法律に於ては毎月少くとも一回開催する事になつてゐる。

次に委員會の権限に就て云へば大要次の如くである。(1)委員會は、一般施政上の問題に付意見を開陳し得る。(2)凡ての法令、書記長官に提出せらるべき月報、年報、書記長官又は委員が委員會に附議すべしと信ずる事項は、委員會の議に附せられなければならない。又委員會中には財務委員會と稱する小委員會がある。此の小委員會は、少くとも三名の委員より成り、財務委員として別に國王より辭令を受ける。財務委員の委員長は書記長官である。本財務委員會は、財政問題が喧しく唱へられたる一九三〇年に於て國王が設けたもので、一九三四年には公に法律によつて構成するに至つたものである。現在、該小委員會は四名の歐人官吏を以て組織されてゐる。其の主たる任務は、政府の爲に財源を發見する事、國庫金の使途に付國王にアドヴァイスすること、歳入歳出豫算の編成、財政政策に付國王に建言すること等である。

2 其他の機關

以上述べたる三機關の外、王の政務執行の機關として任免委員會 (The Promotions Board) と入札委員會 (The Tenders Board) とがあり、前者は文官の俸給・賜假・懲罰・其他の官吏の身分待遇に關する事務を掌り、後者は政府との間に行はれる請負契約の事務を掌る。

尙外交問題に就ては、英國代理官 (British Agent) とする海峽植民地總督の指揮を仰ぐ事になつて居り、英領北ボルネオの場合と同様である。

英本國に於ける機關——英京倫敦にはサラワク政府の出張所が設けられて居り、サラワク政府代理員 (Sarawak Government Agent in England) が任命して居る。昔てサラワクに在つて樞要なる政務に參照せる人を以て之に當て居

律を編纂したのである。此の法律書中に於ける法律は、問題及事項を其のあらゆる部面より取扱つたといふ點に於て、青表紙法律書に比し遂に完全なる參考書であると云ふことが出来る。而して此の赤書の新版が計畫せられ、既に公刊を見てゐる。

(二) 英法 一九二八年の初頭に於て制定せられたる一法律に依り英法がサラワク王國に於ても施行せられる様になつた。但し施行の範圍は、先づ第一にサラワク王の制定せる法律以外のものでサラワクの法律によつて影響を受けざるものなる事、第二に王の法律上の權限に抵觸せざるものなる事、第三に土人の習慣・地方的事情を無視せざるものなる事等である。斯くの如き範圍の限定は英吉利の皇領植民地に於けるものと同一である。然し以上の如くにして限定せられたる適用の範圍は甚だ不明確にして、一々の場合に於ては裁判所の認定に俟つ事が多いのであるが、裁判の基準としては動かすべからざるものに屬するのである。

(三) 印度法 サラワクに於ける裁判所の歴史を回顧すれば、印度刑法の適用を見たること屢である。最初印度刑法は單に一種の參考法として役立つたに過ぎなかつたが、然し漸を経るに従ひ一般に適用せられ、遂に一九二二年に至り法律上の認可を得るに至つたのである。該刑法は一九三四年遂にサラワクに於て採用せられ、別冊として出版されてゐる。

(四) コムモン・ロー 法律の根柢として、未だ成文法にならざる法律がサラワクに存在することを假定しなければならぬ場合がある。例へば現今のサラワク政府が實行しつゝある二、三の專賣事業の如きは、未だ之に對する成文法の規定が設けられてゐない。

四 行 政

中央行政 行政上の長官は書記長官である。彼はサラワク王に行政委員會の命令を施行し、國內に於ける一般行政事務に對して責任を負ふ。國は四つの州に分たれ、州にはレンデン、ミ置き、州内に於ける行政事務を統轄する事になつてゐる。各州は更に數箇の郡 (Districts) に分たれ、各郡には行

政上の長官として郡長が置いて在る。或る郡内にはメサイヤシヨンド稱する要地があり、其處には歐人の副郡長若しくはキヤチットが置いてある。多くのメサイヤシヨンには土人出身の司長を置いてあるに過ぎない。

中央政府には、財務部、税關、土木部、醫事衛生部、郵便電信局、土地測量部、土地局、土人事務局、支那人事務局、森林局、農務局等がある。

地方行政 全國を五管區(Divisions)に分けて各理事官(Resident)を以て總政の任に當らしめ、其の下に郡(District)を置き郡長(District Officer)が主任を務める。

(附) 諸官署一覽

首府クチン市に存在する中央及地方官署名を擧ぐれば次の通りである。

Table with 3 columns: 官署 (Official Post), 官名 (Official Name), 官名 (Official Name). Includes entries like 中央官署, 秘書長, 財政局長, etc.

Table with 2 columns: 官署 (Official Post), 官名 (Official Name). Includes entries like 華民事務及労働保護局, 土人事務局, 郵便局, etc.

五 司法

裁判所としては、治安判事裁判所(Magistrates' Court)、高等法院、土人裁判所の三種がある。

治安判事裁判所 治安判事裁判所は、更に第一級、第二級、第三級及第四級裁判所の四種類に分たれてゐる。第一級裁判所は、普通レンヂンツ・コートと稱し、刑事事件に於ては凡ての事件を取扱ふ事が出来る。但し死刑又は處する権限を持つてゐる。是等の裁判所は孰れも民事上の事件を取扱ふ事が出来る。下級裁判所の判決に不服なるものはレンヂンツ・コートに上訴し、レンヂンツ・コートより更に高等法院に上訴することが出来る。此處に注意すべき點は、第四級裁判所の判決に不服なる者は第三級裁判所に上訴せずして第二級裁判所と、それよりレンヂンツ・コートに上訴すると云ふ事である。サー・ジェームズ・ブルックが、サラワタを領有すると間もなく裁判所を設

立したことは前に述べた通りであるが、彼が裁判所を設立するに使用したる法律に就ては何等の記録が残されてゐない。裁判所構成法が出来たのが一八七〇年で、其の法律に定められた裁判所の構成及権限は、一九二二年及一九三三年の法律に依て改正せられることになつた。斯くて、サラワタの裁判所は現在に於ては右一九三三年の法律と、一九三二年に制定せられ、翌一九三三年に施行せられたる刑事訴訟法によつて支配せらるることになつた。治安判事裁判所は、一名の歐人治安判事と一、二名の土人治安判事に依て構成せられてゐる。然しながら土人判事は歐人判事補助機關たるに過ぎない。土人が全く關與せざる事件に於ては、歐人治安判事のみを依て裁判を進行することが出来る。而して歐人判事のみを依て裁判を進行すると云ふ規定は一九三三年に於て初めて設けられたものである。

高等法院 高等法院は治安判事裁判所の上級裁判所にして、一九二二年の法律に依れば、二名若しくは二名以上の判事と最高國務會議に屬する二名以上の土人議員より成立つてゐる。然しながら、此の法律による判事は上級の行政官であつて、法律専門家ではない。其の後法律の専門家ならざる司法官は、司法制度の上に配置する事は不適當であるので、一九二八年に法律専門家を高等法院長とする事となり、且つ高等法院の組織も改めらるることとなつた。即ち英領北ボルネオに於けるが如く、高等法院は Judicial Commissioner なる一名の判官より成り、必要な場合には陪席判事を任命することが出来る様になつた。高等法院の任務は、今日に於てはレンヂンツ・コートよりの上訴事件、死刑又は十年以上の懲役を審理し、且つ下級裁判所の裁判手續を改正する等にある。右の外高等法院は結婚・離婚等事件に對する裁判権を持つてゐる。

土人裁判所・支那人裁判所 土人裁判所の長は馬來人治安判事である。而して、土人の慣習に依る結婚・離婚其他土人關係の事件のみ取扱ふことになつてゐる。土人治安判事は、土人裁判所に於ける職務の外、前に述べたるが如く第三級及第四級治安判事として一般治安判事裁判所に於て職務を執行するものである。ダイヤ族の間に於ける爭議は、ダイヤの酋長又は家長に依て

解決せらるゝ事になつてゐる。然し、時としてはダイヤ族間に於ける訴訟はダイヤの慣習に依て歐人治安判事之を取扱ふこともある。但し、如何なる事件が歐人官吏に依て取扱はれるかの問題に就ては法律上の規定がない。支那人裁判所は一九一一年の法律に依て設立されたもので、一名の名譽所長と六名の名譽治安判事より成立つてゐる。而して一時立派なる裁判所の建築をすらすら持つてゐた。然し、支那人裁判所と云ふ特別な裁判所の必要が無くなつたので今日は廢止の形になつてゐる。

財政・金融

財政—金融—(附) 關稅率表

一 財 政 現存の最古統計たる一八七〇年度に徴するに、同年歳入一、二二、八四三、四三、歳入一、二六、一六一、弗差引不足を示し、加ふるに支那人の叛亂後疲弊せる國庫は實に一萬五千磅の公債すら負ふてゐた。依て國王第二世は極度に消極的財政政策を採り、徐々に國勢の振興を計られたが、國王第三世亦此の政策を踏襲され、一九二九年に於ては最高千三百萬弗に達し、最近には八百萬弗臺にて累年剩餘金を出し、一九三四年に於ては九十九萬弗、一九三五年八十六萬弗餘の剩餘金を計上してゐる。

而して現在公債は存在して居らない。 歳計 今最近五箇年に於ける歳出入決算を示せば次の通りである。

Table with 4 columns: 年 度 (Year), 歳 入 (Revenue), 歳 出 (Expenditure), 總 額 (Total). Includes data for 1919-20, 1920-21, 1921-22.

品名	単位	税率
粗製糖	一擔に付	10%
精製糖	同	10%
砂糖	同	10%
粉糖	同	10%
原料珈琲	一封度に付	10%
炒りたるもの又は挽きたる珈琲	同	10%
茶	一頭に付	10%
豚	同	10%
サイクル、モーターサイクル、モーターバイク、モーターロリー、トラクタ、トラレ、部分品並に附屬品(從てタイヤ及チューブを含む)	從	10%
機械(各種ボイラー、補助機關及附屬品)	同	10%
電氣及無電用品	同	10%
金屬(製品及未製品)	同	10%
セメント(容器的重量を含む)及其の製	同	10%
品	同	10%
ミルク(煉乳・乾乳又は調製したるクリームを含む)	一噸に付	10%
木材(從て同製品及家具)	一封度に付	10%
輸出税	價	10%
蜜	一擔に付	10%
燕巢	同	10%
黒色	同	10%
樟腦	一カテイに付	10%
ケーン・マラツカ等	一カテイに付	10%

品名	単位	税率
コブラ	從	10%
骨董	同	10%
カマツチ	特別規定による	10%
ダマール・マクチン(白色)	同	10%
ダギン第一、二號	同	10%
同 下等品	同	10%
メランテイ	同	10%
ダラト又はラウト	同	10%
マラン及ブノン	同	10%
トルボク等	同	10%
魚	同	10%
鱈	同	10%
蝦(スサル)	同	10%
魚鱈	同	10%
ブラチヤン	同	10%
ガムビール	同	10%
グア	同	10%
ガツター・ジャンカル	同	10%
ジェルトン	同	10%
栽培護謨	同	10%
其他各種	同	10%
各種皮革	同	10%
イリビナツ	同	10%
カラサー、バムバンマツト及カチヤン	同	10%
カヌラカ、ブゾアルストンズ(ダグリガ)及其他	同	10%
各種海産及林産物	同	10%
クリトテンガル	同	10%
オラン・ウタン(マイアス)	同	10%
パディー第五管區	同	10%
其他管區	同	10%
胡椒	同	10%
胡椒	同	10%

品名	単位	税率
豚	一頭に付	10%
黑色	同	10%
陶器・磁器及土器(煉瓦を除く)	從	10%
籐	同	10%
スガ、スルアン等	同	10%
テモイブラー	同	10%
タラム等	同	10%
サゴー原料品及一部加工品	同	10%
製粉	同	10%
製造パール	同	10%
砂糖	同	10%
タビオカ原料	同	10%
精製	同	10%
煙草	一英封度に付	10%
土人國産	一カテイに付	10%
根	從	10%
以上從價税により徵收する税率は其の都度サラワク政府官報に公表される。		
B 栽培護謨 (一九二五年十二月二十九日付一九二六年法律第一號)		
一擔の價格五十弗以下	從	1%
五十弗以上又は八十弗以下	同	2%
八十弗以上二百二十弗以下	同	3%
二百二十弗以上二百五十弗以下	同	4%
二百五十弗又は以上	同	5%
但し新嘉坡に於ける市價が左の如き場合		
一擔當り五弗の場合	一擔に付	0.00%
五弗五仙	同	0.00%
六弗五仙	同	0.00%
尙存市價より一弗を加ふる毎に税額は一仙を増徴す		
栽培護謨は各種何れもスモークドシート及第一號クレープに對する割合を以て徵收する(一九二四年一月九日付第一三號告示、一九三四年十二月十日付第一〇六一號告示修正)		
サラワク……財政・金融		

品名	単位	税率
七日付第一〇六一號告示修正)		
C ジェルトン (一九二六年三月十一日付法律第一二號)		
一擔の價格八弗以下	從	5%
一擔の價格八弗以上十八弗以下	同	10%
十八弗以上二十五弗以下	同	15%
二十五弗又は以上	同	20%
但し原料ジェルトンに對する新嘉坡市價が左の如き場合		
一擔當り五弗の場合	同	0.00%
(一弗を増す毎に累進税を課すも茲には省略)		
同 三十弗の場合	同	0.00%
尙精製ジェルトンに對する税額は上記料率の倍額となり、又プレツスト及ダイエラジェルトンに對しては原料ジェルトンに對する税率に1/3を加へ徵收す		
D イリビナツト (一九二六年三月十一日付法律第一三號)		
一擔の價格五弗以下	從	5%
五弗以上十五弗以下	同	10%
十五弗以上二十弗以下	同	15%
二十弗又は以上	同	20%
但し新嘉坡に於ける市價が左記の場合		
一擔當り四弗の場合	一擔に付	0.10%
(前同様一弗を増す毎に累進税を賦課す)		
同 二十五弗の場合	同	0.10%
(一九二六年十月二十三日付告示第四三四號)		
E 胡椒 (一九三〇年七月八日付告示第四六九號)		
一擔の價格三十弗以下の場合	從	3%
三十弗以上四十弗以下	同	4%
四十弗以上五十弗以下	同	5%
五十弗以上六十弗以下	同	6%
六十弗以上七十弗以下	同	7%
七十弗以上八十弗以下	同	8%
一一三九		

一擔の價格八十弗以上九十弗以下	從價	九%
同 九十弗以上百弗以下	同	10%
尙一擔の價格百弗以上毎十弗從價一%増額す		
茲に價格とは關稅及運賃一運賃は一擔に付七十五仙に定むるを除き新嘉坡に於ける價格を標準として計算したるクチン市價を謂ふ		
尙又新嘉坡に於ける市價が左の如き場合		
一擔當り價格二十弗の場合	一擔に付	0.5%
(二弗を増す毎に累進稅を賦課す)		
同 七十弗の場合	同	0.5%
F 白胡椒下等物 (一九三〇年九月五日告示第五八三號、一九三二年九月九日付告示第六〇〇號修正)		
胡椒に對する輸出稅の倍額 (E參照)		
G 原料及精製サゴ	從價	10%
(a) 原料及一部精製サゴ	同	5%
(b) サゴパール	同	5%
(c) サゴ粉：次のスケールにより		
一擔の價格二弗五十仙又は同未満の場合	同	2%
同 二弗五十仙以上三弗五十仙以下	同	3%
同 三弗五十仙以上四弗五十仙以下	同	4%
同 四弗五十仙以上五弗以下	同	5%
尙五弗以上價格五十仙を増す毎に從價1/2%を賦課す。		
H コブラ (一九三五年二月一日付告示第一二九號)		
コブラ混合品に對する新嘉坡市價が左の如き場合		
一擔の價格三弗以下	無稅	
同 三弗以上三弗五十仙以下	同	0.5%
同 三弗五十仙以上四弗以下	同	0.5%
同 四弗以上四弗五十仙以下	同	0.5%
同 四弗五十仙以上五弗以下	同	0.5%
同 五弗以上五弗五十仙以下	同	0.5%
同 五弗五十仙以上六弗以下	同	0.5%
尙六弗以上價格五十仙を増す毎に五仙を賦課す。		

其他の諸稅 當國に到着したる五噸以上二切の船舶に對して、一噸當り三仙の割合を以て港灣浮標及燈臺稅を徵收す。

租稅 免稅 (Exemption Tax) として、馬來人に對しては一人當り年額二弗、シーダイヤ族に對して一戸當り年額一弗、其他當國內に居住する土民に對し年額二弗を賦課す。

印紙稅 本稅は海峽植民地に於けると略同様である。

農業

總説(土地及土地政策) | 護謨 | 胡椒 | サゴ椰子 | 古々椰子 | 米 | 其他の作物

一總説 當國では栽培護謨を主とし、胡椒・サゴ・古々椰子・トバガ之に次いでゐる。一九三五年に於ける農産物の總輸出額は九百二十二萬弗にして、内七百七十萬弗は栽培護謨の占むる所である。護謨園は我が日沙商會園を最大なるものとし、此の外英人會社園(會社園)と稱するもの規模小である。其の他は總て個人園特に百英反未満のものが多い。右は當國の方針として小農業者の獨立開墾を希望し、之が爲政府は獎勵便宜を與へるが、大資本による開發は之を拒否するによる。

次に胡椒・サゴは舊くから土人及支那人によつて栽培せられて居り、一九三五年に於ける輸出額前者は六十三萬弗餘、後者は七十二萬弗を算す。右の外椰子・トバ等も栽培せられては居るが、未だ大なる産額を見るに至らず、同年度僅にその輸出前者は十四萬弗、後者二萬六千弗に過ぎない。

土地及土地政策 土地は全部國有で、何人とも所有權は許可されぬが、其の代り永代借地權は許される。此の永代なる期間は其の土地が耕作狀態にある限りを意味し、伸縮自在であるが、眞執なる耕作者には何等不便の點は

二護謨

の制定を見てゐる。 現在當國の農作物中價額に於て首位を占むるものは護謨であるが、之は最近二十年間の發達に係り且つ大部分は小規模の土人園から産出するもので、大規模のエヌテートとしては前述の邦人經營日沙商會が植付面積三千數百英反ある以外、英人並邦人所有數園あるに過ぎず、而も是等エヌテートは概して比較的交通便利なクチン地方に集まつてゐる。

斯かる小エヌテートの栽培が大部分を占むるだけに、當國產護謨は品質其の他不完全なる爲新嘉坡市場等に於ても市價下鞏のみならず、中には同地の再製材料に供するものもある。

生産・輸出・サラワタも他の護謨生産國に於ける如く國際護謨制限協定に加入し居り、その基準生産量は一九三四年二四、〇〇〇噸、一九三五年二八、〇〇〇噸、一九三六年三〇、〇〇〇噸、一九三七年三一、五〇〇噸、一九三八年三二、〇〇〇噸となつてゐる。右基準生産量は當時サラワタに於ては未採液護謨多くその爲以前の輸出量は可能生産量算定の考慮に入つてゐない。併し一九三五年迄には護謨は二五〇、〇〇〇英反が採液せらるゝとの見込であつた。斯くて一英反當り三〇〇噸の小産出量と假定するも二八、〇〇〇噸の割當に對し三二、〇〇〇噸に上ると豫想せられてゐた。

併し實際一九三五年に於ける護謨生産制限の實績は大様次の通りである。

一九三五年基準割當量	二八〇〇
同 輸出許可量	二八〇〇
第一期	五二〇〇
第二期	四九〇〇
第三期	四三〇〇
第四期	四二〇〇
計	一八九〇〇
一九三四年より繰越	一、七六一
一九三六年中輸出し得べき總量	二〇、六一一

ない。從て耕作が休止すれば何時にても本來の國家に歸屬するのを原則としてゐる。之が當國土地政策の眼目で、先づ永代借地權を得んとする者は、土地の位置を明示してクチンの農務局長宛に申請すべく、當局は地方係官の測量を俟つて差支へなき時は直ちに許可される。出願人の負擔すべき土地測量費は極めて小額なるのみならず、開墾地の位置や事業の性質等に依りては官費支辨の場合もある様である。但し當初より數千英反に上るが如き大區域の申請は許可せぬ方針で、從來邦人の實例に見るも最初は一千英反位が限度であらう。若し許可を受けたら三年(又は限られたる期間内)以内に開墾せねばならぬが、實際は其の土地の一部分を開墾すれば、殘餘區域に對しては新申請により優先權を得らるゝから左迄不便はなからう。

以上の如き土地政策の下に於ては開墾さへ終らば如何なる廣大の借地權も得らるゝ譯で、唯當國政府の願ふのは彼の形式的借地權を得て容易に開墾に着手せざる虚業家である。反對に眞面目なる事業家は上述の通り名義的の僅少なる測量費で支障なく永代借地權を得べく、且つ之に伴ふ地租類似の租稅も年額一英反一弗以下に過ぎない。

併し乍ら當國政府の方針は、大資本家大企業家よりも出來得べくんば小農業者の獨立開墾を希望し居り、現に近年レジャン河流域に開かれた百英反以下の小農園約一千にも上り、何れも政府獎勵の下に大多數支那人が無一物より開いたものである。且つ大企業家に對する借地許可の方針も近年食料作物栽培に限定してゐることであるから、當分護謨栽培の如きは一寸新規開墾は困難であらう。

次に農業労働者を見るに、ダイヤ族其他の土人にも多少離率あるものもあるが、大規模且つ繼續的の事業には適せぬから、支那人又は爪哇人等の輸入労働者に俟たねばならぬ。此の點當國に労働者保護の法規あるは當然のことであるが、企業者側には多少不自由であるかも知れない。既に當局は印度政府と労働者移入取極を結び、熱帯労働者として勤勉且つ支那人よりも低賃銀にて労働に甘んずる印度人労働者(タミール人等)マドラス方面のもの)の渡來を見得らるゝ譯で、又蘭領印度よりの労働者移入に對しても蘭領印度労働者保護法

一九三五年制限計畫による實際輸出量
従て一九三六年へ繰越したる量

一九三六年の地位
一九三六年基準割當量
一九三五年より繰越
一九三六年輸出許可量

第一期	六〇%
第二期	六〇%

一九三五年に於ける總輸出量は三三三、一九〇擔、價額七、六九二、八五一弗で、一九三四年は二九七、三二三擔、七、〇五四、五一七弗、尙一九三三年一八七、二七〇擔、二、二一〇、三七五弗であった。

植付面積—護謨の推定植付面積は成育面積一九三、八七一英反、未成育面積一七、〇四三英反となつてゐる。是等の面積は一九三五年初に着手された護謨センサスに基づく暫定報告より徴したものである。尙サラワクに於ける護謨園は調査中で、近く完成の運びになつてゐる。

三 胡椒

胡椒はブルネイ一帯に亘り中世紀頃より土人、支那人等に依り栽培せられてゐたが、當國に於ては十九世紀初期サラワク河上流の金山不振の結果、從業支那人が本作物栽培に轉じて以來西部地方に勃興し今日に及んだものである。

胡椒は乾燥せる傾斜地に適し、開墾後植付・施肥・除草に至る迄相當集約的の労働を必要とするが其の数は必ずしも多數を要せず、成長後は一熟練労働者(支那人)は好く十英反を受持ち得る。植付後二年半内外より收穫期に入り十年乃至十二年迄收穫を續ける。

胡椒には白黒兩種ありて、前者は甚だ高價なるが、之は成熟せる果實の種子のみなるに反し、後者は早期採果實を全部粉末とせるもので、従て其の

が握つてゐる。

サゴは護謨や胡椒と異なり開墾も粗笨にて足り、野豚の被害さへ注意すれば植付後全然手数を要しない。通常十年か二十年位で、一本の幹(サゴ椰子)の澱粉はこの幹の内部に充滿する)から二石乃至三石五斗位の澱粉が採集される。製粉作業は極めて簡易で、幹を適宜に切断の上外皮を磨碎し、水で洗ひつゝ汚物を取除く丈故、一本の澱粉には一人掛りで二日間の手間に過ぎない。但し土人等舊式の方法では不純物を含むので、支那人はタチン其の他に工場を設け再製の上輸出する。又サゴは粒狀の儘土人の食料にも供される。次にサゴ粉輸出高を示せば左の通りである。

品名	一九三三	一九三四	一九三五
サゴ粉(擔)	10,813.36	12,894.02	13,570.73
数量	10,813.36	12,894.02	13,570.73
價額	28,570.73	35,707.31	37,917.71

市價—輸出サゴの平均市價は擔當り一九三一年一弗九八仙、一九三二年二弗一五仙、一九三三年一弗九四仙、一九三四年一弗八七仙に對し一九三五年には二弗二一仙であった。

植付面積—成熟サゴの植付面積は推定八〇、〇〇〇英反と稱されてゐる。

五 古々椰子

古々椰子の栽培も亦栽培護謨・胡椒・サゴ椰子に次ぎ重要で當領に於ても好く生育するが、餘り大規模には栽培されてはゐない。現在推定植付面積は約二一、〇〇〇英反に達し、主として第一管區、第二及第四管區、第三管區に産し、その所有者も支那人の七九%を筆頭に馬來人一五%、ブギス三%、歐洲人は二%に過ぎない有様である。

輸出—

サラワク……農業

産額も前者に比し多かるべきは勿論である。

一九三三—三五年に於ける白及黒胡椒の輸出状況は次の通りである。

品名	一九三三	一九三四	一九三五
白胡椒(擔)	4,740.5	9,300.5	7,050
黒胡椒(同)	1,309.1	1,719.1	8,736
計(同)	5,049.6	11,019.6	15,786

産地はクチン四周の西部地方を主とし、經營者は殆ど全部支那人で、而も集約作物たる關係上小園が多い。レジャン河流域には英人栽培會社の栽培地がある。併し支那人栽培業者は概して資力之しき爲多くは毎年金主より前借を受け、收穫後現物に依り返済する慣習が行はれてゐる。融通者は支那人富豪又はボルネオ會社其の他で、彼等の有利なるは多言を要しない。

胡椒は地味肥沃なるを要し、其の他土地の選擇條件もあるが、病菌に耐へ且つ當國農園の害敵たる野豚の被害を受けず、小面積にても植付後早く採算期に入り得る格好なる作物で栽培上危険は尠いと云はれる。

市價—輸出胡椒の平均市價は、白胡椒に於ては一九三一年三一弗一〇仙、一九三二年二六弗、一九三三年二六弗、一九三四年の四一弗五七仙に對する二三弗八六仙、黒胡椒は一九三一年一八弗三〇仙、一九三二年一四弗八五仙、一九三三年一五弗七五仙、一九三四年一三弗四九仙に對し一九三五年には一〇弗四三仙であった。

植付面積—成熟胡椒の植付面積は約四、〇〇〇英反である。

四 サゴ椰子

サゴ椰子は雨量多なる當國に最も合理的の作物と云ふべく、當地方が古來サゴ椰子の島と通稱されたのも道理であらう。主産地は中北部海岸地帯で之が栽培は主としてマラナウ人の手にあるが、製粉並販賣等は大部分支那人

品名	一九三三	一九三四	一九三五
コブラ(擔)	10,117.7	9,018.5	11,717.5
数量	10,117.7	9,018.5	11,717.5
價額	26,717.5	24,717.5	30,717.5

市價—一九三一年以降に於ける擔當り輸出コブラの平均市價は一九三一年三弗八〇仙、一九三二年三弗四〇仙、一九三三年二弗二五仙、一九三四年一弗六三仙、一九三五年三弗一仙である。

植付面積—成熟期に到達せる古々椰子の推定面積は一〇、〇〇〇英反と稱せらるゝも、正確なる統計は未詳である。

六 米

サラワク其の住民の大部分が米を常食とするにも拘らず、米の輸入國である。從來護謨を始め、胡椒・サゴ等の有望なる爲其の栽培は殆ど顧みられなかつたが、其の後政府は米の輸入甚大なるに鑑み鋭意栽培奨励に盡力してゐるが、未だに改良進歩の跡は見受けられざる現情にある。尙又植付面積並に生産量に至つては一切不明に屬するを以て凡そ如何なる程度に進展しつゝありや否や窺知すること困難である。

輸出入—最近三箇年間に於ける米の輸出入高を示せば次の通りである。

摘要	一九三三	一九三四	一九三五
輸入(擔)	27,628.8	23,417.5	13,347.7
輸出(同)	1,228	6,633	11,118.8
純輸入(同)	26,400.8	16,784.5	2,228.9

因に一九二九年國王殿下より米田設定の目的を以て上サマラハン河附近に日本人二十五家族を移住せしむることが許可せられ、又一九三二年初め同じ

目的の下に日本内地より移民として二十五家族が渡渉したるも、何れも移住地の事情不案内と移民の健康不良のため失敗に歸したるものゝ如く、未だ其の結果は詳にされてゐない。

七 其他作物

トパークチン附近を中心として小規模に栽培せらるゝに過ぎず、植付並其後の手入れとも極めて簡單で、護謨割等の間作にも適し三年間位で全草とも採取り收穫される。用途は害蟲驅除用なるも輸出額は甚だ少く一九三五年に於て僅かに一、一七九擔二六、三一二弗に過ぎない。且つ市價不味なるを以て前途餘り有望とは云ひ難い。

カツチー藤皮用又は染料に供せらるゝ單寧劑カツチの原料である。近年その輸出額は頗る多く、一九三三年四六、四三五擔三九五、七五四弗、一九三四年四八、三〇七擔四五四、七六〇弗、一九三五年五三、八八一擔四九五、二七一弗となつてゐる。

甘蔗一八八四年頃一英人會社により試作されたが、土地の選定を誤りたる爲失敗に歸した歴史があり、將來適當なる土地を選び爪哇人労働者を利用して再び試みる価値もあるであらう。

珈琲及茶一高原的土地に乏しき當國には望み薄かるべきも、唯東北部のブルネイ國境附近には稍高原起伏するを以て、同方面ならば試作の価値があるであらう。

纖維植物—ラミー麻は東北部ラウス河流域に十餘年前、一英人會社が試作せる結果好成績を擧げたさうであるが、其の後様子を開かない。又シサル麻もよく生育することであるが、寧ろマニラ麻の方が如何かと思はれる。

果樹—此の中特記すべきものは鳳梨で、目下クチンを中心として支那人等に栽培されてゐる。同地方の鳳梨は地質其の他に於て好適するものと見え、熟果の品質頗る良好で、多くは新嘉坡の本品罐詰原料として輸出されてゐる。

を形成してゐる。

内陸森林 高地森林は現在のみならず、將來共生の儘である爲、此處には低地森林のみに就て記述しやう。

この森林地帯には最優良材を提供するものに龍腦香料(Dipterocarpaceae) 荳科(Leguminosae) 及樟科(Lauraceae) の三種類がある。就中前者は全森林中の約六〇%を占めてゐる。此の種に屬する木材は樹脂分多く時に芳香を有する。而も木質最柔且つ最輕のものより最硬最重に至る。又色彩に於ても帶白・黄・灰・淡黄色に至る種々雑多の種類がある。次に荳科中特にブリアン(土名)は最も強靱なる樹木のひととして著名、色彩褐色を呈し、最重最硬、耐久性強く、木理眞直にして容易に割くことが出来る。

低地森林は盡く新式の伐出方法によつて伐採せられてゐる。而して之はレンジン河とマトー岬間の西方部にあるレンジンガ河、マングローヴ森林の後方なるレンジン河三角洲、ピンツールに近きケドロンに發見せられる。上掲箇所には總て水運の利便があるが、大型船舶の就航は何れも不可能である。尙木材の名稱に關しては、本年第二回版「サラワタ編第二三頁を参照せられたし。

二 森林事業

森林は全部國有で、差支へなき限り特許料さへ支拂へば伐採し得るが、近來濫伐の惧ある爲土人の薪炭用以外大規模の拂下を行はぬ方針である。且つ熱帯地の通有性として多種多様の樹木が密生し居るを以て、近代的伐木事業を起すべき見込は尠い。現にサラワタ油田會社附屬本工所に於てミリ油田の用材供給の爲新式法により伐木に従事し居るとクチンに在るサラワタ木材會社位のものである。

木材・燃料—ライセンヌに基き伐採された木材の産額は一三、三〇一噸、薪材は二一、八七五噸で、尙木炭製産高は一、四五七噸であつた。別に林務局によつて伐採又は處理されたものゝ數字は木材が一六、五〇一噸、薪材六六、三七五噸、木炭三、五〇〇噸となつてゐる。

主要農産物種別輸出高表

Table with columns for crop types (e.g., 檳榔, コブ, ガム), years (1931-1935), and values. Includes sub-headers for '單位:海峽幣' and '海峽植民地商務開稅及海運局年報'.

林業

總説—森林事業—其他の林産物

一 總説

サラワタ領内に於て採取される木材の量は頗る多く、森林は大襟次の(イ)海濱森林(ロ)内陸森林の二種に分類せられ、後者は更に二千呎以下の低地森林、二千呎以上の高地森林とに分れる。此の外ダイヤ及他種族の移動耕作によつて生ずる補助森林數千平方哩がある。

海濱森林—マングローヴ林は可なり廣汎な區域に及んで居り、その大部分はレンジン河の三角洲によりサラワタ河三角洲及ブルネイ灣内のサラワタ領内に小區域づゝ存在してゐる。マングローヴ沿岸地に發生する種類は多く、蚌木科(Phizophoraceae)に屬する。是等の種類は薪材と木炭の良材となる。

カツチは樹皮から摘採される。而して薪材及木炭の現生産高は年約七萬噸で、將來は年約五、六十萬噸の定産を増産することが出来る見込である。新嘉坡はマングローヴ木炭にとり最大の市場であるが、現在その輸出は約五千噸を出でない位である。海濱森林中約五萬英反は已に十分測量を了し森林保留地

木材の輸出は近年顯著なるものがあり、一九三四—三五年に於ける状況は次表の通りである。

Table showing wood export statistics by destination (e.g., 仕向地: ボルネオ諸港, 新嘉坡, 支那, 英本國, 南阿非利加) for the years 1933, 1934, and 1935.

三 其他林産物

ジェルトン—其他の林産物としてはジェルトンが筆頭で、従前政府がサラワタ全土のジェルトン採集権を一會社に付與してゐたが、同社の倒産後は再興機運が促進されて、現今では華僑の間に盛んになつてゐる。ジェルトンは精製品と粗製品との二種あるが、精製品は主として亞米利加へ輸出されてチウインガムの原料となる。最近三年間に於ける輸出量額は次の如し。

Table showing refined and crude Jelutong export statistics (數量, 價額) for the years 1933, 1934, and 1935.

サラワタ…貿易

活動寫眞フィルム	四三九〇八八	五九三三五	三三三〇〇〇	四三九〇八八	五九三三五	三三三〇〇〇
精製シエルトン	三九九九三	三二二〇〇〇	三三三〇〇〇	三九九九三	三二二〇〇〇	三三三〇〇〇
イリビナット	二五〇八八	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	二五〇八八	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
機	一〇一六八〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	一〇一六八〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
コ	一〇一六八〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	一〇一六八〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
空箱及空袋	五九三三五	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	五九三三五	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
雜	三〇三三〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	三〇三三〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
木	六六四〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	六六四〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
ダマラダト又はラウト	六六四〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	六六四〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
金	六六四〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	六六四〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
乾	七三三〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	七三三〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
黒	七三三〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	七三三〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
黒	七三三〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	七三三〇	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
籐(第一號)	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
ト	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
椰	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
乾	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
粗製ジェルトン	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
魚	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	一〇三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
籐(第二號)	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
ダマラダ	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
潤	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
舊	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇
魚	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	九三三	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇

交通

陸運(道路) 海運(汽船)

一 陸 運
 道路 サラワタには未だ幹線道路とはなく、全土に跨る大水路網により物資の輸送に旅客の運送が行はれてゐるが、クチンとシプー及シマンガ間を連結する道路を目下敷設計畫中である。已にクチンよりは第一區四十四哩まで完成して居り、本道路を使用する交通量は益々増加の一途を辿つてゐる。

一九三五年末現在に於ける國內道路哩數は次の通りである。
 舗装道路 一等 二四哩 土道路 三〇六哩
 二等 七七哩

二 海 運

サラワタに於ける貿易港の主なるものは、クチン、シプー及ミリで、當國貿易の大部分は右三港で行はれてゐる。この中クチンは排水量二千噸迄の船舶を横付にする位の埠頭を持つてゐる。その他クチンを中心として内地河川又はシプー、ミリ或は東北方のラウス、リムバンにも小汽船による沿岸航路がある。

航路 クチン及新嘉坡間航路は毎五日一回サラワタ汽船會社(Sarawak Steamship Co., Ltd.)及毎週一回海峽汽船會社(Straits Steamship Co., Ltd.)兩社就航船舶により經營されて居り、シプー及其の他レジャン諸港と新嘉坡間は毎週前記サラワタ汽船會社によつて運行され、又不定期に全然別個の船舶によつても營まれてゐる。

ミリと新嘉坡間には前掲海峽汽船會社船舶により各週航路があり、サラワタと新嘉坡間には前掲海峽汽船會社船舶により各週航路があり、サラワタ

一一五二

ク汽船會社はクチン及シプー間に週一回航路を經營してゐるが、シプーと北方との間は不定期となつてゐる。
 サラワタ汽船會社は新嘉坡、クチン及ピンツール間に約二週一回航路を、又クチン、ミリ及バラム間に沿岸航路を維持してゐる。
 尙リムバン及ラウス行は前記海峽汽船會社によりラプアン經由にて行はれてゐる。

臨港施設 クチンはサラワタ河に面し、タンジョン・シパン(Tanjung Sipang)の西方に當るサントウボン(Santubong)及其の東方に當るムラテバス(Murutebas)との兩入口があり、クチンへは各々入口から孰れも約二十哩の距離にある。就中後者ムラテバス入口は最もよく、従て一般に利用され、低潮時約2/4哩の深さを有する。この水路を指示する爲二箇の目立つた標識が設備されてゐる。サントウボンの入口は約1/4哩の深さがあり、北東季節風の際には砂洲に高い餘波を蒙る爲航行不能である。尙ムラテバス入口は一年中通航が出来る。

クチン迄は長さ約二五〇呎、吃水一六呎の船舶が通航し得られるが、それ以上の吃水の船舶はブンディン(Punding)又はクノと云ふ碇泊所、即ちクチン市より八乃至九哩下流の地點迄となつてゐる。サラワタ河右岸に沿つて三埠頭があり、其の二は政府所有に屬し、低潮時に於ける水深は約八呎及四呎であり、他の一は私設のもので、同じく低潮時に約一二呎の水深がある。而して其の各々には附屬倉庫がある。

レジャン河にはサリケイ、ビナタン、シプー、カノウキト及カピトの諸港があり、カピト港即ち河口より約一六〇哩迄は長さ約二三〇呎、水深一三呎の船舶が航行し得られる。サリケイ、ビナタン及シプーは長さ約二五〇呎迄の船舶を繋留し得るコンクリート埠頭があり、各埠頭には附屬倉庫がある。

ミリは海岸近くに淺瀬がある爲良好ではなく、船舶は約三呎離れた沖合に碇泊しなければならぬ。従て海岸との交通は汽艇によつて行はれる。

船舶 一九三五年中諸外國より入港したる船舶の總噸數は七五八、一七二噸で、之を港別に前四箇年間對照すれば次の通りである。

港別入港船舶噸數表

前年同月同日比較

港 別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
ク	六、一三五	九、八八八	一〇、七四九	一〇、六〇九
チ	一	一	一	一
シ	一〇〇	三	一	一
サ	一	一	一	一
ド	一	一	一	一
ブ	二、四四二	二、四六〇	二、七七一	二、八七〇
ン	五、六〇五	四、五九九	七、三三三	五、四四五
ツ	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六
リ	五、三三三	五、三三三	五、三三三	五、三三三
ム	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六
パ	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六
ス	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六
ダ	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六
計	六、八二六	七、五〇二	八、三二六	七、五八二

右表中、ミリ港が断然抽んでゐるのは、其の寄港船舶が遠洋航海用の大型にして、他港は何れも千五百噸以下の小型船のみなるに因るものである。此の外一九三三年度出入の油槽船は入港九八隻三〇九、一九一噸(前年九七隻二三〇、六二五噸)、出港九六隻三〇二、二〇七噸(前年九七隻三三〇、六二五噸)を示してゐる。

三 通 信

郵便 郵便局は國內三十二箇所あり、郵便物は沿岸汽船及小艇により運搬せらる。サラワクは一八九七年七月一日萬國郵便聯盟に加入して、郵便爲替は英國植民地及英本國を通じて諸外國と連絡され、又電信爲替の便ある等英領馬來及北ボルネオ同然である。又郵便局の設けられて居らぬ所でも郡長の駐在して居る所には郵便の便が設けられてゐる。而して是等郵便物に對する料金等も大體に於て前同様と看做される。

領内一國內到る處書翰は二オンスに付四仙、毎二オンス二仙増。郵便葉

其 他

旅行案内 主要都市一覽(後代國王領事・休業日)
度量衡・定期刊行物・文獻目録

一 旅行案内

新嘉坡より毎五日一回、サラワク汽船會社が所有船ヴアイナー・ブルック號(a. s. "Vynar Brooke") 總噸數一、六七九噸)及サリス(a. s. "Gree") 總噸數七七八噸)の二隻を使用し、サラワク國クチン間の定期航海をなす。海上

四百四十哩で、所要日數は二晝夜を要する。同社は本店をクチンに置き(ボルネオ商會内)、新嘉坡に代理店(海峽汽船會社)を置いてゐる。尙新嘉坡よりは別に海峽汽船會社による北ボルネオ航路を利用するとき毎週一回ブンデイン、ミリ及ラブアン其の他北ボルネオ沿岸諸港に航行することが出来る。本航路への配船數は三隻で、夫々ダーヴェル號(a. s. "Darvel") 總噸數一、九二九噸)、トドウ號(m. v. "Marudu") 總噸數一、九二六噸)、カジャン號(a. s. "Kajang") 總噸數一、〇八二噸)である。サラワクに赴かんとする者は、日本官憲の發給する旅券に領事館の證明及新嘉坡政廳の旅行許可證に本人の寫眞を貼附するを必ず携帯せねばならぬ。

次に汽船賃は一等、二等に分れ、一等三五弗、二等二五弗、甲板船客七弗以内と成つてゐる。而して一等船客に對しては檢疫をなまず、單に旅行券の取調と來意の如何を當局官憲が尋ねる位に止まる。

尙甲板船客は、當政府にては單獨移民として取扱ひ、旅券取調は無論上陸地に於て引受人を要するのであるから、豫め知己に手紙を出して置くか、此の滞留者の知己より紹介状を貰つて置くのが便利である。然し當國に於ては一九三四年以降入國稅法を制定し、サラワク國々民、官吏若くは外國政府の代表者を除き左の如き率により入國稅を徴収する事になつてゐる。

歐洲人又は通例歐洲人と看做さるべき人に對し 一〇〇弗
歐亞混血人に對し 五〇弗
亞細亞人又は其他に對し 二〇弗

領内を視察せんとするには、馬來半島等の地形と異り交通の便悪く尠からず不便である。例へばサラワク領内極北端のリムパン行の便船は月一回位で而も定期ではなく且つ新嘉坡就航船と接続連絡をしてゐない。途中部落に下船すれば次の便船を待たねばならぬ。又シブー(行くには定期に小船があり、之より北ボルネオ方面へ行くには一端クチンへ歸り其の上海峽汽船會社船に便乗して渡航するの外はないのである)。

ホテル及旅館 サラワクには邦人の旅館は無く、支那人其他の旅館を除きサラワク……其 他

書は二仙 外國一新嘉坡より各國へ對すると同様であるが、サラワク切手の貼付を要するは勿論である。

郵便物取扱數は若干減少を見たる印刷物及見本を除き非常な躍進を示し、就中最も顯著なるものは飛行郵便物で、一九三五年に於ける到着數八、〇三四通(一九三四年四、六一五通)、發送數七、四四九通(一九三四年五、〇八三通)に上つてゐる。

無線電信の設備はクチン市、クチン支局(六哩地點)、ルンヅ、サド、シマンガン、サラトク、シブー、ストララン、ピナタン、カピト、ムカー、マツ、ピンツール、ベラン、ギヤン、タタオ、ミリ、リムパン、ラワス、レジャン、カノウキト等二十數箇所存在する。是等は何れも國內の電信に限られてゐる。新嘉坡其他とは無線電信による連絡がある。因に新嘉坡クチン間の料金は一語四十五仙で、是はクチン局に於て取扱つてゐる。而して一九三五年に於ける電信取扱數は發信四九、六五〇件、受信四八、四四四件で一九三四年に比較すれば各四、〇〇二件及一、九九六件の増加である。

電話 最近(一九三五年末現在)に於ける電話線數は空中線及地下線共約六一七哩、オーブン・ワイヤールトによるもの一、三六六哩となつてゐる。尙電話交換局は三九で、其の中四は私設交換局である。未だ其の利用の程度は一般に普及せられてゐない。

き僅に各地に政府の經營に係るレストハウスの便あるに止まる。今參考の爲クチンに在るレストハウスの使用料金を示せば、一人部屋代一泊三弗、二人部屋代一泊五弗、尙朝食前茶十仙、朝食四十五仙、晝食七十五仙、茶二十五仙、夕食八十五仙、合計二弗三十五仙の定めとなつてゐる。支那人經營のものには南洋旅館と云ふのがあり、一寸小綺麗に設備してあるから二晩や三晩の宿泊には堪えらる。宿泊料金は一等一泊三弗五十仙、二等二弗五十仙、三等二弗、四等となつて居り、食事は別である。次にクチン市役所規定の市内自動車及人力車料金は前者一時間二弗五〇仙、後者一哩一四仙となつてゐる。

二 主要都市

クチン クチン市はサラワク國の首府にして、サラワク西端サラワク河を溯る二十哩の地にあり、附近物産の集散地又サラワク唯一の良港である。政廳初め各官衙の所在地にして人口約二萬五千と稱せらる。河口に並行して數條の道路があり、政廳は市の中心に位し、國王の宮殿(アスタナと稱す)は右岸小丘山にある。是に隣接して兵營及マーゲリタ齋式砲臺がある。市内の商業は例の如く支那人の掌握する所にして家屋の構造・外觀亦支那街を現出してゐる。市内には水道・電話・交通機關としては自動車・人力車の便がある。官衙以外の主要建築物として擧げ得らるゝものに、支那人經營のサゴ製造所・クチン神農大西藥房・教會寺院・サラワク汽船會社代理店・ボルネオ商會・羅馬教會寺院等がある。

シブー レジャン河を溯る約六十哩にある河中の小島に在り、支那人、馬來人を合すれば人口約一萬餘に上るであらう。市制が布かれ、又第三管區廳の所在地である。支那人はレジャン河流域に發展し其の根據地たる當地を「新福州」と通稱する程で、支那人中特に福建系の勢力がある。同河流域のジヤンデル密林地方より土人の採集する各種物産は當地支那人に買集められ、直接又はクチン經由にて新嘉坡へ輸出せられる。依て支那人汽船業者は新嘉坡當地間に小汽船の定期航路を有し、又サラワク汽船會社は新嘉坡クチン

tion of Shore, River & Forest Life in Sarawak. London, 1929.
 Hoeg, C. & McDougall, W. :- The Pagan Tribes of Borneo. 2 vols. London, 1912.
 Jacob, G. L. :- The Raja of Sarawak. 2 vols. London, 1876.
 Low, Hugh. :- Sarawak, Its Inhabitants and Productions. London, 1848.
 Map of Sarawak. Kuching, 1924.
 Map of Sarawak, 1st Division. Kuching, 1924.
 Moulton, J. C. :- Guide to the Collections of Bornean Birds in the Sarawak Museum. Kuching, 1914.
 Mundy, Captain Rodney. :- Narrative of Events in Borneo, and Celebes, down to the Occupation of Labuan. 2 vols. London, 1848.
 Rance of Sarawak. :- My life in Sarawak. London.
 Relations & Complications being the Recollections of H.H. The Dayang Minda of Sarawak. London, 1929.
 Roth, Henry Ling. :- Natives of Sarawak and British North Borneo. 2 vols. London, 1896.
 Sarawak Administration Report (Annual). Kuching.
 Sarawak Civil Service List (Annual). Kuching.
 Sarawak Gazette (Monthly). Kuching.
 Sarawak Government Gazette (Fortnightly). Kuching.
 Sarawak Land Regulations. Kuching, 1925.
 Sarawak Museum Journal. No. I-XI. Kuching.
 Sarawak Orders. 2 pts. Singapore, 1923.
 Sarawak : Orders & Regulations Relating to Ports & Shipping and Trade & Customs. Kuching.
 Scribner, J. B. :- Notes on the Geology of Sarawak. (Reprint).
 Shalford, Robert W. C. :- A Naturalist in Borneo. London.
 石井健三郎 :- ボルネオ・サラワク王國事情 大正九年
 小林新平 :- サラワク國事情附ボルネオ事情 東京 昭和五年

〔サラワク 終〕

(附) ブルネイ

地理—歴史—人口—教育—衛生—政治—財政—(附)輸出入關稅—
産業—農業—林業—水産業—鑛業—工業—貿易—交通—其他

一 地 理

位置・面積—ブルネイはボルネオ島の西海岸に在る土王國で、英領北ボルネオとサラワク王國との間に位し、英國の保護領となつてゐる。北緯四度五分から五度二分の間、東經百十四度七分から百五十度二十二分の間を介し、全面積六、四七五平方軒(二、五〇〇平方哩)、我が四國の約三分の一に相當する小國で、海岸線は約百二十哩である。
 海岸並河川流域に小平地ある以外、内地はジャングル若しくは丘陵地帯で、國境附近はサラワクのムル山系高原に連つてゐる。
 氣象—氣候は一年を通じて變化極めて少く、比較的爽快で健康に適する。日中は華氏八〇—九〇度を昇降するが、常に微風を伴ふから餘り暑氣を感じない。夜間は氣温が下つて八〇度以下になる。降水量は地方により異なるが年平均一〇〇乃至二〇〇吋の間である。
 一九三四年ブルネイ市に於ける平均最高温度は、日蔭で華氏八五度五分で、絶対最高温度は八八度九〇分であつた。尙年降水量は三、八五三・六九吋(一、二五二・七二吋)で、十一月及一月の降水量は多く、五月には甚だ僅少であつた。

二 歴 史

支那南宋朝の歴史中に、爪哇を距る帆行四十五日プウニ(Puini)國と記してあるのは、現今のブルネイ國を指稱したものと想はれる。西曆十三、四世紀の頃、ブルネイ國は國勢至つて振はず、マジヤバイト國、マラツカ國に對し交互に朝貢した史實がある。然し十六世紀の初葉になつて、サルタン・ナコダ・ラガム(Nakoda Ragan)の施政宜しきを得たる爲、國威大いに伸張

し、ボルネオ島北海岸全部、全ムール島及比律賓群島の一部をも其の領有に歸せしめたことがある。

歐洲人で初めてブルネイ國を世に紹介したのは、一五二一年同國を訪れたピガフエッタ(Pigafetta)を以て嚆矢とするが、ピガフエッタのブルネイ國往訪記なるものを繕いて見ると、當時の首府ブルネイ市は約三萬五千を擁する都市であつて、其の宮殿の輪奐美、市街の景観に彼は尠からず驚異の眼を見張つたと記してある。以上に徴して見ても當時のブルネイ國は如何に殷盛を極めたものかを想像するに難くない。然し十六世紀の末葉に衰運の兆漸く現はれて、十九世紀の中葉頃には國運全く衰微し、其の領土の大半はサラワク王國建設者ジエームズ・ブルック及英領北ボルネオ會社の爲に漸次蠶食せられ、結局サラワク國に併吞せらるゝの運命にあつたが、一八八八年英國の保護領となり、サルタンと英國政府間に取極められた協定に依り、爾後外國との交渉は英國政府により執掌せらるゝ所となつて今日に及んでゐる。

三 人 口

總數—一九三一年の國勢調査に據れば、總人口三〇、一三五(一九二二年二五、四五一)人で、此の中馬來人二六、九七二(同二三、九四三)、支那人二、六八三(一、四二二)を算した。従て其の密度は一平方軒に付四、六五の割合である。言語—ブルネイに於ては一般に馬來語が用ひられるが、官廳關係に於ては主として英語が用ひられる。同地の馬來語はラングア・フランカ(Langka Franks)と稱せられ、英領馬來の馬來語とは稍異なる。尙此の外二、三の土語が土人間に使用せられてゐる。

四 教 育

教員を得ること困難である爲現在義務教育の行はれてゐるのはブルネイ市に限られてゐる。全國に義務教育の實施を見るに至る迄は未だ相當の時日を要する。一九三四年末に於ける學校數は一五校で、ブルネイ市とクアラベライトに於ては土語による教育は強制的に行つてゐる。尙同年末に於ける國立

ブルネイ

小學校兒童數は八六六名で、各一九三三年及一九三二年末に於ては夫々八八三名及七八一名であつた。

教授用語は馬來語で、學科目は馬來半島土人小學校に其の範を採り、兒童に漁業・農業を厭忌せしめる様な科目は一切採用されてゐない。各小學校は夫々所有の農園により兒童の農業實習を行ひ斯業の獎勵を計つてゐる。

尙ブルネイ及クアラベライトに私立支那人學校があつて、一九三四年末現在生徒數、前者は男五五、女二二、後者男四五、女六を有し、共に政府の補助を受けてゐる。

五 衛 生

一九三〇年五月、創めて常任歐洲人醫務官任命せられ、其の後醫務衛生に對する設備は大いに改良せられて來た。一九三四年に於ける醫務課収入額は一、五一八弗、支出額は五〇、七一三弗で、同國總歳出の九%に當り同國財政より見れば衛生費に可成りの支出を散行してゐる。

ブルネイの人口調査は推定に基くもので、従て正確な死亡・出生率等を知るに由がない。が參考の爲一九三四年に於ける出生率は千人に付三九・六一(一九三三年四二・九三)、死亡率千人に付三七・五一(前年二六・三八)となる。又幼児死亡率は千人に付三五・五(一九三四年)で非常な高率を示してゐる。故に其の改善對策は醫務當局現下の重要問題である。叙上の高率幼児死亡原因は、全國婦女子の無智疎昧及産婆の無學に基くものである。

ブルネイ市には官立病院があり、其の外に病院三箇所を經營してゐる。別に巡廻診療所の設備がある。又クアラベライトには英領馬來石油會社經營の病院があつて、政府の所用に供されてゐる。

因に一九三四年中は何等の傳染病發生を見なかつた。

六 政 治

概要—ブルネイは行政上の目的よりブルネイ、トウトン、ペライト、テムブロン及ムアラの五地方に劃分される。首府はブルネイ市にあり、サルタン

の居城も英國理事廳も同市に在る。

現國王は一九二四年即位せる第二十六代S. H. Ahmed Tajudin Akhrami Khairi Wadin Toni Almerham Sultan Mohamed Jemul-ul-Alam P. a. s. 併しサルタンは年千四百磅、又大臣は各年七百磅宛、國庫より手當を受け、何れも空名を擁するのみで、事實上英國理事官が庶政を獨裁してゐる。官署は財務課・關稅專賣課・醫務課・郵便電信課・土木課・裁判所・警察部等に分れてゐるが、この中英人官吏としては理事官のみである。

同理事官は英國政府の任命に係り、同教關係を除く一切の國內政務を管掌してゐるが、右理事官は馬來諸州の統監即ち海峽植民地總督の監督を受け居る關係上、當國の施政方針は馬來諸州の夫と共通する傾向がある。外國との交渉は、英國との協定により英國政府の執掌する所となつて居り、又同教關係事務は依然としてサルタンの司る處である。

次に當國の司法・警察及刑務狀態に付述べれば、左の如くである。司法一裁判は裁判所で行はれ、之は英領馬來と同じ理事官裁判所・第一級裁判所・第二級裁判所・土人裁判所・カチ裁判所の五級に分れてゐる。此の中、理事官裁判所は一切の民事刑事訴訟の第一審裁判並上告裁判を管掌する。而して海峽植民地高等法院は、死刑に該當すべき犯罪の第一審裁判及法律の特に定める民事刑事事に關し、理事官裁判所の下した判決に對する控訴裁判を管轄する。

警察一九三四年末現在によれば、Non-Commissioned Officer 一三名、Constable六八名を以て警察隊が組織せられて居り、紀律の嚴守を訓練すると共に射撃の上達を獎勵してゐるので、警察隊の素質は近時非常に向上して來た。

刑務所一九三四年に於ける收監囚人數は三六名で、盡く男子成年者である。之を人種別にすれば、支那人一八、馬來人一一、ケダヤン三、爪哇人四、印度人三である。囚人は主として道路敷設・埋立工事等の土木事業に使役せられてゐる。

Table with 3 columns: Category (e.g., 專賣收入, 市人頭稅), Amount, and Unit. Includes sub-sections like 一、裁判所及官署手数料等 and 二、測量收入.

七 財政

當國の財政は極めて少額、併し一九三三年以來景氣恢復と共に漸次増加の傾向を辿り、一九三四年度歳入歳出に就て見るに、歳入六四五、〇二一弗、歳出五四五、〇二一弗であつた。而してサルタン執政時代より財政難に苦しみ來れる當國は英國理事官制度の下に於ても依然國庫の窮乏を告げ、國債は一九三四年末現在で三七八、二〇〇弗に達し、その全部は馬來聯邦政府の貸付に係るものである。

歳出入決算表

Table with 4 columns: Year (e.g., 一九三〇, 一九三二), Income, Expenditure, Total. Includes a note about the unit being in dollars.

項目別歳出入決算表

Table with 3 columns: Item (e.g., 關稅收入, 關稅及免許料), Amount, and Unit. Includes a note about the unit being in dollars.

(附) 輸出入關稅率

ブルネイにては輸出入關稅を改正し、一九三六年九月十四日より之を實施した。表中特定商品に對して特惠關稅の附記あるものは該商品が英帝國內にて生育、生産或は製造せられ、而して該地より直接當領内に搬送せられた商品なりと貿易關稅局長が認めたる場合のみに普通關稅に代り特惠關稅を以て徵收せられるものである。而して是等商品は其の價格の二五%までが英帝國內にて製造せられたるものなる事を要す。

輸入關稅率表

Table with 4 columns: Commodity (e.g., 酒類, 精溜酒), Name, Unit, and Rate. Includes a note about the unit being in dollars.

三、ウイスキー、ラム、ジン	標準強度酒	一三〇〇	一	同
ホ、當該税關吏に依り標準酒精度八一%を 超へずと認められたる瓶入りウイスキー、 ラム、ジン	一ガロン	九〇〇	一	同
ヘ、椰子酒、日本酒、支那三燒酒(藥用三燒 酒を含む)	同	九〇〇	一	同
ト、ビツター及リキニール	同	六〇〇	一	同
チ、沸騰性葡萄酒	同	六〇〇	一	同
リ、標準酒精度二六%を越ゆる非沸騰性葡 萄酒	同	四〇〇	一	同
ヌ、標準酒精度二六%を越へざる非沸騰性 葡萄酒	同	二〇〇	一	同
ル、麥酒、スタウト、エール、ポーター、 サイダー及ペリー	同	二〇〇	一	同
二、煙草	同	一〇〇	一	同
イ、葉巻及煙草	一封	一〇〇	一	同
ロ、紙巻煙草	一斤	一〇〇	一	同
ハ、支那煙草	一封	一〇〇	一	同
ニ、スマトラ、バラムパン其他の土人煙草	同	一〇〇	一	同
ホ、鑲入煙草	同	一〇〇	一	同
ヘ、其他に記入せざる煙草	同	一〇〇	一	同
三、油(非食用)	同	一〇〇	一	同
イ、燈油	一ガロン	一〇〇	一	同
ロ、石油	同	一〇〇	一	同
ハ、其他の特記せざる油	同	一〇〇	一	同
四、イ、砂糖、椰子糖、糖蜜、精製砂糖水、 糖菓、濃厚糖液、豆糖	一擔	二〇〇	一	同
ロ、三〇以上の砂糖を含有するシラップ 或は溶液	一ガロン	一〇〇	一	同
但し他の項目にて課税せられたるものは 當項目に依り再課税せらるゝ事なし				
五、武器及銃器				

イ、施條銃、獵銃、拳銃及連發拳銃	一挺	五〇〇	一	同
ロ、裝彈及空砲	一〇〇〇箇	一〇〇	一	同
但し輸入前に警察官の許可證を要す				
六、燐寸	一〇〇箇	一〇〇	一	同
七、豆油及落花生油、古々椰子油、豚脂	一噸	四〇〇	一	同
八、イ、セメント	一噸	六〇〇	一	同
ロ、セメント製品(タイルを含む)	一噸	五〇〇	一	同
九、コスメチック及香水	一噸	一〇〇	一	同
一〇、織物及衣類	同	一〇〇	一	同
イ、反物(木綿、リネン、人絹及夫 等の交織)	平方碼	一〇〇	一	同
ロ、(イ)及縫絲、織絲、ガンニール類を除く 綿、リネン、麻、絹、人絹、フェルト、 フランネル、毛及其他の植物纖維製の 品及半製品	平方碼	一〇〇	一	同
右にして既製品反物なる場合 (但し右と併用して高きを要す)				
ハ、其他の特記せざる衣類(イ)に記載せざる 長、短、半靴、オーバシューズ、スリッパ イ、及各種サンダルを含み既製・未製を問 はず)	一	一〇〇	一	同
ニ、(イ)にして一部保護、パラタ保護又はガ ダパイチヤにて製せるものか或は一部是 等に依れるもの(但し上部の留金、フア スナー、飾製部を除いて皮又は人造皮に て製せるものを除く)	一	一〇〇	一	同
ホ、護脚底	一	一〇〇	一	同
一一、自轉車同部分品	同	一〇〇	一	同
イ、自轉車一完成品	一	四〇〇	一	同
ロ、サドル	一	三〇〇	一	同
ハ、車體一完成品	一	三〇〇	一	同
ニ、車體一部分品	一	一〇〇	一	同
ホ、リム	一	一〇〇	一	同

ヘ、ハンドルバー、同備品付	同	一〇〇	一	同
ト、チェーン	同	一〇〇	一	同
チ、空入れポンプ	同	一〇〇	一	同
リ、タイヤ	一	一〇〇	一	同
ヌ、チューブ	一	一〇〇	一	同
ロ、同	一	一〇〇	一	同
一、同	一	一〇〇	一	同
二、同	一	一〇〇	一	同
三、同	一	一〇〇	一	同
四、茶	一	一〇〇	一	同
一五、落花生	一	一〇〇	一	同
一六、眞鍮、青銅、銅器製品	一	一〇〇	一	同
一七、機械及電氣用品(自動自轉車及同部分 品を除く)	一	一〇〇	一	同
一八、各種建築物及家屋用材	一	一〇〇	一	同
但し他の項目にて課税せられ居るものは 當項目により再課税せらるゝ事なし				
一九、陶磁器、土器及硝子器	一	一〇〇	一	同
二〇、鐵及鐵器(農業用器具を含む)	一	一〇〇	一	同
但し自動自轉車同部分品は當項目により課税 せられず				
二一、ペイント及同材料	一	一〇〇	一	同
二二、材木	一	一〇〇	一	同
二三、豚	一	一〇〇	一	同
二四、乾魚	一	一〇〇	一	同
二五、染料	一	一〇〇	一	同
二六、掛時計、懐中時計、寫眞機及寶石類	一	一〇〇	一	同
二七、燐燐物、花火及爆竹類	一	一〇〇	一	同
(但し輸入前許可證を得を要す)				

眞鍮、器、一カチイ、銀、價、油、(規定により規定す)

家畜及水牛、一頭、一五〇〇、オランウタン、一頭、二五〇〇

(英國理事官特別許可を要す)

コ、ブ、炭、一担、二五%

カ、ツ、炭、(規定により規定す)

家畜、類、一頭、一〇〇

ガム、ビール、一担、一〇%

皮、及、角、同、一〇%

ジェル、同、一〇%

煙草(領内産品) 一担、一〇%

上述の如く、ブルネイの財政は關稅收入と專賣收入が主要なる財源であ
る。即ち關稅收入は總收入の平均約三割五分に達し、專賣收入は平均約一割
に達してゐる。一九三四年度の關稅總收入額は一八五、二七三弗で、前年度に
比し七、〇〇六弗の増收となつて居り、次に專賣收入は即ち阿片收入で同年
度阿片販賣高七、四五七タヒル、其の純收入額四六、三九八弗で、之を前年度
に比較すれば價額に於て七、〇三二弗の減額である。國內に於ける阿片の小賣
販賣は政府自ら之に當り阿片業者は法令により其の登録を強制せられる。

八、産業

ブルネイの産業として擧ぐべきものは農業並に鑛業に過ぎぬ。而して一般經
濟界が熱帯栽培物殊に護謨によつて左右されることは他の南洋各地と同様で
ある。以下農業・林業・工業並に鑛業の順に夫々説明すれば、大要次の通りで
ある。

農業 農産物の主なるものは、護謨、サゴ及米であらう。當國は小國乍ら
海に沿ひ交通比較的便利なると、且つ施政方針が企業家に好都合なる爲相當
歐人、主として英人企業の護謨園がある。

ゴム栽培總面積は一九三四年末現在一四、〇〇〇英反以下で、中五、〇〇〇
英反は歐洲人諸會社の所有に屬し、殘餘は亞細亞人小企業者の占むる所であ

る。近來ゴム嗜好調の爲ゴム栽培業者の多數は非常なる活氣を帯び、其の輸出も一、六一二噸價額六七一、九〇〇弗に上つた。

サゴ椰子は領内原産植物で、其の生産品たるサゴは領内土人の主要食料にして其の栽培業は一時旺盛であつたが、近來世界的安値の影響に依り衰退に傾いた。一九三四年の一、八九五擔價額六二、五〇弗であつたが、一九三五年には一躍二、六〇三擔六、一七七弗に激増した。

米一領内産額は其の消費量の極めて一小部分に過ぎず、政府は産米増加に鋭意指導奨励を行つてゐるが、米種及米作方法の改良がその根本的重要事項であり、因襲久しきに亘る領内土人に之を勸奨することは中々至難事である。

一九三五年に於ける領内産米量は前年と略々同量約六十萬ガントン、米田面積約五千英反であるが、右は領内消費量の約六分の一に過ぎず、一九三四年の輸入數量四三、〇〇〇擔價額一三二、八〇〇弗に對して、一九三五年は夫々四八四、〇七二擔一八七、四二一弗の輸入を見た。

既述の通り、當國は小邦とは云へ開發せられ居る地域は未だブルネイ附近並海岸地方の一部に過ぎず、内地は全くジャングルの儘なるを以て、政府は開發奨励の爲土地拂下手續を簡單にし、且つ料金の如きも一英反當り一弗位のプレミアムを拂へば足りる様である。労働者としては土人は規則的労働に向かぬため支那人又は印度人を使用する外はない。近年英人エヌテートでは、印度人の優秀なるを認め盛んに輸入したので、農園労働者としては現在支那人労働者を凌駕するに至つた。

林業 ブルネイ國の主要林産はジェルトンと云ふゴムの一種である。ジェルトンを採取するには政府の特許が必要で、政府の森林収入の大部分はジェルトン採取特許料が占めてゐる。

木材の海外輸出は現在殆どなく、國內用として少量の硬材が産出せらるゝに過ぎない。トウトング、ペライト及テムブロン河上流の廣大なる森林地帯より良材の産出あるものと一般に推定せられてゐるが、一九三四年に領内森

二五噸の輸出を見たのみである。

工業 カッチは樹皮より抽出されるもので、染料及靴革用として使用される。領内工業の唯一とも云ふべきもので、一九〇〇年よりブルネイ市に創業された Island Trading Co, Ltd. は一九三五年二、五七五噸價額一七七、九一〇弗のカッチを輸出したが、右カッチ製造に要する樹皮の大部分は領外より供給せらるゝもので、主としてボルネオ沿岸沼澤地に密生するマングローヴであつて、又本工業に使役する労働者は殆ど全部ブルネイ人であると云ふ。

美術工藝品—主要なる土人工藝品は銀器・眞鍮器・絹サロン及綿サロンの四種である。銀器は古來同國手藝品中重要な地位を占め、其の精巧なる點に於てボルネオ島及馬來半島各地より産するものより大なる聲價を博してゐる。近年馬來美術手藝協會が新嘉坡に本品販賣市場を開設して以來、その需要額に増加するに至り、一九三五年に於ける海外輸出高は七、七〇九弗に達した。ブルネイ銀製器工は、葉巻入・灰皿・洗指針等の歐洲製品を模造し、それに同國特有の古代模様を彫刻する事に卓絶せる技能を有してゐる。

眞鍮器製造は實用品・獎勵品等にして、主として内地の需要に充される。又極く少量の絹サロンを産するが、大半は綿サロンである。何れもブルネイ

商品別輸出入高表

單位は海峽幣

出所はブルネイ政府年報

品名	單位	數						價					
		一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六		
食料・飲料及煙草	噸	11,131	11,014	11,000	11,110	11,110	111,400	107,400	117,000	127,000	127,000		
米	噸	11,131	11,014	11,000	11,110	11,110	111,400	107,400	117,000	127,000			
其他穀物	噸	11,131	11,014	11,000	11,110	11,110	111,400	107,400	117,000	127,000			
ミル	噸	11,131	11,014	11,000	11,110	11,110	111,400	107,400	117,000	127,000			
ル	噸	11,131	11,014	11,000	11,110	11,110	111,400	107,400	117,000	127,000			
ク	噸	11,131	11,014	11,000	11,110	11,110	111,400	107,400	117,000	127,000			
ブルネイ										一一六五			

林調査を完了、目下三十五萬英反の保存林に關する手續進行中である。又ジェルトン事業も近年其の基礎漸く堅實味を加へつゝあり、一九三五年には相場上昇に伴つて二、三三三擔價額四五、〇六〇弗の輸出があつた。

水産業 漁業はブルネイ郡住民大多數の生業で、鮮魚は大量領内市場に於て消費に當てられるが、乾蝦は一九三四年には三五九擔一、四八二弗、一九三五年には四七五擔一五、六五二弗の輸出を見た。

礦業 石油—ブルネイに於て石油が創めて發見せられたのは一九一四年ペライト郡のラビ (Labi) に於てである。一九二四年 The British Malayan Petroleum Co, Ltd. は、其の附近一帯のコンセッションを獲得したが、ラビ油田は餘り有望なるものではなく、一九三一年十一月放棄して終つた。然し同社はペライト郡海岸地帯の試掘に盡力して來た結果、一九二九年四月クアラペライトの北西約十哩セリア (Seria) に油田を發見し、其處に同社の本部を置いた。右油田は後間もなく、サラワクのミリ油田に匹敵し得る良好なる油田なること判明し、一九三〇年及一九三一年の兩年に亘り著々準備を完了し、一九三二年に至つてセリアよりサラワク領ルイトン (Lutong) 精油所に輸送管を完成し、送油が始められた。爾來逐年新業發展向上し、現在では當領重要産業となり、一九三五年のローヤルティ三十八萬三千弗に達し、同領歳入の四割七分を占め、原油四四一、七四四噸及天然瓦斯四六四、七〇三、九一七立方呎を輸出した(因に一九三四年の輸出量は原油三七一、五九一噸、天然瓦斯七九二、四五三、八六三立方呎であつた)。而して新油田調査は周年續行せられ、一九三五年には三十六油井より産油しつゝあり、使用苦力は支那人・馬來人及印度人にして、支那人は契約苦力であるが、馬來人及印度人は自由苦力で日給制度である。

石炭—石炭は領内廣く埋藏があり、ムアラ (Muar) 炭坑の如きサラワク王により二十五年間以上に亘り採炭せられてゐるが、一九三一年馬來聯邦礦務局一技師による調査の結果、炭層の特異性に依り、大規模採炭は不採算なりと稱せられ、現在でも原始的方法により小規模に採炭が行はれて居り、一九三五年の産出石炭數量八三八噸、内八一三噸は領内消費に當てられ、僅々

婦女子の手織製品である。而してトレンガマ及馬來半島各地産のものに比し生地・色合共に遜色する所がない。

九 貿易

一九三三年に於ける貿易總額四、六〇二、八〇五弗、一九三四年五、二七八、〇八九弗であつたが、一九三五年には六、一二四、九九八弗の輸出入額を示し、貿易は逐年増加の傾向に在る。

輸入—一九三四年には一、八八七、三三九弗であつたものが、一九三五年には二、四一五、四九九弗の輸入額を示し、前年に比し五二八、一六〇弗の増加を示してゐる。之は各種製造品及金銀の輸入増加に起因するものである。

輸出—一九三五年の輸出額三、七〇九、四九九弗で、前年の三、三九〇、七五〇弗に比し三一二、四四九弗の増加となつた。右は栽培ゴム及天然ガスの輸出減少にも拘らず、眞鍮・カッチ及林産物の輸出激増によるものである。

次表は一九三二—三五年に至る最近四箇年間の主要輸出入品量額を對比したものである。

